

杉並区職員措置請求監査結果

(平成26年度政務活動費に関する住民監査請求(その1))

平成28年6月

杉 並 区 監 査 委 員

目 次

第1 請求の概要と受理	
1 請求人	1
2 請求書の提出	1
3 請求の概要	1
4 請求の受理	1
第2 監査の実施	
1 証拠の提出及び陳述	3
2 監査対象事項	3
3 対象部局とその抗弁要旨	3
3-1 区議会事務局	3
3-2 総務部総務課	5
4 区議会議長の調査回答の要旨	5
4-1 平成28年4月28日付け調査回答	5
4-2 平成28年5月30日付け調査回答	6
5 区議会議長の再調査回答の要旨	6
第3 監査の結果	
1 結 論	8
2 政務活動費に係る条例等の制定等の経緯	8
3 判 断	9
3-1 監査の基本的な考え方と視点	9
3-2 項目別判断	10
3-2-1 事務費	10
3-2-2 区政報告及び区政報告会に要した費用	11
3-2-3 ホームページ管理料	13
3-2-4 ガソリン代	13
3-2-5 杉並区議会自由民主党のチラシの費用	14
3-3 まとめ	15
4 意見・要望	15
<別紙>	
1 措置請求書等	
1-1 措置請求書	17
1-2 追加の証拠資料	75
2 区議会事務局抗弁書	81
3 総務部総務課抗弁書	87
4 区議会議長の調査回答	
4-1 平成28年4月28日付け調査回答	93
4-2 平成28年5月30日付け調査回答	101
5 区議会議長の再調査回答	103

<資料>

1	政務活動費条例	105
2	政務活動費規則	109
3	政務活動費規程	111
4	事務処理の手引	115

【注】

- 1 政務活動費条例、政務活動費規則及び政務活動費規程は、平成26年4月1日現在のもので、事務処理の手引は平成26年度版である。
- 2 本監査結果においては、必要に応じてマスキングを行うとともに、第三者の個人情報を仮名（A等）で表示している。また、請求人の氏名は仮名（a等）で表示し、その住所等の記載は省略している。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

a

b

c

d

e

f

g

2 請求書の提出

平成 28 年 4 月 13 日

3 請求の概要

請求人が提出した措置請求書は別紙 1 - 1 のとおりであり、その概要は次のとおりである。

大熊昌巳議員（以下「当該議員」という。）の平成 26 年度政務活動費のうち、次の違法又は不当な支出 76 万 4,687 円について、当該議員に対して速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 事務費 | 12 万 4,749 円 |
| (2) 区政報告及び区政報告会に要した費用 | 45 万 5,623 円 |
| (3) ホームページ管理料 | 6 万 4,800 円 |
| (4) ガソリン代 | 4 万 4,515 円 |
| (5) 杉並区議会自由民主党のチラシの費用 | 7 万 5,000 円 |

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 28 年 4 月 22 日の監査委員会議において受理することを決定した。

なお、富本卓監査委員及び太田哲二監査委員は、同年4月15日の監査委員会議において、同法第199条の2の規定に基づき、除斥とした。(富本卓監査委員及び太田哲二監査委員は同年5月18日に退任)

また、同年5月19日に就任した浅井邦夫監査委員及び河津利恵子監査委員は、同日の監査委員会議において除斥とした。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年5月9日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、追加の証拠資料（別紙1－2）を提出し、請求の趣旨を補足する陳述を行った。

2 監査対象事項

当該議員の平成26年度政務活動費のうち、請求人が違法又は不当と主張する76万4,687円の支出（①事務費12万4,749円、②区政報告及び区政報告会に要した費用45万5,623円、③ホームページ管理料6万4,800円、④ガソリン代4万4,515円及び⑤杉並区議会自由民主党のチラシの費用7万5,000円）について、違法又は不当の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

ただし、平成26年11月28日の区政報告会案内はがきの印刷代・はがき代4万4,166円（5万5,208円×0.8）のうち、2万2,486円については、収支報告書及び出納簿の訂正により、平成28年5月26日に同額が返還されたことから、監査の対象外（却下）とした。

3 対象部局とその抗弁要旨

杉並区議会事務局（以下「区議会事務局」という。）及び杉並区総務部総務課（以下「総務部総務課」という。）を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、平成28年4月28日に抗弁書の提出を受けるとともに、同年5月12日に説明聴取を行った。

区議会事務局の抗弁書（別紙2）及び総務部総務課の抗弁書（別紙3）の要旨は、次のとおりである。

3-1 区議会事務局

区議会事務局の抗弁書には、①政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等、②請求人の主張に対する見解等及び③平成28年度からの取組について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

（1）政務活動費の法制化の経緯

平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされ、また、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされた。（平成25年3月1日施行）

これを受け、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」（以下「政務調査費条例」という。）の一部が改正され、政

務活動費を充てることができる経費の範囲が「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められ、別表において「政務活動に要する経費」として具体的な経費区分が定められた。

また、議長は、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとされた。

(2) 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動を行い、政務活動費として交付するに当たっては、こうした活動に必要な経費の一部として、「政務活動に要する経費」の範囲内で支出されなければならないことは当然のことである。

また、会派及び議員においては、その一部が公費として負担される以上、コスト意識をもって活動を行う必要があるとともに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められていることは、十分に認識しているところである。

しかし一方で、どのように活動するかは、政務活動の主体である会派及び議員の自律的判断に委ねられているものである。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかといった判断についても、会派及び議員の活動の実態に照らして自ら判断し、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものである。

※ その他、個別の請求項目等（①按分、②事務費、③区政報告、④ホームページ管理料及び⑤ガソリン代）に対する見解が記載されている。

(3) 平成28年度からの取組

政務活動費の適正な執行の確保により一層努めていくため、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」（以下「政務活動費規程」という。）を一部改正し、ガソリン代の支出割合は経費の2分の1を上限とし、ただし、議員一人当たり月額5,000円を限度とすることとした。さらに、自宅兼用事務所光熱水費については、自己所有及び自宅兼用の事務所の光熱水費は計上できないものとするとして改めた。

また、書籍や備品について、特に区民に疑義が生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上に当たって特に留意する必要がある事項として、会派及び議員から説明を求めることとしたところである。

なお、交付額を超えた収支報告書について、平成27年度から交付額の範囲内での収支報告に努めるものとする運用を改めたところであるが、平成28年度からは交付額の範囲内で収支報告するものとするとして改めた。

今後も、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の更なる確保に努め、より一層区民に信頼される制度となるよう、引き続き不断の検証・見直しに取り組むこととしている。

3-2 総務部総務課

総務部総務課の抗弁書には、①政務活動費の制度制定の経緯、②政務活動費の交付及び返還等に関する手続、③政務活動費の適正化に向けた取組及び④今回の措置請求に関する区の見解について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 政務活動費の適正化に向けた取組

平成27年度に提出された平成25年度の政務活動費に関する措置請求の監査結果における監査委員からの意見・要望を踏まえ、区議会で検討を重ね、平成28年2月1日に「平成27年度政務活動費調査検討委員会検討結果」をまとめ、平成28年4月から政務活動費規程を改正し、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めている。

(2) 今回の措置請求に関する区の見解

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派及び議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障のないような政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものである。

今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下「政務活動費条例」という。）第11条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正に執行したものと考えている。

先に述べた平成27年度の区議会の取組は評価するものであるが、引き続き、適正な運用が図られるよう必要な助言に努めながら、自律的な取組を後押ししていく。

4 区議会議長の調査回答の要旨

政務活動費条例第11条で、議長は収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととされていることから、請求人が指摘している政務活動費の支出の違法性又は不当性の有無等について、議長に調査を依頼した。

議長の回答要旨は、次のとおりである。

4-1 平成28年4月28日付け調査回答（別紙4-1）

議長の調査回答には、①政務活動費条例に基づく議長の調査の実施、②調査結果、③今回の措置請求に対する議長の見解、④当該議員からの説明について

記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

ア 調査結果

政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 26 年度の「政務活動に要する経費」及び「政務活動に要する経費細目」に基づく適正な支出が行われていた。

イ 今回の措置請求に対する議長の見解

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられていると考えており、平成 26 年度当時の基準により、会派及び議員がそれぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

政務活動費の適正な運用の確保に向けては、これまでも不断の検証・見直しを行ってきたが、政務活動費の用途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める。

※ その他、当該議員の説明として、個別の請求項目（①事務費、②区政報告及び区政報告会に要した費用、③ホームページ管理料、④ガソリン代及び⑤会派のチラシ）に対する説明が記載されている。

4-2 平成 28 年 5 月 30 日付け調査回答（別紙 4-2）

平成 28 年 5 月 18 日に行われた当該議員の平成 26 年度政務活動費収支報告書及び出納簿の訂正（誤記控除・誤記更正）について、追加回答がされている。

上記の訂正により、平成 28 年 5 月 26 日に返還された金額等は、次のとおりである。

内 容	返還額
平成 26 年 11 月 28 日の区政報告会 案内はがきの印刷代・はがき代	4 万 4, 166 円 のうちの 2 万 2, 486 円

5 区議会議長の再調査回答の要旨

平成 28 年 4 月 28 日付けの回答書では、事務費及び区政報告会に要した費用について、説明が十分でない箇所があったことから、議長に再調査を依頼した。

再調査においては、①パソコン等の使用目的の 9 割を占める政務活動の内容及び②過去の区政報告会及び礼状の送付の実績について、それぞれ具体的な説明を求めた。

平成 28 年 5 月 17 日付け再調査回答（別紙 5）の要旨は、次のとおりである。

(1) パソコン等の使用目的の 9 割を占める政務活動の内容について

パソコンは、区民への区政報告等の送付のための名簿管理や区政報告会の案内状、礼状及び説明資料の作成に使用している。さらに、自分自身のホー

ムページへの書き込み、区政や施策の研究などのためのインターネットの利用、区民、区議会事務局及び区所管課とのメールのやりとりなどに使用している。また、カラープリンターは、これらのパソコンの使用により、プリントアウトが必要なデータの印刷も行っている。

(2) 過去の区政報告会及び礼状の送付の実績について

平成27年度は区政報告会を実施していないが、平成26年度以前は毎年実施している。ただし、礼状は出している場合と出していない場合がある。

第3 監査の結果

1 結 論

本件請求については、平成 28 年 6 月 8 日に監査委員 2 名（上原和義監査委員及び岩崎英司監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件請求のうち、収支報告書及び出納簿の訂正により返還された支出に係る部分については、これを却下し、その他の支出に係る部分については、請求に理由がないものと認められるので、これを棄却する。

2 政務活動費に係る条例等の制定等の経緯

杉並区における政務活動費（旧政務調査費）に係る条例等の制定等の経緯は、次のとおりである。

- (1) 平成 12 年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が創設されたことに伴い、平成 13 年に、政務調査費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」（以下「政務調査費規則」という。）が制定され、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、使途基準等が定められ、平成 13 年度から会派及び議員に対して政務調査費が交付された。
- (2) 平成 19 年に、区議会の自主的なルールとして、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」（以下「政務調査費規程」という。）が制定され、選挙活動、政党活動又は後援会活動に関する経費などの 10 項目の経費は区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないと明示された。
- (3) 平成 20 年に、政務調査費規程の一部が改正され、政務調査費規則別表で定められていた「使途基準」をより具体化した「使途基準細目」が定められた。
- (4) 平成 24 年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が改正され、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。
- (5) 平成 25 年に、政務調査費条例が政務活動費条例に改正され、「政務調査費」が「政務活動費」に改められ、政務活動費を充てることができる経費が「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされ、「使途基準」に代えて別表で「政務活動に要する経費」として 10 項目（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費及び人件費）の経費が定められた。

また、政務調査費規程が政務活動費規程に改正され、別表で定められていた「使途基準細目」が「政務活動に要する経費細目」に改められた。

3 判 断

3-1 監査の基本的な考え方と視点

本件監査に当たっての基本的な考え方と視点は、次のとおりである。

- (1) 政務活動費は、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究その他の活動に資する」ことを目的として、必要とする経費の一部を助成するものであり、交付の対象、額及び方法並びに充てることができる経費の範囲、その使途の透明性を確保するための方法等については、各自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。
- (2) 会派及び議員による政務活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、区では、平成 25 年 3 月から、政務活動費条例において、一部その使途の拡大を図り、政務活動費を充てることができる経費を「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めたところである。
- (3) 二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会は重要な役割を担っており、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務活動には執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当である。
- (4) しかし反面、政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならない。また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務活動費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」に加え、区議会による自主的なルールと仕組みが整えられてきたと認められるが、透明性の確保は、使途が拡大された政務活動費制度において、より一層求められているといえる。
- (5) こうしたことから、政務活動費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反していることがうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していない」とした政務調査費についての判例（平成 21 年 12 月 17 日最高裁判所判決）は、政務活動費制度においても同様に該当すると解される。
- (6) 以上から、本件監査において、政務活動費の支出については、政務活動費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、

政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要する経費細目（政務活動費規程別表）」等に照らし、また、使途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断するものとする。

3-2 項目別判断

請求人は、措置請求書記載の項目ごとに違法又は不当とする理由を述べている。

そこで、措置請求書記載の5項目（①事務費、②区政報告及び区政報告会に要した費用、③ホームページ管理料、④ガソリン代及び⑤杉並区議会自由民主党のチラシの費用）について、請求内容の適否を判断することとする。

3-2-1 事務費

[請求人の主張要旨]

事務費（①パソコン接続料、②パソコン無線ラン料、③ノートパソコン無線ラン料、④パソコンソフトリース料及び⑤カラープリンター保守料）を按分率90パーセントで計上しているが、90パーセントとした証拠書類の提出はなく、根拠は不明であり、また、議員の活動は多岐にわたり、90パーセントが政務活動とは信じがたい。

「政務活動費支出の基本的な考え方」の按分の原則における「社会通念上相当な割合による按分」とは2分の1を上限とする割合で適切に按分するものであり、50パーセントを超える按分は認められない。

[判断]

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、パソコン、プリンター等を使用し、その接続料、保守料等を支出することは、政務活動費条例別表に規定する「政務活動に要する経費」及び政務活動費規程別表に規定する「政務活動に要する経費細目」（以下「政務活動に要する経費・同細目」という。）で事務費として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に則して、領収書（これに類するものを含む。以下同じ。）が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

本件の事務費については、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該議員からも、再調査回答において、パソコン及びカラープリンターの使用実態について、「パソコンは、区民への区政報告等の送付のための名簿管理、区政報告会の案内状、礼状及び説明資料の作成、自身のホームページへの書き込み、区政や施策の研究などのためのインターネットの利用、区民、区議会事務局及び区所管課とのメールのやりとりなどに使用し、カラープリンターは、これらのパソコンの使用により、プリントアウトが必要なデータの印刷も行っている」と具体的に説明されている。

また、按分率について、「議員活動専用であって政務活動に9割使用している」と説明され、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、請求人は、平成27年度の「杉並区職員措置請求監査結果（平成25年度政務活動費に関する住民監査請求（その1）～（その3））」の監査委員の意見・要望において、監査委員は「政務活動費支出の基本的な考え方」の按分の原則における「社会通念上相当な割合による按分」とは50パーセント程度であると述べていると主張する。

しかしながら、上記の意見・要望においては、「政務活動に要する経費細目」において「2分の1を上限とする割合で適切に按分するもの」とされている経費（ガソリン代、事務所賃借料等）について、私的活動が相当程度に混在する場合とそうでない場合との間で按分の上限に差異が設けられていないことから、私的活動が混在する場合の按分割合の妥当性について再検討を要望したものであって、請求人が主張するように、監査委員が「社会通念上相当な割合による按分とは50パーセント程度である」と述べたものではない。

3-2-2 区政報告及び区政報告会に要した費用

[請求人の主張要旨]

- 1 区政報告に要した費用（①印刷代、②発送事務手伝いに要した人件費及び③送料）を按分なしで計上しているが、当該区政報告は政務活動費条例で認められない選挙関係の内容であり、政務活動費から支出することは認められない。
- 2 平成26年11月21日の区政報告会に要した費用（①案内はがき印刷代・はがき代、②礼状発送費及び③椅子・ストーブレンタル料）を按分80パーセントで計上しているが、当該区政報告会は平成27年4月の選挙に向けての準備であり、これらの費用は政務活動費条例で認められない選挙に関するものである。
- 3 平成26年11月29日の区政報告会に要した費用（①会場費、②案内はがき印刷代・はがき代及び③礼状発送費）を按分80パーセントで計上しているが、当該区政報告会は石原のぶてる衆議院議員、早坂よしひろ都議及び小宮あんり都議を招いて行われており、これらは政務活動費条例で認められない選挙に関する経費である。

[判 断]

会派及び議員が行う活動並びに区政について区民への報告等を行うため、区政報告を作成し、又は区政報告会等を開催し、それらの経費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で広聴広報費等として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に則して、領収書（区

政報告の場合は、領収書及び原本)等が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

まず、上記の請求人の主張要旨1の「区政報告に要した費用」については、いずれも領収書が提出され、印刷代については区政報告の原本が、人件費については政務活動補助職員勤務報告書が、それぞれ提出されており、いずれも「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、請求人は、本件区政報告の内容について、政務活動費条例で認められない選挙関係の記事であり、政務活動費から支出することは認められないと主張する。

たしかに、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、区政報告等によって会派及び議員の活動等を紹介することが選挙の際に役立つこともあり得るところではあるが、これはいわば副次的な効果というべきものである。専らこれを目的として区政報告等がされているなどの事情がない限り、このような側面があることのみを理由として区政報告等の経費を政務活動費から支出することができないと解することは妥当でない。

したがって、区政報告等に選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとか、専ら選挙活動等のために行われたなどの具体的事情がない限り、政務活動費から支出することができない経費に該当するとは認められない。

本件の2件の区政報告（「区政報告A3両面カラー」及び「日々挑戦A4両面カラー」）には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行されたなどの具体的事情があると認めることはできない。

次に、上記の請求人の主張要旨2及び3の「区政報告会に要した費用」については、いずれも領収書が提出され、印刷代・はがき代については、平成26年11月28日支出分の一部を除き、案内はがきの原本が、礼状発送費については礼状の原本が、それぞれ提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。なお、先に述べたとおり、平成26年11月28日の区政報告会案内はがきの印刷代・はがき代4万4,166円のうちの2万2,486円については、その原本が提出されていなかったことから、平成28年5月26日に同額が返還されている。

当該議員からも、区政報告会の内容について、「定例会の質問事項と答弁内容を配布し、改めて、質問と答弁を掘り下げて伝え、質問をいただき、区の施策に関する解説と質問にお答えし、区議会議員としての活動への思いを伝えている」と説明されている。また、按分率について、「予定していたよりも区政報告の時間が少なくなったため、その割合を考え、80パーセントで按分した」と説明され、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。そして、再調査回答において、当該

議員から平成26年度以前は毎年区政報告会を実施していると説明されていることからすると、専ら選挙活動のために区政報告会を行ったと認めることもできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3-2-3 ホームページ管理料

[請求人の主張要旨]

按分率70パーセントとした根拠が不明であり、また、当該議員の感想や雑感が多く、政治活動か政務活動とは無関係の内容である。

したがって、政務活動費の按分の原則に基づき、50パーセントを超える按分は認められない。

[判断]

会派及び議員が行う活動並びに区政について区民への報告等を行うため、ホームページを作成し、その経費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で広聴広報費として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に則して、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

本件のホームページ管理料については、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該議員からも自身の思い（感想等）が占める部分（30パーセント）を控除して按分率70パーセントとしたとの説明があり、また、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3-2-4 ガソリン代

[請求人の主張要旨]

ガソリン購入時の領収書の提出のみで、使用目的及び使用状況が不明であり、政務活動に使用したという実態がなく、政務活動費から支出することは認められない。

[判断]

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、自動車・バイクを移動手段として利用し、そのガソリン代を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で調査研究費として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に則して、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内で実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法

又は不当であるということとはできない。

本件のガソリン代については、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該議員からも自動車の使用実態や按分率について、「政務活動としての使用実態は50パーセントをはるかに上回っており、按分率50パーセントで計上した」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3-2-5 杉並区議会自由民主党のチラシの費用

[請求人の主張要旨]

当該チラシは、面積の約半分が議員らの写真や名前、自由民主党の大文字で占められ、名前や写真を広く区民に知らせることが目的で、平成28年2月4日の京都地方裁判所判決にあるように政務活動とは認められず、写真以外の記事部分をみても、自民党の内容ばかりである。

したがって、按分25パーセントが妥当である。

[判断]

3-2-2で述べたとおり、区政報告については、「政務活動に要する経費・同細目」等に則して、領収書及び原本が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

本件のチラシの費用については、領収書及び当該チラシの原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、名前や写真を広く区民に知らせることが目的で政務活動とは認められないなどと主張するが、3-2-2で述べたとおり、そのような効果があったとしても、それは副次的な効果というべきものであり、また、区政報告は、区民の意見等を収集し、把握する前提としての意義を有するものであり、収集等をするためには、議員の住所、電話番号、顔写真等を掲載することが効果的な場合もあると考えられる。

そして、当該チラシには、選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、専ら選挙活動等のために行われたなどの具体的事情があると認めることもできない。

なお、請求人は、平成28年2月4日の京都地方裁判所判決を違法又は不当とする根拠としているが、当該判決は集合写真代の支出を違法としたものであって、当該議員の説明によると、本件支出には集合写真代は含まれておらず、本件と事案を異にするものであり、当該判決の当事者である京都市は、平成28年2月16日に大阪高等裁判所に控訴しており、当該判決は

確定していない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3-3 まとめ

以上のとおり、本件各支出に違法又は不当な点は認められず、本件請求には理由がないものと認められるので、これを棄却する。

4 意見・要望

監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

- (1) 区議会が政務活動費制度の検証と改善を求めるこれまでの監査意見や区長による制度の適正運用に関する申入れ等を受けて、運用改善についての検討を進め、「政務活動に要する経費細目」等の見直し、自律的なチェック機能の充実強化などの取組を行ってきたことは評価することができる。

ただし、なお検討すべき課題があると思われるので、以下、要望する。

ア 私的活動（使用）が混在する場合の按分の割合（上限）について

「政務活動に要する経費細目」において、政務活動費の対象となる活動と選挙活動、政党活動等の対象外の活動とが混在する場合、2分の1を上限とする割合で適切に按分すると定められている経費があるが、私的活動が相当程度に混在する場合とそうでない場合との間で按分の上限に差異は設けられていない。このため、一般的に私的使用が混在する自家用車のガソリン代なども、他と同様に2分の1の按分で計上されるケースが見受けられる。

私的活動（使用）が混在する場合の按分の割合（上限）の妥当性について、再検討されたい。

イ 按分の割合（上限）が定められていない経費について

上記アとも関連するが、現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、ガソリン代、事務所賃借料等のように支出割合の上限を2分の1とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合により按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。

- (2) 議長は、調査回答において、「政務活動費の使途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める」との見解を明らかにしてい

る。

区議会におかれては、今後も、制度の検証と改善を継続的に進めるとともに、これまでの改善内容を着実に実施し、制度の適正な運用により、議会活動の活性化、審議能力の充実強化を図るよう期待するものである。

別紙

別紙 1 - 1

2016年4月13日

杉並区監査委員御中

杉並区議会自民党大熊昌巳議員に対する2014(平成26)年度政務活動費に関する措置請求書

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1、請求の趣旨、理由及び事実証明書

別紙の通り

2、請求人

a

b

c

d

e

f

g

〈請求の趣旨〉

杉並区議会自民党大熊昌巳議員の2014(平成26)年度政務活動費収支報告書・出納簿を検討したところ、法令等に反する 764,687円の違法・不当な支出があることが判明した。大熊昌巳議員に対して速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。

〈請求の理由〉

請求の趣旨に記載した 764,687円について、これが違法・不当であり返還を要する理由は以下のとおりである。

1、事務費の 124,749円について

按分率を90%と計上しているが、90%とした証拠書類の提出はなく、根拠は不明であり、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（以下、条例と書く）」の11条透明性の確保に違反する。事務費のうちのすべてか、あるいは少なくとも50%程度は政治的活動に要した経費であることは明白である。

2、区政報告、区政報告会に要した費用455,623円について

この支出は「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規定」第2条の政務活動に要する費用として認められない選挙活動・政党活動に関する経費である。

3、HP管理料の費用の64,800円について

HP管理料の費用の按分率を70%としているが、根拠が不明である。内容をみれば政治活動か政務活動とは無関係の内容である。あるいは仮に政務活動に資する部分があるとしても50%を超えることはない。

4、ガソリン代合計44,515円について

ガソリン購入時の領収書の提出のみで、使用目的、使用状況が不明であり、政務活動に使用したという実体がない。

5、自民党討議資料の費用75,000円について

按分なしで計上しているが、紙面全体からすると「政務活動費支出の基本的な考え方」の按分の原則に反する。紙面の50%にあたる写真の部分は自民党議員の顔写真で占められていて、政党活動のための経費であり、政務活動とはいえない。他の記事の部分は仮に政務活動に資する部分があるとしても経費の50%を超えることはない。

〈事実証明書〉

1、事務費について、124,749円の返還を求める。

大熊議員は調査するためのツールに要する費用を按分比 90%として 280,678円を政務活動費から支出した。これらのツールの使用について、大熊議員からは契約書の提出は一切ない。使用状況も不明である。

内訳

○パソコン接続料90% 60,951円

4月分4914円+5054円×7か月（5、6、7、9、10、11、12月の7か月）+8月分5049円+5200円×3ヶ月（1～3月の3ヶ月）=60951円

<接続料とは何なのか。契約書の提出を求める。>

○パソコン無線ラン料 90% 3110円×11か月=34210円

（4、5、6、7、8、10、11、12、1、2、3月の11か月）

<無線LANとは何なのか。契約書の提出を求める。>

○ノートパソコン無線ラン料90% 3591円×7か月=25137円

（9、10、11、12、1、2、3月の7か月）

<無線LANとは何なのか。契約書の提出を求める。>

○パソコンソフトリース料90% 5832円×11か月=64152円

（4、5、6、7、8、10、11、12、1、2、3月の11か月）

<どのソフトリースしているのか、具体的に示すことを求める>

○カラープリンター保守料90% 8748円×11か月=96228円

（4、5、6、7、8、10、11、12、1、2、3月の11か月）

<カラープリンターは区議会から自民党会派に貸与されている。もしくは、コンビニエンスストアでも使用出来る。それなのに、わざわざ自宅に月極めで契約設置する必要性はない。必要性の説明を求める。また、どの資料をコピーしたのか、提出を求める。保守料96228円を仮にコンビニエンスストアでコピーするとA3用紙1枚80円ならば約1200枚、A3以外の用紙1枚50円ならば約1900枚のコピーができる。大熊議員の区政報告は全て印刷屋に出して、かかった費用は政活費から支出しているので、自宅にあるカラープリンターでコピーした現物の提示を求める。>

条例第11条（透明性の確保）「政務活動費の適正な運用を期すとともに、用途の透明性の確保に努める」と明記しているように、使用状況を明らかにしないまま、事務費に多額の政活費を使用することは条例違反である。

特にパソコンソフトリース料やカラープリンター保守料に多額の政活費を使用しているが、この金額は毎年、機材を購入できる金額である。実際に他の議員は按分50%で

これらを購入し、所得税法上の耐用年数に基づいて、数年に1度の買い替えを行っているのが現状である。区議会事務局から区議に対し配布された「政務活動費の支出に関する事務処理について（平成26年度版）」の冊子P10に「パソコンの耐用年数は4～5年」と書いている。

他の議員が数年に1度買い替える費用と、大熊議員が毎年リース料等で払う金額が大体同程度である。費用の面からいえば、毎年新しいパソコン等を購入した計算になるので、これは地方自治法第2条14項に違反する。

按分は全て90%であるが、根拠となる説明は不十分である。

大熊議員は「ノートパソコンのリース代について意見」を書き、領収書とともに提出した。

平成26年9月30日整理番号1 1 ノートパソコン無線ランについて
新規にノートパソコンをリースし、その使用の為のインターネットの接続料です。
按分については、従来のパソコン諸費用と同じく10分の9にしました。
根拠は、インターネットの使用が政務活動に限定され、私用の為の使用は一割に満たないと判断しております。

以上が大熊議員の説明である。客観的な根拠となる資料の提出をしないで、大熊議員の意見だけを根拠に按分90%と決定した。議員の活動は多岐にわたり、90%が政務活動とは信じがたい。

例として自民党の大和田伸議員、富本卓議員はコピー機リース料を払っている。コピー機のリース料について政活費から支出することには議論のあるところだろうが、**両議員とも按分は50%**である。

「政務活動費支出の基本的な考え方」の**按分の原則**では

「政務活動費の支出に当たっては、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない」と、明記している。

監査委員は政活費の対象となる活動と対象外の活動が混在する場合は、「2分の1を上限とする割合で適切に按分するもの」と述べている。

〈杉並区職員措置請求監査結果（平成25年度政務活動費に関する住民監査請求その1～その3）〈以後、25年度監査結果書と記す〉のP35〉

上記からわかるように「**社会通念上相当な割合による按分**」とは**50%程度**だと、議員の自主性に任せるとい**う監査を8年間に言い続けてきた監査委員**でさえ、言っているの

である。

大和田・富本議員は按分 50%である。大熊議員から按分 90%とする客観的根拠が明示されない限り、この支出は認められない。

また、根拠もなく自分の意見だけで按分を 90%に決定し、支出することは、大熊議員の公金に対する姿勢が問われるところである。

大熊議員は按分 90%で280,678円を支出したが、この額の 50%に相当する額は155,929円である。よって280,678円－155,929円＝124,749円の返還を求める。

2、区政報告、区政報告会に要した費用について455,623円の返還を求める

内訳

A、「大熊昌巳 杉並区議会・自由民主党 区政報告」に要した費用

添付資料①「区政報告A3」と②「区政報告A4日々挑戦」

下記に詳細を書くが、内容が条例で認められない選挙関係の記事で、按分もなく100%を政活費から支出した。

* 8月26日区政報告印刷代4000枚81823円について

按分なしで100%を政活費から支出

領収書綴りに「区政報告A3両面カラー」と「日々挑戦A4両面カラー」が提出しているが、発行期日の記載がない。発行期日をはっきりさせるべきである。

「区政報告A3両面カラー」には

大熊昌巳 杉並区議会・自由民主党、区政報告と書き、大熊議員の写真がある。

その下に小さい字で「区議会議員として公正な活動をする為に、公職選挙法を遵守して参ります。政務活動費を適正に活用し区政報告をお届けします」と書いてあるが、内容は選挙活動のための区政報告である。

「区政報告A3」は、書き出しから大熊議員の選挙活動である。

お世話になります。杉並区・区議会議員の 大熊 昌巳 です。～略～

早いもので、私の、区議会活動は2期8年目を迎えております。

来年の4月には3回目の統一地方選挙を迎えます。

地域の皆様より更なるご親任を承ることが出来る様、全力で区議会活動に邁進して参る所存です。以下、略

「区政報告A3」は、内容は、大熊議員自身の3回目の選挙のための広報活動であり、条例等で認められない支出であり、政務活動に要する経費・同細目で禁止されている経費である。

「日々挑戦A 4両面カラー」の内容は大熊議員のプロフィール、区議会職歴等で大半を占め、条例の趣旨に反する支出である。

大熊議員がご丁寧に「区議会議員として公正な活動をする為に、公職選挙法を遵守して参ります。政務活動費を適正に活用し区政報告をお届けします」と、区政報告紙面に書いたのだから、公職選挙法や条例に違反する恐れのある支出は、認められない。また、大熊議員も法令を遵守し、責任を持って返還すべきである。よって8月26日の区政報告印刷代4000枚81823円の返還を求める。

*** 区政報告書配送事務手伝いに要した人件費（時給900円）合計21,825円**

A氏へ8100円、B氏へ13,725円

A氏への支払

8月22日の3時間+27日の2.5時間+9月1日の3.5時間=合計9時間

時給900円×9時間=8100円

B氏への支払

8月22日の3時間+23日の3.25時間+27日の0.5時間+9月1日の3.5時間+2日の3時間+3日の2時間=15.25時間

時給900円×15.25時間=13,725円

区政報告が条例で認められない選挙活動に関する内容なので、それに伴う**人件費合計21,825円の返還を求める**

*** 送料合計136,340円**

9月2日区政報告送料1711通119,317円

9月3日区政報告送料 244通 17,023円

選挙関係の内容にもかかわらず、按分無し、費用の100%を支出することは認められない。よって**送料代合計136,340円の返還を求める**。

「大熊昌巳 杉並区議会・自由民主党 区政報告」に要した費用は上記の理由により

8月26日区政報告印刷代4000枚81823円

区政報告書配送事務手伝い人件費合計21,825円

送料代合計136,340円、

以上の**総合計81823円+21,825円+136,340円=239,988円の返還を求める**

B、11月21日自宅でテントを張って行った区政報告会に要した費用

*** 10月28日区政報告案内はがき印刷80% 75366円**

740枚のハガキの原稿作成、裏表印刷代、52円の送料でかかった費用94,208円の按分

80%75366円を政活費から支出した。内容は「来年四月、私は、三回目の統一地方選挙

に挑戦を致します。・・・この度は、狭い処ですが自宅側にテントを張り会場を設け、区政への思いをお伝えさせて頂きたいと存じます。・・・」と、選挙に向けての準備であり、政活費からの支出は条例等に違反する経費である。

ハガキの印刷は740枚あるが、大熊議員の自宅にテントを張り、会場設営したことは何人の参加を見込んだのだろうか。大熊議員の自宅はどれほどの広さか。当日、大熊議員が用意した椅子は50脚である。

多くの議員は、区政報告会を、近隣の区民センターなどを利用している。しかし、大熊議員はわざわざ、衆院解散の日に、人見街道に面した自宅の庭にテントを設営して区政報告会を行った。自宅でテントを張って区政報告会をやらなければならない理由があったのだろうか。

***11月24日区政報告礼状発送費@82×71、80% 4657円**

11月21日の区政報告会参加お礼の発送費である。

礼状の文面

御 礼

日々、寒さが増しております。
11月21日に行いました、区政報告会にご参集を賜り心より御礼申し上げます。
午後7時、屋外のテント仕立てでの会場、寒さにも関わらずご参集賜りました事に重ねての御礼を申し上げます。

当日は、衆議院の解散総選挙と騒がしい一日になりました。
私は、区議会開催中の為、総選挙の補正予算を議決するなどの日程が重なり、皆様へのご挨拶に不備な点が多々あったのではと反省を致しております。

皆様のご親任を頂き、2期8年の区議会活動の間、様々な議会活動を経験し、地域の皆様から頂いたご親任があればこそその経験を積み重ねる事が出来ました。私の人生において、私自身が想像する事の出来なかった貴重な経験を皆様にご与えて頂いた事に感謝致しております。

議会活動においては、地域の代弁者として、地域の声が反映される区政を求め、地域の安心と安全そして健康を築く事を理念として参ります。

私が、生まれ育ち暮らし続けて来た久我山の地の上に立ち、皆様にお伝え致した所信を忘れる事無く、寒い中で皆様に頂いた温かい拍手に込められた思いを忘れる事なく、今後も、精一杯、一生懸命、議会活動に邁進して参る所存であります。

皆様には、感謝、感謝の思いで一杯です。
心からの御礼とさせていただきます。

平成 26年 11月 吉日

杉並区 区議会議員 大熊 昌巳

2014（平成26）年11月の新聞は「安倍首相が解散を表明するのはいつか」という記事が多い。11月19日はどの新聞も一面は「21日衆院解散」の記事である。

衆院の解散が決まり、さらに杉並区議会開会中に、自宅にテントを張って区政報告会を行う目的は何か、明らかにすべきである。

このころは天候が不安定であった。前日の11月20日は雨で最高気温11.6度、最低気温6.9度の非常に寒い日であった。

当日の21日は晴れであったが、夜になり最低気温は7.8度であった。わざわざ杉並区議会開催中に、天候が心配な屋外で区政報告会を行う理由は区民には理解されない。なお、この時期の決算区議会に上程された補正予算に大熊議員は、何らかの意見を述べたのだろうか。

***11月29日支払いの自宅区政報告会椅子・ストーブ、レンタル料 80%、64800円**

自宅で区政報告会を行うため、府中市の「みよし」（電話で問い合わせると店員は「葬儀関係のレンタルショップです」と答えた）からパイプ椅子50脚（1脚500円）大型ジェットヒーター2台（1台25,000円）＋消費税合計81,000円の按分80%を政活費から支出した。

11月21日の区政報告会に要した費用

はがき印刷代等 75366円＋礼状発送費 4657円＋椅子・ストーブ、レンタル料 64800円の総合計は条例で認められない選挙に関する経費なので144,823円の返還を求める。

C11月29日八幡山ミハタホール（ダンスホール）での区政報告会に要した費用

大熊昌巳議員（自民党）区政報告会としているが、衆議院選挙公示3日前に石原のぶてる衆議院議員・早坂よしひろ都議・小宮あんり都議参加
会場費、案内発送、礼状発送等の費用を政活費から支出

衆院選公示 3 日前に大熊議員は上高井戸のダンスホールで石原のぶてる衆院議員を招き、区政報告会を行い、費用を政活費から支出した。

* 出納簿には11月25日区政報告会会場費上高井戸会場 80% 23760円と、書いてあるが、実際は「11月29日ミハタホール利用代13:00~20:00」である。

不動産／レンタルスペース

三幡商事株式会社／ミハタホール

八幡山で45年不動産のことならお気軽にご相談下さい。大家さん募集中！

ミハタホールは、ダンスレッスンに最適。各種教室・プライベートイベントに1時間からレンタル可能。長テーブル、パイプ椅子の用意も出来ます。教室開設応援制度あり、時間料金何でもご相談下さい。

インターネットでミハタホールを検索すると上記のように書いてある。
ダンスレッスンに最適なホールを7時間利用して、石原のぶてる・早坂よしひろ、小宮
あんり議員を招いて区政報告会を行った。これは条例で認められない選挙に関する経費
である。

***11月28日区政報告案内はがき代・印刷代1280枚80% 44166円**

(11月29日の案内なので、請求書は11月10日に来ている) 按分80%にして計上し
ているが実際はミハタホールでの区政報告会の案内で、条例等で認められない選挙に関
する経費である。

***12月5日区政報告礼状発送費@82×44 上高井戸分80% 2886円**

大熊議員の礼状

御 礼

日々、寒さが増しております。
11月29日に行いました、区政報告会にご参集を賜り心より御礼申し上げます。
報告会間際まで雨が降っており、足元が悪い中をお運び頂きました事に、重ね
て御礼を申し上げます。

当日は、石原のぶてる代議士を初め、早坂よしひろ都議、小宮あんり都議のご
挨拶に、衆議院選挙と私自身が来年挑戦する統一地方選挙の話題が多くなって
しまい、皆様へ区政についてお伝えする時間が少なくなってしまった様に感じ
ております。

つたない区政報告であります。皆様へ、もう少しお伝えさせて頂きたい事も
ございました。

しかし、それは、次回の区政報告会までの宿題とさせて頂き、その間に、充実
した区政報告会が行える様、勉強を重ねたいと存じます。

私は、2期8年の区議会活動の間、皆様から頂いたご親任があればこそその経験
を積み重ねる事が出来ました。

私の人生において、私自身が想像する事の出来なかつた貴重な経験を皆様に、
お与え頂き感謝を致しております。

今後も、地域の代弁者として、地域の声が反映される区政、地域の安心と安全
そして健康を築き、緑を配したまちづくり、穏やかな区民生活を理念と致して
参ります。

寒い中を、ご参集頂いた皆様のお心を大切に、会場で皆様から頂いた温かいお
声掛けを忘れる事無く、今後も、精一杯、一生懸命、議会活動に邁進して参る
所存でおります。

皆様には、感謝、感謝の思いで一杯です。
心からの御礼とさせて頂きます。

平成 26年 12月 吉日

杉並区議会議員 大熊 昌巳

当日は、石原のぶてる代議士を初め、早坂よしひろ都議、小宮あんり都議のご挨拶に、衆議院選挙と私自身が来年挑戦する統一地方選挙の話題が多くなってしまい、皆様へ区政についてお伝えする時間が少なくなってしまった様に感じております。

大熊議員自身が書いているように、区政報告ではなく、選挙の話が多かったということである。これは条例等で認められない選挙に関する経費である。

11月29日八幡山ミハタホールでの区政報告会に要した費用

区政報告会会場費上高井戸会場（ミハタホール） 23760円

案内はがき代・印刷代1280枚 44166円

礼状発送費 2886円、

総合計23760円+44166円+2886円=70,812円は条例で認められない選挙に関する経費なので返還を求める。

3、ホームページ管理料に要した費用の、64,800円の返還を求める。

ホームページ管理料の按分70%、月18900円×12か月=226800円を政活費から支出。

添付資料、大熊議員のHP◎「熊さんの区政報告」13ページ

①「熊さんの一言」22ページ

大熊議員のHPをみると、「熊さんの区政報告」と「熊さんの一言」がある。

「熊さんの区政報告」の更新回数は10回

2015年3月27日 地域の安心安全

(統一地方選挙の首長選挙・・・私は・・・選挙で3期目を目指します・・・)

2014年12月23日 区民スポーツ

11月7日 電線類の埋設・無電柱化

10月13日 決算特別委員会が終了しました。

9月13日 一般質問

9月6日 杉並区議会・第3回定例議会と25年度・決算委員会

8月8日 ふるさとの塊

7月12日 複合施設

6月15日 議会が終わって

5月4日 静岡県南伊豆町に特養ホーム整備 以上が「熊さんの区政報告」

「熊さんの一言」の更新回数は25回

2015年3月20日 涙

3月11日 3・11

2月15日 (題は記載されていない)

2月6日 迷っていました。
 1月6日 新年のご挨拶
 2014年12月31日 大晦日
 12月27日 御用納め
 12月13日 総選挙を通して。
 12月4日 差し出し人様のお名前が無い封筒が届きました。
 11月22日 衆議院解散
 11月5日 一ヶ月が過ぎました。
 10月5日 雨と涙
 9月6日 総合震災訓練
 8月17日 48時間後
 8月3日 ラジオ体操
 7月23日 農業委員会
 7月10日 まちづくり
 6月30日 区長選挙・区議会補欠選挙
 6月18日 ビワの木
 6月13日 平成26年・第2回定例区議会終了
 6月8日 原点
 5月22日 第2回定例区議会
 5月3日 ゴールデンウィーク
 4月17日 桜の次はリンゴの花
 4月6日 お花見 以上が「熊さんの一言」

上記のホームページ管理料に要した費用の按分70% $18900円 \times 12か月 = 226800円$ を政活費から支出した。

政活費は議員の調査研究に必要な経費の一部である。全文を読んでみたが、按分70%とした根拠が不明である。また、調査した内容というより、大熊議員の感想、雑感が多かった。議員のなかにはHPをよく更新しているがHP代を計上していない議員もいる。大熊議員のHPの内容を厳密に検討する必要があるが、今回は政活費の按分の原則に基づいて、50%以上は認められない。按分なしでHPにかかった費用は $27000円 \times 12か月 = 324,000円$ である。按分50%にすると162,000円である。政活費から支出した226800円から162000円の差額、**64,800円の返還を求める。**

4、ガソリン代合計44,515円（約585 ㍊の50%＝約292㍊）の返還を求める。

大熊議員はガソリンを購入した時の領収書を政活費の領収書等貼付用紙に貼ってあるだけである。大熊議員のガソリン購入は下記のとおりである。

4月	4/2, 2242円 (28 ㊦の50%)	4/7, 1453円 (28 ㊦の50%)
5月	5/3, 2251円 (29 ㊦の50%)	5/20, 2119円 (26 ㊦の50%)
6月	6/16, 2260円 (27 ㊦の50%)	6/27, 1683円 (20 ㊦の50%)
7月	7/15, 2074円 (25 ㊦の50%)	7/31, 2050円 (25 ㊦の50%)
8月	8/16, 2000円 (24 ㊦の50%)	8/29, 2363円 (29 ㊦の50%)
9月	9/14, 2178円 (26 ㊦の50%)	
10月	10/16, 2385円 (30 ㊦の50%)	10/31, 2143円 (28 ㊦の50%)
11月	11/9, 2014円 (27 ㊦の50%)	11/24, 1924円 (26 ㊦の50%)
12月	12/9, 2063円 (28 ㊦の50%)	12/21, 1895円 (28 ㊦の50%)
1月	1/14, 1909円 (29 ㊦の50%)	1/23, 1866円 (28 ㊦の50%) 1/30, 1965円 (30 ㊦の50%)
2月	2/13, 1763円 (27 ㊦の50%)	
3月	3/1, 1915円 (28 ㊦の50%)	

ガソリン使用の説明もなく、一時駐車場利用料金も一度もない。大熊議員は購入したガソリン代の50%を、即、政活費（税金）で支払ったが、使用目的、使用状況の不明なガソリン代を政活費で支出することは認められない。大熊議員は政活費で使用したガソリンは按分して約2920としているが、1㊦で10km走行が可能である車であれば、2920km走ったことになる。1㊦で20km走行が可能なる車であれば、5840km走ったことになる。約2920～5840kmという長距離を走行可能なガソリン代に対し領収書を提出するだけで、政活費＝税金からの支出として認めることはできない。大熊議員の公金に対する姿勢は余りにも杜撰である。ガソリン代44,515円の返還を求める。

5、「杉並区議会自由民主党／私たちは杉並区の専門家です」のチラシの費用について

添付資料⑩「杉並区議会自由民主党 私たちは杉並区の専門家です」のチラシ
自民党区議がA 3版両面カラー刷りのチラシを、1月28日、120万円の費用をかけて印刷した。表面の約半分は自民党杉並区議12人の集合写真である。裏面の半分は、12議員の一人一人の写真と現在の役職、住所、電話番号で占めている。討議資料としているが、区民から見れば「討議資料」ではなく、3か月後の区議会議員選挙に向けての自民党の宣伝ビラにしか見えない。

2016年2月4日、京都地裁で以下のような判決が出た。

政務調査費返還訴訟

自民会派と15人に2080万円返還命令 地裁 /京都

・ 京都府

京都市議会の2009年度政務調査費の使途が条例に基づく基準に違反しているとして、市民団体「京都・市民・オンブズパーソン委員会」のメンバーが門川大作市長に対し、2会派と現職市議8人と元議員7人の計15人から計約5200万円を返還させるよう求めた訴訟の判決が4日、京都地裁であった。神山隆一裁判長は、自民会派と15人から計2080万円の返還を求めるよう門川市長に命じた。

市民団体が目的外支出と主張したうち、職員雇用のため支出した「人件費」について、神山裁判長は「専ら政務調査活動を行う職員として雇用されているとは認められない」とし、「事務所費」についても「使用実態は明らかではない」などと指摘。市会が定めた各費用の50%を超える公金支出は違法とした。

また、自民会派が広報誌に掲載した市議の集合写真についても「政務調査以外の活動や宣伝が目的」として写真代約4万円全額を違法支出などと認定した。

以上は毎日新聞2016年2月5日 地方版より

「杉並区議会自由民主党／私たちは杉並区の専門家です」のチラシの作成のためにかかった費用印刷代120万円を一人当たり10万円の負担とした。自民党区議12人のうち8人が負担分の10万円を按分なしで、合計80万円を政務活動費から払った。しかし、12人の自民党議員のうち4人の議員が、政活費からチラシ作成費を支出していない。

自民党区議12人のうち、政務活動費でまかなった8人の議員は・大熊昌巳 ・今井ひろし・大和田伸・小泉やすお・富本卓・はなし俊郎・脇坂たつや・吉田あい議員である。政務活動費は政治活動や選挙活動、政党活動には使えない。切り分けが難しい場合は按分して分ける努力をするのが原則である。

京都地裁の神山隆一裁判長は、

〈自民会派が広報誌に掲載した市議の集合写真についても「政務調査以外の活動や宣伝が目的」として写真代約4万円全額を違法支出などと認定した。〉

8人の自民党議員は、按分なしで費用を政活費から支出したが、チラシは、面積の約半分が議員らの写真や名前、「自由民主党」の大文字で占められ、名前や写真を広く区民に知らせることが目的で、判決にあるように「政務活動」とは認められない。

また、チラシ作成費用には、自民党議員の活動や宣伝を目的とした集合写真等の代金も含まれているだろう。これらの費用は、京都地裁の判決で、違法な支出と認定された。

写真以外の記事部分をみても、3か月後の区議選に向けて、自民党の内容ばかりである。つまり、写真やタイトル部分は100%政治的な活動である。記事の部分の50%が政治的活動とみるべきだろう。結論として、按分25%が妥当ではないか。議員ひとりの支出上限は2万5000円である。よって大熊議員に対し、75000円の返還を求める。

以上



大熊昌巳

杉並区議会・自由民主党

区政報告

地域の暮らしの安心と安全そして健康、穏やかな区民生活を目指して

区議会議員として公正な活動をする為に、公職選挙法を遵守して参ります。政務活動費を適正に活用し区政報告をお届けいたします。

お世話になります。
杉並区・区議会議員の 大熊 昌巳 です。
皆様、ご健勝にお越しの事とお喜び申し上げます。
暑い日が続いております。
熱中症が気に掛ります。
ご自愛頂き、日々健康にお過ごし下さる様、心よりお祈り申し上げます。
早いもので、私の、区議会活動は2期8年目を迎えております。
来年の4月には3回目の統一地方選挙を迎えます。
地域の皆様より更なるご親任を賜る事が出来る様、全力で区議会活動に邁進して参る所存です。
私なりの拙い文章ですが区政報告をお届けさせて頂きました。
精一杯の思いをお伝えさせて頂きましたのでお読み頂ければ幸甚に存じます。

資料 ①

私の区議会活動

私は、区内、久我山に生まれ、育ち、暮らし続け、61年が過ぎます。
地域が変わる様子を見つめて参りました。
皆様に大切な故郷がある様に、私の故郷は杉並区久我山です。
祖父母が、そして父がそうであった様に、私も、久我山の土に還る人間です。
人生において、生まれ育ち暮らし続けた故郷の土に還る事が出来る自身をつくづく幸せであると思うと同時に、他に道はなし、後には引けない思いになります。
その思いは、地域の暮らしに密着した政治の最前線で活動する区議としての自負心に置き換える事が出来ます。
地域の代弁者として臆する事なく地域の声と現状を議会と行政に届けて参りました。
区議として真に行うべき事、守るべき事、地域がどう在るべきか、皆様から頂いた信頼にどう答えて参るのか、自問自答を致す時、私は、理屈ではなく議会活動は、誠心誠意 事に当たることであるとの思いに至りました。
それを、私流に表現しますと、横に変化せず真っ直ぐの勝負なのです。
元より浅学菲才、足りぬ処が多々ある私ですが、自身がスポーツを通して得た経験を自身の推進力として日々挑戦の思いを大切に致し今日を迎えております。
私が、駅頭活動で持つ旗に 日々挑戦 と記してある所以です。
区政に送り出して頂く地域の皆様へ感謝の心を忘れてはならないとの思いから、私の駅頭活動があります。

「頑張れ大熊！」と、ご支持下さる皆様の温かい応援が私を高めて下さり、同時に大変大きな責任が自身に課されている事を痛感致しております。

人生の60代を黄金期と記されている著名な作家がおられます。
その通りで在ると共感致すと共に、私は、人生の60代を社会の責任年代であると理解を致しております。
地域の為に、役に立つ事が出来ればと、精一杯、一生懸命の思いで、進み続けて来た私にとりまして、区議会は、地域の皆様に頂いた人生最高の場であり、その期待に応える事が出来る60歳の年代を確りと生きて参りたいと思います。

さて、国政と都政の下に、基礎的自治体である杉並区の区民生活があります。
私は、更なる区民生活の向上を図り、区民皆様の目に見える施策の実現を目指し、地域の安心と安全そして健康を築き、穏やかな区民生活を実感する為に、地域の声を議会に届け、地域の声が反映される区政を築く事を理念とし、全力を尽くして参る所存です。

それでは、私の理念として示す地域の安心と安全とは、何か。

地域の小さな子供からお年寄りまで、幅の広い区民への施策になります。

喫緊の社会情勢から必要とされる施策は、就学前の子供たちの安心安全です。

幼稚園、保育所、こども園、保育室等、幅広い受け入れ先がありますが、第一に望まれるのが、認可保育所への入園です。

認可保育所への入園希望が叶えられずに待機児問題が生じております。

就学前の小さな子供たちを抱える、若いお父さんお母さんたちに、多様な幅広い受け入れ先と、認可、認可外にとらわれず、本当に安心して子供を預けられる、安全な施設を国や都との連携の中で、先ず就学前の小さな子供たちの受け入れ施設を整える事と考えます。

もう一点、小学生の放課後対策、学童の充実を図る為に声を届けて参る所存です。

小さな子供たちの安心安全と、もう一つ大切な安心安全があります。

高齢者の方々が安心して暮らせる地域と、安全な居住空間で在ると考えます。

独居高齢者の見守り、特養の整備、国が基本とする在宅介護の充実の為に基礎的自治体の施策として何が出来るのか議論を深める必要があると思います。

介護制度の更なる充実が求められる中で、制度を支える人口が減り続ける現実があります。

私たち皆が親孝行的な思いを確りと持って、介護施策を支えてなくてはならないと考えます。

まちの安心安全を考える時に、区民皆様が暮らす地域の区道、生活道路を安心して歩くことが出来る様にする為に、安全の施策として無電柱化を進め、狭い区道、生活道路の拡幅化を確りと行う事が必要です。

区道・生活道路に飛び出す形で多くの電柱が建ち並び、それらの電柱に配線された黒く太い電線が地域を覆いかぶさる様な状況にあり、まちの開放感が失われています。商店街の狭い区道を車が行き交い、電柱をよけ車道に身を出した歩行者が車にぶつかりそうになる時が多々あります。

正に、地域の安心安全が損なわれています。

私は、議会において、区の代表的な施策の一つである、交通不便地域を結ぶミニバスすぎ丸の路線を先ず無電柱化すべきとの声を届けております。

今後も、無電柱化の施策は訴え続けて参ります。

地域が望む施策については、諦める事無く地域の声を届け続ける事が大切で在ると、私は、理解を致しております。

地域の健康とは、何か。

誰でもが元気に楽しく日々を過ごす事が大切です。

身体の健康を保つ為には心の健康が大切です。

心の健康は、生きる力であると思います。

《 健全なる精神は健全なる身体に宿る。 》ご存知でしょうか。

古臭いと言われてしまいそうな文面ですがその通りです。

老若男女問わず、前向きな心の持ち方が大切です。

各世代毎に相応しい健康があります。

杉並区には、スポーツ推進計画があり、例えば、高齢者の方には無理をせず楽しく歩く事を進めます。

スポーツを幅広く捉え、各世代の方々の生活にスポーツを取り入れてもらう事を目的としています。

又、まちづくりと健康の施策を同時に進める事が出来ます。

私が暮らす久我山を一例に挙げれば、まちづくりの中で神田川遊歩道の整備を進める時に、遊歩道の半面を反発力のある素材ポリウレタン製のタータンを使用し、高齢者の方々が歩く事によりケガからの回復と予防が可能になります。

地域の生活に様々な形でスポーツを取り入れる施策が必要です。

ノルディックウォーキングをご存知ですか。スキーのストックと同様に左右にポールを持って行う歩行運動です。左右のポールを突く事によって全身の筋力を高める、取り組みやすく効果の高い歩行運動です。

北海道・小樽市では、健康推進課により市民に広められ、市民の健康維持に役立っております。

私は、自身のスポーツ界での経験を活かし、中学校・部活の活性化と総合型地域スポーツクラブ設立に向け、議会で質問を続けています。

地域のスポーツクラブから世界に挑戦する若者を育てる事です。

スポーツを通して、人づくり、地域づくり、まちづくりを進める事が出来る施策の実現を図ります。

2020年・オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、開催都市・東京・杉並区の区民、一人ひとりが人生の良き思い出を作る事が出来る、区独自の2020年対策の施策が必要であると思います。

1964年大会から半世紀が過ぎ、56年ぶりの大会が開催されます。

小学生や中学生にオリンピック教室、オリンピック文化プログラムの施策が必要です。60歳以上の方々は、東京で2回目の大会との意識が強く、2020年への期待は更に膨らんで参ると思われれます。

杉並区民だからこそそのオリンピックムーブメント、オリンピックレガシーを築く事が必要です。

杉並区では、他区よりいち早く、2020年に向け、オリンピック・パラリンピック部長を新設し積極的に取り組む姿勢を示しています。

穏やかな区民生活とは、何か。

自助、共助、公助を基本とし、持続可能な行財政を保つ中で、区民福祉の向上、区民生活の利便性の向上、行政サービスの向上を実感できる様にしなくてはなりません。目に見える施策、区民サービスが必要です。

地域の商店街の活性化もその一つと考えます。

地域区民が、必要としている商店街はどの様な姿なのか検証が必要と思います。

孤に、走りやすい社会状況の中で、本当に地域に必要なコミュニティセンターの検証も必要です。

減少が続く町会や自治会の会員数の改善が急務となっています。

改めて、地域の拠点づくりと活性化の実現を図ります。

上高井戸地域の区政報告

上高井戸は1丁目から3丁目まであり、人口は約10,500人、杉並区の南に位置します。

世田谷区との区境にあり、世田谷区上北沢と複雑に入り組んでおります。

中央に国道20号線甲州街道が走り、南側を京王線、北側を中央高速が並走し東西に抜け、その中央を環状8号線が串刺しにする様に南北に抜けています。

平成29年に完成する放射第5号線が中央高速の下を走り久我山へと続いています。

大正、昭和、平成と、久我山から上高井戸へ、上高井戸から久我山へと姻戚関係にあるお宅が多くあります。

私もそうである様に、富士見丘中学校の同窓生同志のつながりもあり、上高井戸と久我山は、共に栄えた町です。

上高井戸は町会が組織され、町会会館を所有しております。総会を初め、毎月の役員会、敬老会、新年会等に利用され、コミュニティーセンターの役割を果たしています。

防犯パトロール、防災訓練を定期的に行い、町会の旅行も大勢の会員が参加されております。

また、区が整備をした区民集会所もあり、町会が開く集会所まつりには多くの区民の方々が参加され、地域区民のかけがえのない交流の場となっています。

上高井戸町会、会員の絆は大変強いものがあり、私は、区議会議員の活動を通して地域力の在り方を勉強させて頂いております。

町会は国道や幹線道路、鉄道に寸断された状況にあります。八幡山駅南側の上高井戸1丁目1番地、2番地と芦花公園駅南側の1丁目16番地、19番地、二つのエリアは、上高井戸町会の離れ小島の様になり、その狭いエリアが世田谷に囲まれておりますので、区民生活の利便性を高めなくてはならないエリアです。特に、1丁目1番地、2番地は、隣接する世田谷区が再開発を計画しており、同所に住まわれている方々から、私道の公道化が望まれております。

又、再開発に伴う動線の変化、エリア内の資産価値の変化、空洞化など複数の懸念を持たれておりますので、エリア内に住まわれている方々とエリア内に土地を所有されている方々と、私は、話し合いを重ね、区が施策としてすすめているまちづくりの会を立ち上げました。

公費によるコンサルタントの派遣を依頼し、エリア内のまちづくりの検討を始めております。

上高井戸3丁目の方々から、南側に隣接する世田谷区の用途(建物を建てる時の高さ等の規制)が杉並を上回っているために杉並区の用途変更を望まれる声が挙がっております。

区は、此のエリアが中央高速と環状8号線に接道しているので、地区計画の検討が考えられると指摘をしております。

私は、此のエリアにおいても、住民の方々の自主的なまちづくりの会の立ち上げを進めております。

上高井戸1丁目1番地、2番地のエリアの問題、上高井戸3丁目の用途の問題につきましては、区議会の一般質問で取り上げさせて頂きました。

地域の要望を確りと行政に届けて参る所存です。

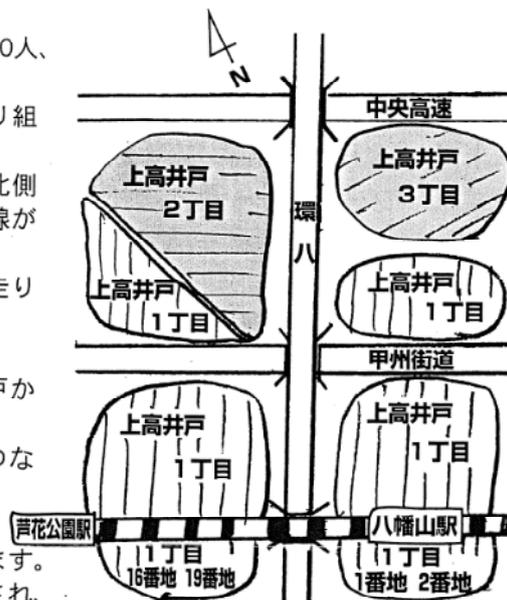
私のホームページで『熊さんの一言』『熊さんの区政報告』を発信しております。

私の日々の思いを、お伝え出来ればと掲載を致しました。

ホームページアドレス <http://www.ookuma-masami.jp>(大熊昌巳で検索できます。)

皆様のご意見を、お寄せ頂ければ幸甚です。ファックスでもご意見をお寄せ下さい。

自宅 〒168-0082 東京都杉並区久我山3-17-24
事務所 TEL 03-3333-5738
FAX 03-3332-3332
携帯 090-1420-8515



日々挑戦

日々挑戦

プロフィール

久我山生まれの久我山育ち
 昭和28年 4月22日生まれ 61歳
 久我山幼稚園 高井戸第二小学校 富士見丘中学校 卒園卒業
 中学時代、ハンドボール競技に打ち込み、卒業時、東京都体育章受賞
 中大付属高時代、インターハイ・国体等で活躍、全日本高体連優秀選手受賞
 中大時代、大学選手権優勝（主将）ユニバーシアード大会代表
 社会人時代、大崎電氣にてプレー 日本リーグベストセブン受賞
 モスクワオリンピック強化選手
 地域では、体育指導員・青少年委員・地域センター運営委員・消防団活動
 商店会会長を歴任
 現在、人員街道街路灯維持会代表・久我山稲荷神社神輿世話人会副会長

久我山南自治会常任理事・
 日本スポーツマックスクラブ会員
 地域に根ざして 大熊燃料店・百将屋 店主

区議会職歴

平成 19 年度	区民生活委員会	道路交通対策特別委員会
平成 20 年度	農業委員（議会選任委員）	都市環境委員会
平成 21 年度	道路交通対策特別委員会	
文教委員会	医療問題調査特別委員会（委員長）	
自治基本条例委員会		
平成 22 年度	保健福祉委員会（委員長）	道路交通対策特別委員会
消防団運営委員会		
平成 23 年度	監査委員（議員選任委員）	文教委員会
道路交通対策特別委員会		
平成 24 年度	総務財政委員会（委員長）	道路交通対策特別委員会
平成 25 年度	保険福祉委員会（委員長）	文化芸術・スポーツに関する特別委員会
平成 26 年度	農業委員（議会選任委員）	総務財政委員会
文化芸術・スポーツに関する特別委員会		

私の、プロフィールは、スポーツと生まれ育ち暮らし続ける地域での生活です。

そして、今、地域皆様のご理解の下、私の人生最高の活動の場である区議会に参画を致しております。

区議会選挙への挑戦は、自身の経歴、自身の人間性、地域での生活、自身の政治に対する姿勢、そして何よりも地域の皆様から私へお寄せ頂く期待感と信頼であると考えます。今後も、精一杯、一生懸命の思いを忘れる事なく、地域の為に、地域の役に立つ事が出来る様、走り続けてまいります。

スポーツに明け暮れた青春時代。60歳を過ぎ、今、改めて当時を振り返りかえると、よく走った、よく走れた、ハンドボールと言うスポーツにとことんのめり込み、勝利へ向け挑戦する意義を見出し、又、敗戦からも挑戦する事の大切さを学びました。

17歳、18歳の若者が胸に日の丸をつけて世界に挑戦をする夢を持つ事が出来ました。今ほどスポーツ科学が進んでおらず、水分の補給が必要であっても根性の為に我慢をする時代でした。勝利に向け、身体より先に心が走り続けていた様に思います。

クレバーな選手ではなく、只ただ、前へ進む、横に一步ずつは難なく前に進めるのに、典型的な根性プレイヤー。時が過ぎ、当時のライバルに、大熊とは言われずに、「熊のハンマージュシュートは凄かった。」との言葉を素直に喜んでいきます。

現役を引退し、地域に戻り家業に専念し、ボールを追わずとも、仕事を追いかけて、走り続けて参りました。家内が白血病に倒れ、移植を決断。

自身は地域の活動から身を引き看病と仕事に専念し、地域の窓際族と感傷的になりながらも、人の生命力の在り方に触発され、地域の為に、地域の役に立ちたい、自身の中にあった挑戦者の思いが自身を区議会選挙へ駆り立てました。

そして今があります。



区政報告

自由民主党 杉並区議会議員

大熊 貞巳

事務連絡

地域の声が反映される区政を目指して参ります。

区議会活動2期8年、私は、地域の皆様にご親任を頂いた地域の代弁者として、私が暮らす久我山を中心に上高井戸・宮前地域の諸問題を通して生まれる地域の声を積極的に議会に届け、区政に反映される様、議会活動を進めて参りました。

私なりの拙い質問ですが、平成24年・第3回定例区議会から連続8回の一般質問を続けて参りました。

此の間の質問については、区が発行する議会報にも掲載されて参りました。

議会へ、地域の声を届け続ける事は、地域の現状と地域が求めている施策を行政に理解してもらえらるとの、私なりの思い入れがあります。

それら質問に対して、田中区長をはじめ理事者からの答弁は、区が進め様とする施策、或いは、区の方角性が示されまますので、常に、地域への関心を行政に持ち続けてもらうチャンスでもあると、私は、考えております。

今、地域では、都立高井戸公園の整備、放射第5号線整備、都立高井戸公園の西側に整備される補助216号線の優先整備の検討が進められております。

これらは、都の整備事業ですが、整備終了後の周辺まちづくりは、杉並区の施策として進められます。区はハードとソフトを組み合わせ、縦割りや抑えられ区組織から横断的な連携を図るまちづくり推進課を新たにスタートさせました。

都は、久我山1丁目岩崎通信機生協会館の土地を取得し、放射第5号線沿道に残地として残る岩通ガ一デン跡地とを合わせて公園化する整備計



画を進める事になりました。

私は、久我山のホタル祭りの会場として活用できる整備と、杉並区の国内交流都市すべてにホタルの生息場所がありますので、整備される公園を活用し、ホタルサミットの開催を求めました。

久我山のホタルまつりは、年々、拡大され杉並のホタル祭りへと発展し、隣接する富士見丘商店会と広域的なイベントとして開催できる可能性があります。

都立高井戸公園整備に当たり、久我山・富士見丘間に残された神田川流域にある傾斜地の自然環境の保存とホタルの放流場所としての整備も含め都に要望をしてもらう一般質問を行いました。

これらの質問に対し所管部長から、今後、久我山駅南口に隣接する中央緑地公園、駐輪場、この度、整備された南口広場も含め、久我山の玄関である久我山駅を中心とした区のまちづくりと、都と連携した神田川流域の整備を進める前向きな答弁を受けております。

数年後には、久我山駅から、数分のところに都立高井戸公園の入り口が設けられ、放射第5号線の整備に合わせ、岩通ガ一デン跡地の公園整備、岩崎橋の架け替えが行われ、新しいお洒落なまちづくりが進められて参ります。

これらの整備により、地域の利便性が更に高められる様、地域の声を確り議会と行政に届けて参る所存です。

熊さん区政報告

2015年03月27日 地域の安心安全

統一地方選挙の首長選挙が始まりました。
基礎自治体である杉並区区議会議員選挙は、4月19日(日)から4月25日(土)まで一週間が選挙運動期間、26日(日)が投票日、翌27日(月)が開票日です。
私は、2期8年に渡り区政に参画し、この度の選挙で3期目を目指します。初当選が平成19年、2期目の選挙が平成23年に行われました。2期目の平成23年は、東日本大震災直後の4月に選挙が行われました。未曾有の被害に、被災地の東北では、選挙が延期される事態になりました。区議会議員選挙も日本全体が復旧復興に向け大変厳しい社会情勢の下で行われました。
私自身も、極力、選挙カーの使用を避け、自転車で街を走り、区民の皆様へ声を届けました。
東北の復興は、4年が過ぎた今も、まだまだ厳しい状況下にあります。広域的な被害の為、復旧復興工事が計画的に進められていても、実際の進捗状況が把握できない様に思えてなりません。
時が過ぎても終息感は程遠く、被害の大きさばかりがより鮮明になり、そして、被害の大きさ以上に、多くの犠牲者とその家族、知人、友人との悲しい別れがあり、癒されぬ思いばかりが大きくなっている様に思えます。しかし、その悲しみの中から立ち上がる被災者の方々の賢明な努力があります。
人は、強いと思います。
人の、知識を生かし、自然の驚異に向かいます。
その中に生きる、多くの地方議員の方々の努力もあります。
少子高齢化が進む、此の杉並区、子ども達を守り、この国を戦後、再び築いて下さった多くの高齢者の方々の安心を確り守らなくてはならないと、改めて自身に言い聞かせております。
その下に、区民生活の福祉の向上、区民生活の利便性の向上、住みやすい、暮しやすい地域を築いて行く事、区議会議員として2期8年を過ごす中で、その活動の中で、地域の方々と接する中で、自身の向上心を大きくして頂きました。
地域に感謝の思いです。

国政、都政、そして、私たちの区民生活、基礎自治体の区政があります。私は、久我山に生まれ、育ち、暮らし続け62年、地域の代弁者として、地域の声が区政に反映される事、その声が、実際に目に見える施策となる事が何より大切と考えております。

これからも、一つひとつ積み重ねて参ります。

地域の皆様に、ご親任を頂き、区議会に送り出して頂いた事に感謝の思いで一杯です。

地域の暮らしの安心安全。

地域の声が反映される区政、目に見える施策。

スポーツを通して、人づくり、地域づくり、まちづくり。

この三つを胸に、日々挑戦を続けて参ります。

2014・12・23 区民スポーツ

2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。

正に、2020年に向け様々な夢が膨らんで行きます。

オリンピック・パラリンピックを迎える中でまちづくりが進められ、開催都市の一都民として、先ず、交通の利便性が高められて行く様に感じ取れます。競技場の建設がまだ本格的には進められていませんが、国立競技場の解体事業者が決まったり、新たな道路が開通した所もあります。

選手村の概要が示され、その後の活用方法も示され、なんとなく、ソワソワしてきます。

オリンピック・パラリンピックの競技自体より、開催都市として、まちがどの様に変わり、そこに暮らす都民の生活にどの様な変化が生じ、生活の利便性が高められて行くのか、私は、東京23区の基礎自治体の区議として気に掛る処です。

1964年に行われた東京大会から今年で50年、半世紀がすぎています。

私は、現在61歳、当時11歳です。

オリンピック後の50年間の変化の様子を鮮明に記憶する世代で在ると思います。

日々の暮らしにおける、時間の短縮、高層、上に伸びるまちづくり、通信の発達に目ざましいものがありました。

例えば、電車の切符一枚にしても、その変化は大きく、逆に、当時が懐かしく思えます。

杉並区のまちづくりでは、2020年に特化した大型の整備は、現段階では

無く、施設再編整備を進める中で、必要とされる整備が具現化されて行くと、私は、理解を致しております。

その様な中で、区民要望も含め、ビーチコートの整備が今後進められて参る処です。

又、現時点で東京都が進めている整備事業は、私が暮す久我山に関わる仮称・都立高井戸公園、放射5号線、国との連携になる中央高速高井戸オンランプの整備等も2020年への整備の一環となると思います。

先に、記しました様に、まちづくりからスポーツへの動きは、50年前と同じ様に思えます。

地域にとって必要なまちづくりが、地域の利便性を高め、2020年に生かされて行く事が大切で在ると、私は、考えております。

さて、1964年・東京大会以降、国民的な動きの中で、メダルに向けてスポーツ振興策が拡大されて来ました。

民間のスポーツクラブ、特にJリーグの発展の中で地域のスポーツクラブの発展がありました。

国民的スポーツである野球も、小学校を基盤とし、親御さんたちが関わりクラブ化し多くの子供たちが野球に勤しんでおります。

その様な中で、中学校の部活動の衰退が目立っております。

私は、議会において部活の問題を取り上げ続けております。

区は、外部指導に力点を置き、その、外部指導者の育成もスポーツ施策の中で解決して行く方向を示しております。

私は、その方向性を望み支持を致しております。

その様な中で、私は、今、改めて、区民スポーツとはどう在るべきとの思いを強く抱いております。

2020年・東京大会に向け、私は、日々の生活の中で、身近にスポーツが取り上げられる事が多くなって来た理解を致しております。

杉並区におきましても、国がスポーツ基本法を改定し地域のスポーツに目を向け、総合型地域スポーツクラブの立ち上げを示しました。

区は、杉並区スポーツ推進計画を策定、区実施計画の中に総合型地域スポーツクラブの立ち上げを示しております。

私は、此の施策を大いに支持致し、区内に総合型地域スポーツクラブの立ち上げを期待し

議会において立ち上げへの支持を示す中で、此の施策を進めるに当たって、大変高いハードルを越えなくてはならない点を指摘しております。

区所管におきましても、総合型地域スポーツクラブの施策実施に当たっては、相当な覚悟を以て望む旨の答弁を、私からの質問に対して行っており

ます。

2020年へ向けて、様々な施策が進められて参る中で、私は、区民スポーツはどう在るべきかと問う中で、総合型地域スポーツクラブの立ち上げに向けた、議会活動を進めて参る所存です。

2014年11月07日 電線類の埋設・無電柱化

ホームページ右側に、熊さんの写真館を掲載しております。
現在は、倉敷市、堺市、静岡市の市街地の写真を掲載しております。
最近、無電柱化の施策がクローズアップされております。
施策自体は、以前より、国、都道府県、市区町村において実施されておりましたが、高コストの為、その実施率は一桁代です。
電線類等を埋設する為の共同溝の設置が必要であり、道路の幅員が必要とされ、予算化が難しい施策です。
共同溝の設置をやめ、電線そのもの自体を地中化出来る様にし、コスト削減を図る方法が検討されているとの事です。
市街地ではビルが建ち並び多数の電線が電柱から電柱へとつながれ、市街地に圧迫感を与えております。
この度、掲載した写真からも無電柱化された地域の解放感が見て取れると思えます。
静岡市の繁華街の無電柱化の写真は、商店街の様子を映しましたが、インターロッキングが施され、装飾街路灯のポールの色と歩道の植え込みが無電柱化とマッチしています。
そして、無電柱化の解放感が、ヨーロッパの街並みを連想させています。
私は、以前より、区内の幅員の狭い商店街等においても、区独自に無電柱化の施策を進めるべきとの質問を重ねて参りました。
その重要性を今後も地域の声として、議会と行政に届けて参る所存です。
くまさんの写真館には、他の地域の無電柱化の写真も掲載しておりますので、ご覧頂ければ幸いです。

2014年10月13日 決算特別委員会が終了しました。

10月1日から10月10日までの間、平成25年度に執行された杉並区の予算について、区議会全議員による決算特別委員会が行われました。

決算委員会は、27年度予算編成につながる第一歩でもあり、重要な特別委員会です。

私は、10月3日に商店街振興策について、10月7日に児童青少年活動と保護司の活動について、10月9日に商店街の時間帯交通規制と総合型地域スポーツクラブについて、以上3回の質問を行いました。

3日の質問については、ホームページの上段にある「熊さんの一言」に掲載した様に、久我山の商店会が頑張っているホタル祭りの拡大を申し入れ、区の友好自治体とのホタルサミットを提案し、区長から積極的な答弁が示されました。

私は、ホタルサミットの提案の後に、久我山に暮らす一人の小売業の店主として、社会的構造変化の中で変化する個人商店の在り方を申しのべようと思いました。この地に暮らし続ける中で見て来た地域の変化や自身の生き様がふっと発言の間に浮かび、万感 胸に迫るものがあり涙が止まらなくなって仕舞いました。

地域に生きてきた私なりの思いを議会で伝え、そして質問を行い、田中区長からの答弁を受ける中で、地域の方々から頂いたチャンスに応える責任、元より浅学非才、足りない処を一生懸命の思いで行ってきた中での涙かな……泣いた話は終わりにします。

7日の質問は、保護司会と区の所管課の関わりについて質問を行いました。区、保健福祉部・児童青少年課が区内の保護司活動を行う保護司会の所管課となっております。

青少年の犯罪を未然に防ぐ為、児童青少年課が保護司会や児童青少年委員会、地域の各団体と非行防止の啓発活動を進め犯罪のない区を目指し、成果を上げております。

その一方、成人で犯罪を犯し保護司のサポートを受け更生を図る人はそう簡単には減少しません。

社会において、国民の生き方が多様化する中で、犯罪までも多様化し誘拐や殺人事件など凶悪化しております。

脱法ドラッグの様に規制が曖昧な中で事件が多発しています。

当区の保護司の充足率が低い事は、以前にもご案内を致しておりますが、区内の更生を必要とする対象者が他区から比べると低い状況にあり、奇妙なバランスが保たれている様に思へます。

しかし、人、一人が犯罪を犯し、その罪を償い、罪から解き放たれる事は中々難しい問題です。

仮釈放後の帰住先、仕事、賠償問題等、様々な難題が当人に押し寄せます。住居が無く収入が無ければ、生活保護を考えなくてはなりません。

当人の心の問題や雇用側のリスクもあり仕事が少ない状況に在ります。罪を犯し、社会のルールで罰せられたにせよ、被害者と加害者の総てが終わる訳ではなく、ある意味、始まりの部分が生じます。

それらの更生者を児童青少年課の一課で支える事が出来るのかとの質問を致しました。

私も、駆け出しの保護司として活動をする中で、成人の更生活動については、行政内の幾つかの課が横断的な対応を取らないとスムーズな更生活動が出来ないとの思いがありましたので、現場の声として伝えた部分もありました。

所管部長から、児童青少年課がメインになって、庁内横断的な対応を取り保護司会活動の活性化を図るとの前向きな答弁を得る事が出来ました。私は、以前から、スポーツを通して、人づくり、地域づくり、まちづくりを行うべきと議会で声を届けて参りました。

スポーツが持つ潜在的な力は大きく、国がスポーツ基本法の改定を平成 23 年度に行い、総合型地域スポーツクラブの立ち上げを地方自治体に通達を致しました。

当区においても、実行計画の改定に伴い、総合型地域スポーツクラブの設立に関する支援を行うとの施策が示されましたので、10月9日に質問を行いました。

区が基本的なクラブの在り方を示す事が出来ませんでしたでしたが、施策として取り上げた事が本当に大事で在ると私は理解を致しております。

総合型のクラブの支援を決めたからには、じっくりとその在り方を議論し、区、所管においては、正に、不退転の思いで施策に取り組んでもらいたい処です。

その思いを質疑の中で確りと伝えさせて頂きました。

私にとっては、ライフワークとして今後も取り組んで参る所存です。

決算委員会での質問の一端を記させて頂きました。

地域の声が反映される区政を実現する為、議会活動に邁進して参ります。

9月13日 一般質問

定例区議会が始まり、バタバタしておりました。

この度の議会は、6月に区長選挙が行われ、田中区政2期目に入り初めての議会ですので、区長の所信が示されました。

「良好な住宅都市杉並」を念頭に、今後10年を示した総合計画と今後3年

間を示す実行計画の改定を行い、基本構想の実現を図る事を示されました。就学前の子供たちの保育、学童、地域包括ケアの取り組み、狹隘道路の拡幅、施設再編整備計画に示されている、荻窪税務署とあんさんぶる荻窪の土地交換、杉一小の複合化、若杉小の活用や永福南小の活用等、これら施策を一つひとつ丁寧にかつ慎重に進め、区長が示す、区民福祉の向上、区民生活の利便性を高めて行く事とが大切と、私は考えております。その様な中、私は、最初の一般質問を行い、此のところ繰り返される豪雨による、都市部特有の水害を取り上げ、特に、久我山駅周辺の下水管の排水能力に関する質問を行い、区長をはじめ、所管部長より前向きな答弁を受け、水害防止に向けた施策の展開を始めるとの力強い答弁も受けております。質問内容につきましては、下段の窓口に掲載を致します。(準備に少し時間を下さい。)

又、杉並区・区議会のホームページで私の質問の様子を画像で見える事も出来ますので、よろしければご覧ください。

この後、25年度決算委員会が行われますので、確りと地域の声を届け、地域の声が今後の区政に反映される様、区議会活動に邁進して参ります。

2014年09月06日 杉並区議会・第3回定例議会と25年度・決算委員会

9月9日より、第3回定例区議会が始まります。

この度の定例区議会は、田中区長が2期目を迎え初めての議会ですので、区長就任にあたって所信が述べられます。

主流会派からの代表質問と一般質問が行われます。

私は、前回に続き一般質問を行います。

区監査を退任し、23年・第3回定例会から続けて9回目の一般質問になります。

地域の信任を頂いている区議会議員として地域の実情を確り議会に届けて参りたい一念が自身に在りますので、もとより浅学菲才の身ではありますが、精一杯の質問を心掛けて参る所存です。

今回は、久我山駅周辺の水害対策について質問を致します。

異常気象が続く中、杉並区においても度重なる豪雨で都市型の水害が発生しております。

これからも、異常気象が続き、豪雨が繰り返される可能性があります。

都市型水害に対する危機管理を杉並区ではどう作り上げて行くのか質問を

して参る所存です。

雨のたびに、久我山駅周辺に雨水があふれていては、良好な住宅都市・杉並区を謳う意味合いが薄らいでしまいますので、的確な区への対応を求めたいと思います。

地域の声を届け、地域の声が反映される区政を目指して参ります。

定例区議会後に、25年度の決算委員会が行われます。

25年度の予算執行が適正に行われたのかを問う中で、次年度に向けた要望も含め地域の声を届けて参ります。

区の10年計画、3年実行計画が改定され、新たに示された施策を含め、自身が理念とする、区民生活の安心安全と健康が築かれて参るのかを問うて参ります。

特に、私が、区議に当選以降、声を届けてきた総合型地域スポーツクラブの施策が実行計画に示されておりますので期待を込めて質問を致して参る所存です。

8月8日 ふるさとの塊

私は、自身が生まれ育ち生業を以て暮らし続けてきた地域がふるさとであると考えております。

今、私は、地域の皆様にご親任を頂き杉並区の区議会議員活動が続けております。常に、地域を意識し、地域の声が反映される区政を目指しております。

区議会議員として真に行うべき事、守るべき事、地域がどう在るべきか、地域の皆様から頂いたご親任、その付託への責任を確り果たして参る事を肝に銘じております。

さて、以下は、「熊さんの区政報告」とは少し意味合いが違いますが、上記に記した様に、私は、ふるさとをそして地域を常に意識した区議会議員でありたいと思っております。

そして、又、話が飛躍してしまうのですが、先日、テレビで寅さんを見ました。その筋書きの中で、「寅さんは、ふるさとの塊のような人ね・・・」とのセリフがありました。

ふるさと柴又を離れの屋家業の旅をする寅さんなのにそのセリフが妙に合っていました。

国民的娯楽映画の小さな一コマのセリフなのですが……、私は、そのセリフに安心感の様なものを感じました。

地域とふるさとを意識する中で地域がどう在るべきか議会活動にもがく時

があります。

寅さんを見た時、もがいている最中の自分で在ったのかもしれませんが。

寅さんではなく、大熊でもなく「熊さんはふるさとの塊、地域の塊のような人」と言ってもらえるような議会活動にしたいと思っております。

映画である、寅さんの一コマを引き合いに出して良いのか否か、迷いがありましたが、私は、これからも精一杯、一生懸命の思いを大切に、誠心誠意、責任ある区議会活動を務めて参る所存です。

区政報告ではなく、区政への私の思いを述べさせて頂きました。 感謝。

7月12日 複合施設

杉並区が進める施設再編整備計画の一つに杉並第一小学校の再編計画があります。

小学校と阿佐ヶ谷区民センター、杉並会館、商工会館、4施設が一つの建物に入る複合施設を整備する計画です。

複合施設だからと言って飲食が伴う杉並会館の様な施設と学校が同じ建物の中に在って良いのかとの声、現状の杉並会館は閉鎖され利用してきた地域区民はどうなるのか等、賛否両論、多くの声が挙がりました。

敷地面積が確保できず、上へ伸ばす。

複合施設建設で工費の節約。

学校と地域施設が合築する場合は、入口を分ける。

様々な考え方がありますが、長く地域に慣れ親しんできた施設の移転は多くの問題点が浮かびあがり再編整備計画の進み具合は、足踏みの様に受け取れます。

その様な中、私が所属する自民党会派では7月2日に、京都市内にある御池創生館の視察を行いました。小中一貫校、保育施設、高齢者施設、教育委員会施設、一般商店、防災倉庫等が一つのビルの中にあります。

京都市役所のすぐ近くにあり、京都時代祭りの行列が通る大通りに面し遊歩道が広く複合施設の一般店舗はその通りに面しておりお洒落な雰囲気を感じ出しておりました。《右側、熊さんの写真館に2枚の写真を掲載しますのでご覧ください。すみませんが、写真掲載に少し時間が掛ります。》

私は、まちづくりには夢があると思います。

今、社会は多様な生き方が示され幅広い社会が形成されています。

法律、条令、規則等の縛りはありますが、多様な考え方が守られています。

丁寧な対応の中で行政と地域の信頼を築き、地域にとってより良き区民施設や生活道路が築かれ、区民生活の向上が図られて参る事が必要である

と考えます。

その為に、地域の代弁者としての役割を確りと果たして参る所存です。

2014年06月15日 議会が終わって。

6月13日、26年・第2回定例区議会が終わりました。

6月22日からは、区長選挙と区議会の補選が行われる為、そちらに気を取られてなんとなく、ソワソワしている議会の様に思えました。

前回の定例区議会においても、6月に区長選挙を控え、本格予算を組む必要があるのかが問われました。

この度の区議会においても補正予算に関して同様の質疑がありました。

区長の政治姿勢を問い続けてきた某区議の出馬があり得るのかと思いましたが、他の現職区議お二人が、区長の政治姿勢を問い正す事になると思われる中、区長選挙に出馬する事が議会最終日に明確になりました。

私が所属する区議会・自由民主党は、田中区長が進める区政を是とする事で、選挙対応を進める事になりました。

区政全般を見まわした時に、喫緊の課題である保育施策、介護施策、保育と介護に関連した障害者対応の施策も確りと進めて行かなくてはならない時と考えます。

区の施策の中で田中区長の公約がどれだけ進められたのかとの声もあります。

政権交代後の巻き返しが加速される国政があり、社会経済の復調の中で、まだまだ、地域経済の復調とその活性化、振興が思う様に進んでいない点があります。

国政の回復基調の中で、社会の変化が進み、例えば、女性の社会進出が進み基礎的自治体の保育施策が限界を迎えていると思うのです。

就労した女性たちの中で既婚者が占める割合は相当数あります。

例えば、育児中の女性が帰宅途中に保育園に寄り、子どもを引き取り、夕食の買い物となれば、一度に色々な買い物を一か所で済ます事が出来る量販店に足が向きます。

地域の小売店が、この様な中で衰退しております。

就労を望む若いお母さんたちは、認可保育所を当然の様に望みます。

認可保育園の数が当然の様に足りなくなり、不都合が膨らんでおります。

私は、決して、基礎的自治体の区が施策を進めていないと批判する気はありません。

追いつかない、認可保育所等の整備が国の施策から生ずる社会の変化に

追いつかない状況が発生しているから、国、都、区が確りと連携し、地域の暮らし、国民、都民、区民の足元を確りと見なおしてもらいたいと思うのです。私が、記した事は、当たり前な事と批判される事かもしれません。考えが足りないと、酷評される事かもしれません。当たり前な事が、当たり前改善される区政を私は望みます。その改善の途中にあるならば、その事を確り伝える事が出来る区政が必要と思っております。この度の議会最終日に、区議会・正副議長の選挙が行われました。各議員が所属する常任委員会や特別委員会の所属先、役職等も変わりました。気持ちを入れ替え、これからも議会と行政に、地域の声を確り届けて参ります。私の、所属委員会は、議会の選任を頂き農業委員会。常任委員会は総務財政委員会。特別委員会は文化芸術・スポーツに関する特別委員会になりました。

2014年05月04日 静岡県南伊豆町に特養ホーム整備

杉並区が静岡県南伊豆町と整備を検討している特養ホームの整備予定地の視察を私が所属する保健福祉委員会で行いました。杉並区と南伊豆町は自治体交流の協定を結んでおります。又、此の施策には、国、東京都、静岡県も加わり検討を進めています。当初、整備用地は、杉並区が運営していた弓ヶ浜学園跡地が予定されておりました。同所は、小児ぜんそく等の転地療養を目的として運営が進められて来ましたが、区内の小児ぜんそく患者の減少と治療薬の開発に伴い、学園の閉鎖が検討されて参りました。学園で生活を共にした卒業生や父兄の方々から学園の存続を求める要望が区に寄せられ、慎重に検討が進められました。が学園の役目を終えるに至りました。3・11以降、震災や津波に対する危機管理が高められ、海岸近くの当該地の特養ホーム整備に当たっても震災対応に対する懸念から検討が足踏み状態にありました。震災時の津波を想定した場合、特養ホームに入所する高齢者がスムーズ

に避難する事が出来るのか、区議会において大きな争点となっています。又、杉並区と南伊豆町が距離的に離れている事も懸念材料の一つとされています。

その様な中、南伊豆町は、杉並区健康学園跡地への特養ホーム整備にこだわらず、町が従来より進めて来た保健センター整備と特養ホーム整備を合築する形の整備方針を示し、整備地も複数の候補地を挙げ検討が進んでおります。

距離的な問題については、その距離を1センチメートルたりとも縮める事は出来ませんが、何を以てその距離感を縮めるかが今後の課題であると私は考えます。

この度の特養ホーム整備については、議会において厳しい議論が重ねられましたが、南伊豆町、町議会、杉並区、区議会、静岡県、東京都、国、多方面で積極的に検討が進められ選択肢が広がって行く中で、区民の代弁者である区議会の保健福祉委員会が現地を視察出来た事は大変大きな成果で在ったと考えます。

南伊豆の海と山々に囲まれ、日本百選に選ばれた弓ヶ浜、マリンスポーツ、海の幸、山の幸、温暖な気候、温泉、観光、幾つもの利点を生かした町政を進めながらも、人口9千人の町が特養ホームを整備する事は、大変な事業の一つと考えます。

南伊豆町の方々は、杉並区健康学園の施策を通して区民と町民の絆を深めてきた事を大切に考えられており、特養ホームの整備に当たっても、他の自治体との連携は考えられないとの思いがあるようです。

特養ホーム整備の他にも、杉並区では出来ない事を南伊豆町でとの考えがあり、南伊豆町アクティブシニア構想の実現に向けて町議会においても議論が進められております。

元気なシニア層のワープステイ(一定期間の滞在)を通して町の活性化を図る施策が進められるとの事です。

此の施策は、私自身が議会で示しているクラインガルテンを模した施策に近く、期待を寄せるところです。

又、健康学園を卒業した卒園生やその家族を特別町民として町に関わってもらえればとの期待を示す方がおられるなど、杉並区に寄せる期待は想像以上に大きいものがあると受け取る事が出来た。

特養ホームの整備については、議会での検討や議論が前向きに進められる事と、私は、考えます。

最後に、杉並区と南伊豆町の距離に関する問題は、相互理解の中で、必ず、

両者間にとって改善策が生まれると、私は、考えております。



2015年03月20日 涙

今日、私の母校、富士見丘中学校の卒業式に出席を致しました。
2クラス80人に満たない卒業生達でした。
富士見丘中学校の卒業生がまもなく1万1千人になります。
60周年の式典が昨年行われました。
単純計算で1万1千を60で割り算してみると、約183になります。
今年の卒業生は、79人ですので、少子化が伺えるところです。
卒業式が進む中、私自身の卒業式を思い出してみました。
当時は、送辞、答辞、今は、送る言葉、別れの言葉に代わりました。
卒業生、在校生が互いに合唱を行い自分たちの思いを歌に託していました。
みんな歌が上手です。
みんなの感情が歌に表れていました。
私の卒業式から46年の時が過ぎております。
文化の向上を感じました。
私自身、歌声の中にいて幸せを感じました。
反面、今、社会では様々な人間模様が浮き彫りにされています。
川崎でおきた、悲しく辛い事件がありました。
事件と結び付ける思いはありませんが、経済格差が教育の格差を生むと言われているこの頃、絶対にそんな事が在ってはならないと思います。
政治の最前線である基礎自治体の議会に参画する一区議として確りと活動を進めなくてはならないと思うところです。
今日、素敵なお合唱を聞かせてくれた子供たちに感謝。

2015・3・11 3・11

4年前、当日は、議会の最終日でした。
議場の天井につるされている照明器具が、地震の揺れで落ちてきそうで本当に心配をしました。
議会が暫時休憩となり、会派の部屋に戻り地震速報に映し出された映像を固唾を呑んで見守った時の緊張感は今も忘れません。
この4年間で被災地の復興は確かに進んではいますが、甚大な被害に4年の歳月は短いと思えます。

今朝の新聞に、一度だけでいい。戻ってきて との見出しで、亡くなられた方への思いが掲載されていました。

一度だけでいい。戻ってきてとの見出しに、私は、涙が出ました。

本当に、辛い表現だなと思いました。

大自然の力に、屈し、突然、愛する家族や友人や知人がいなくなり、生活の場も、突然。無くなってしまった、あまりにも無茶苦茶な天の仕業に、少しずつ、少しずつ、立ち直ってきた人の力も凄いと私は思う。

4年前の震災直後に統一地方選挙が行われましたので、この4年間の区切りがなおさら気に掛ります。

今年の議会も、明日と明後日の二日間を残す処となりました。

本会議おける一般質問、予算委員会における質問、所属する総務財政委員会における質問と、改選期を迎える前の最後の議会、私なりに地域の声を伝えさせて頂きました。

昨年のもう大雨による久我山駅周辺の雨水氾濫の被害対策の予算が示されました。

地域の皆様の目に見える施策を、確実に一つひとつ積み重ねて参る所存です。

2月15日

2月13日、議会中に田中区長のアクシデントがありました。

詳細につきましては、新聞報道等がありましたので申し述べませんが、大事に至らず本当に良かったです。

さて、私は、4月22日で62歳になります。

肥満気味、正直申せば、肥満です。

健康の大切さを痛感しました。

身体運動、スポーツの重要性を議会で問う立場に在る私ですので、他人事ではなく、自身の足元を再度確り見直さねばと思う処です。

2月13日、私は、一般質問のトップバッターとして望み、杉並区のスポーツ施策に関する質問を行いました。

私は、以前より中学校の部活、総合型地域スポーツクラブの2点について質問を重ね続けて参りました。

スポーツを通して、人づくり、地域づくり、まちづくりの思いをこれからも大切に、区議会活動の力点として参る所存です。

私は、ヨーロッパ型のスポーツクラブが地域に必要と考えております。

学校体育と密接した日本型スポーツ文化ではなく、誰でも皆が、自身が生まれ育った地域でスポーツに出会える形が必要であると考えております。
地域の子どもから大人まで、誰でも皆が地域で共通したスポーツの話題を持つ事が出来る環境が大切で在ると思います。
スポーツが地域コミュニティーのツールになります。
地域のそこはかたない安心感を醸成する事が出来ます。
私は、広く社会において、地域ごとに総合型地域スポーツクラブが設けられて行く事が望ましいと考えております。
杉並区が施策の拡大を図って参る、スポーツアカデミーの活動は、その基盤づくりに最適と考えます。
区のスポーツアカデミーの施策は大変評価されるべきものと私は考えております。
その活動の中から、私は、ヨーロッパ型のスポーツクラブが立ち上がる様、声を届けて参る所存です。
冒頭に、田中区長の事を申し述べました。
その後、田中区長から、大熊さんへの答弁を全う出来ずに申し訳ない…とのメールが届きました。
区長の復帰お待ちしておりますとの返信を致しました。
54万区民の命を守る区議会活動の重責、その重さを改めて思う昨日今日です。

2015年02月06日 迷っていました。

1月6日に新年のご挨拶を掲載してからアツと言う間に一ヶ月が過ぎてしまいました。
皆様に伝える事は、と、パソコンの画面を見たら一ヶ月が過ぎていました。
何をしていたんだと、自身に気合を入れておりますが、日々坦々と時を過ごした訳ではなく、此の間、中東で邦人の殺害事件がありました。
拘束されてから殺害に至るまで、特に、殺害をほのめかず映像が流れ始めてから、私は、何とも言えぬ思いの中にありました。
気が晴れない、重い気持ちと言えば良いのか、常に世界が変化している事を承知しているつもりでいても、日本人が中東の渦の中にとの思いが強くなりました。
アフリカ・アルジェリアで日揮のプラント襲撃事件があり、世界で活躍する誇り高き日本人技術者の命が奪われた事件がありました。

今回は、軍事会社を設立した邦人が拘束され、人道的報道を続けて来たジャーナリストが心配をし中東に出向き拘束され、残虐な手口で二人の命が奪われました。

世界と日本がどう付き合っていけば良いのか色々と考えさせられる事ばかりでした。

日本が武力解決を出来る訳はなく、外交解決が唯一の中、時が過ぎ、命が絶たれてしまいました。

冷たい見方と思われてしまいますが、解決策が見い出されない、教訓として生かす重い課題と、私は、考えています。

皆様から、響きをかかす事になると思います。

大熊は、そんなものなのかと憤慨されてしまうかもしれませんが、今回の事件が進む中、自分は日本人である、との、思いを改めて意識し、生活は、此処、杉並に在りますが、世界の流れを意識する事を忘れてはいけない、と、反省をしております。

そして、私は、必要な時に確りと国歌を歌える自分で在りたい、と、何故か思った次第です。

幼稚と思われるかもしれませんが、世界の変化の中で、日本人として毅然と生きて行く事の大切さをこの間の出来事で改めて受け止めました。

国への帰属意識を自身に問う機会でもありました。

2015年、平成27年、一ヶ月が過ぎる中で、私に取りまして、重い月日ではありましたが、自身の心の勉強をさせて頂きました。

また、明日から、新しい一日いちにちの積み重ねを大切にして参ります。
感謝。

2015年01月06日 新年のご挨拶

平成27年 新しい年が始まりました。

あれも、これも、と、意気込んでおりますが中々出来るものではない、と、新年早々に感じております。

いつも通りの自分に出来る仕事量とそのペースに落ち着いてしまいます。

此の文章を書き込み始めると、あっ、あれも、これも、と、色々思ひだし、決して忘れていた訳ではないのですが、片づけなくてはならない事が沢山あります。

年の初めと言う事で、仕事がゼロから始まるのであれば嬉しいのですが、以前からの仕事に新たな仕事の間違ひなく加算されて行きます。

マイナスから始まって、先ず、ゼロにするまでが大変です。
何もしていなかった訳ではないのですが・・・自分なりに仕事を終わらせて行くしか道が無さそうです。
迅速に仕事が出来ればと、特別、悲観している訳ではなく、今の私には、一つひとつの思いが大切であり自分に合っている様です。
私は、区議に初当選したのが54歳ですので、今年、4月に行われる統一地方選挙の折には、2期8年を終え62歳になり高齢者の域に近づいて参ります。
60歳代は、自己の人生を積み重ねる中で得た人生観と自己の知力と自己の体力が人生の黄昏を迎える中で研ぎ澄まされ冴える一時期と思えるのです。
自身がそう在りたいとの思いかもしれません。
私は、人生の60歳代において地域の方々からご親任を頂き、地域の代弁者として議会に地域の声を届け区政に反映させるべく活動が出来る自身を幸運であると思うと共に、地域の代弁者としての責任を確りと果たして参りたいと思っております。
元より浅学非才、足りない処が多い私ですので、精一杯、一生懸命の思いを今年も大切に致して参ります。
論より証拠、一つひとつ牛歩の歩みかもしれませんが、皆様の目に見える施策を地域に展開出来る様、着実に区議活動の歩みを進めて参る所存です。

2014年12月31日 大晦日

今年も、あと数時間で終わろうとしています。
神社の大払い、神棚のお札を準備、お墓の掃除等が終わり、今年一年が去ろうとしています。
心を新たに新年を迎える事が出来ればと思います。
「心を新たに」と言うと、何か、硬くなってしまいます。
構えず、平常心で、来年への区切りをと思います。
昨日走る事が出来た、今日も走れる、そして、明日また必ず走れる。
昨日出来た事は、今日も出来る、明日も必ず出来る。
合宿所暮らしをしていた若い頃にいつもそんな事を思いながら、明日を求めていた事を思い出しました。
一つひとつ、来年も積み重ねる事が出来ればと思います。

2014・12・27 御用納め

12月26日・金曜日、昨日が御用納め、今年も一年がアツと言う間に過ぎた様に感じております。

手帳に記した毎月の予定表を見直すと、あれもあった、これもあったの一年です。

あれも、これも、精一杯、一生懸命の中で時が過ぎたように思います。

議会活動では、年4回の定例区議会において、4回の一般質問を行う事が出来ました。

議会に地域の声を届け地域の声が反映される区政を私は標榜して参りましたので、定例議会毎に地域の実態を示し、区の所見を求めの中で、区民生活の向上を図る為の施策に結び付く区議活動が出来たと考えております。第1回定例区議会では、2020年・オリンピック・パラリンピック東京大会を前に、国のスポーツ基本法に示された、総合型地域スポーツクラブの立ち上げを区がどの様に対応して行くのか問い、合わせて、2020年・東京大会に向けた区民の自主的活動に対する支援を都や国へ働きかけるよう望み、区の積極的な答弁を得ております。

他に、久我山地域の今後のまちづくりと上高井戸地域の用途変更に関する質問を行いました。

第2回定例区議会では、久我山のホタル祭りを紹介し、商店会の今日までの努力を区に伝える中で、杉並区が協定を結ぶ友好都市においてもホタルの生息が確認され、それらが友好都市の振興に役立っているとの事なので、久我山のホタル祭りと同様、友好都市同志における仮称ホタルサミットの開催を提案しました。

又、今後、整備が進められる仮称都立高井戸公園の整備に当たり、ホタルを放流する神田川沿いの自然が多く残る傾斜地をホタル放流の舞台とする事と、神田川を介してつながる富士見丘とホタル祭りを広域的なイベントとして拡大して行く事が望ましいとの質問を行いました。

その後、区・産業振興センター、環境課、文化交流課、まちづくり推進課、区民課の横断的な連携の中で仮称ホタルサミットへ向け、実行委員会の準備が始まりました。

嬉しいニュースです。

第3回定例区議会では、今年の度重なる豪雨、都市型集中豪雨がもたらした久我山駅周辺の雨水氾濫について質問を行いました。

この度の雨水氾濫の根本には、都が進める下水管の整備事業があります。下水管の径を拡大する整備が遅れ、都市型の集中豪雨の際に下水管が雨水を吸い込みきれなくなり地域に雨水が氾濫してしまう現象が繰り返されています。

その様な中で基礎自治体・杉並区に出来る事を、区民の目に見える施策として示して欲しいと問い、側溝に整備されている雨水の吸い込み口である溜樹を増やす整備、溜樹の容積を大きくする整備、簡易型の雨水貯留槽の整備、雨水が流れる坂道の途中に道を横断する形で大型のグレイチングを整備する等、早急に実行できる確りした答弁を受けております。

第4回定例区議会では、今、地域で必要とされている、特別養護老人ホーム、特養が閉鎖的で地域の迷惑施設であるかの様な見方をされ、地域に理解が得にくい整備であると聞き及び、私は、その様な思いに、理由はあるにせよ理解を示す事は出来ませんので、迷惑施設との思いが一掃されるようお願いを行いました。

今後、宮前5丁目に整備される特養は、地域の防災会から地域に拓かれた防災拠点型の特養整備が望まれ、田中区長に要望書を提出し、現在、その意を受ける形で準備が進められています。

私は、要望書を提出するお手伝いをさせて頂いた経緯もあり、今後、区内に整備される特養が地域に拓かれ、地域に密着した運営が進められるよう求めました。

又、静岡県南伊豆町に整備される特養の進捗状況も合わせて質問いたし、田中区長から、宮前5丁目に整備される特養の必要性が示され、南伊豆町の特養についても、国と静岡県の三者による調整の途中との答弁がありました。

その後、12月11日に杉並区と南伊豆町、静岡県による特養整備が正式に決定され、新聞報道されました。

今年の定例区議会において行った4回の一般質問のあらましを記させて頂きました。

私は、基礎自治体である杉並区が区民生活の向上に向け、様々な施策に取り組んでいる事を評価する中で、区議会に参画する区議として地域の代弁者として、地域の声を議会に届け、地域の声が区政に反映される事が大切であり、地域の方々の目に見える施策であるべきと考えております。

今年もあとわずかです。新たな年を迎えます。

新年を迎えるに当たり、何か身の回りに大きな変化が生じる事はありませんが、目に見えませんが、心の区切り、新たに心を切り替える事が出来る時であると思います。

私は、来年も、地域の声が反映される区政を目指して参る所存です。
足りない処が多い私ですが、精一杯、一生懸命にとの思いを新たにして参る所存です。

2014年12月13日 総選挙を通して。

12月2日に始まった総選挙、本日が最終日です。
アツと言う間の12日間でした。
新聞報道各社、色々と記事を書いております。
どれが正しいと、軽々には申し上げられませんが、私は、東京に住む区民、都民、国民の一人として、基礎自治体の議会に参画する自民党の区議として、地域経済の再生があつてこそ国全体の景気回復が進むと、この度の選挙中に考えておりました。
主要産業の回復の下に地域経済が引っ張られるのか、地域が頑張つて点から面へと経済の再生を拡大して行くのか、アベノミクス、第三の矢、成長戦略の途中で総選挙をむかえました。
第三の矢、成長戦略に示された規制緩和等に期待を寄せる中小零細事業主が地域経済の中で、今後、事業の再生を果たし易くなる様、政権与党に再び戻るであろう自民党は頑張らなくてはならないと思っております。
景気回復、地方創生、そして、私たちが暮らす地域の経済の再生、地域の暮らしの中での安心、安全、健康を築いて行かなくてはならないと、区議会に参画し、地域の代弁者と自負する区議の一人として考える処です。
私は、生まれ、育ち、暮らし続けてきた、久我山の地で家庭燃料の小売業を父親の代から共に営んで参りました。
第1次から第3次まで、過去3回のオイルショックを身を以て経験しております。
扱う商品は、灯油、プロパンガス、原油価格の影響をもろに受けて参りました。
円高、円安、デフレ、インフレ、経済の最前線で生きる地域の小売業者の悲喜交々を経験して参りました。
その様な経験を、この度の総選挙の応援を致す中で、地域で応援のマイクを握りながら、地域の経済の再生を改めて自身に投げかけておりました。
地域の商店街が、地方の商店街が疲弊をし、シャッター通りと呼ばれる商店街、店主は頑張ってきました。
その中で、役目を終えた商店もあります。

商店主たちは、苦渋の選択の中で名誉ある撤退を行っています。
改めて、第三の矢、成長戦略の規制緩和に期待を寄せる処です。
中小零細事業主に届く規制緩和を望み、地方創生に期待をするところです。
自身の、小売り事業者としての経験を今後の区議会活動に生かして参る所
存です。

2014年12月04日 差し出し人様のお名前が無い封書が届きました。

本日、私の自宅に、差し出し人様のお名前が無い封書が届きました。
内容は、今後、進められる、都立高井戸公園の名称が仮称・高井戸公園と
あるが、現在、公園用地は、総てが久我山の住所内に位置している中で、
高井戸の名称がそのまま使用される事への懸念が記されておりました。
地域の皆様に、ご親任を頂き地域の代弁者として、地域の声を議会と行政
に届け、地域の声が反映される区政を、私は、区議会活動の理念としており
ますので、仮称・高井戸公園の整備は都の事業で在りますが、公園の名称
に関する地域の声を、確り、議会に届けて参る所存です。
公園の名称については、地域の方々が同様に持つ区民感情であると、考え
ておりました。
何れの時期で、地域の思いを的確に、議会と行政に伝えるべきかと考えて
おりました。
確りと対応を致して参ります。
ホームページ見て頂ければ幸いです。
ご指摘に、感謝を致します。

11月22日 衆議院解散

11月21日に衆議院が解散されました。
アベノミクスと消費税10パーセントへの再信任を問う総選挙と考えておりま
す。
本当に必要な総選挙なのかとの声が挙がっております。
私は、国民が、国の進む方向性を改めて考え直す選択の時を得たと考えて
おります。
支持率の高い政権運営が本物なのか、選挙費用の無駄使いと揶揄されて

おりますが、約 700 億を掛けてでも、国民皆が、改めて、国の進むべき方向を考える時と思います。

杉並区議会は、現在、第 4 回定例区議会の最中ですので、21 日、午後、衆議院解散に合わせて、12 月 2 日より始まる総選挙の為の補正予算 1 億 8 千万円余を議決しました。

アベノミクスと称される中、金融政策、財政政策、成長戦略策、三本の矢を安倍政権が放ち、毛利元就の三本の矢の如く三つの政策が束ねられ、折れる事なく強さを増す中でデフレ脱却へ進む事が叶わなかったと思います。消費税の増税による駆け込み需要後、地域経済が思いのほか停滞してしまっただと思います。

地域経済の元気度が示されなければ、社会経済の成長に結びつきません。地域経済に好影響がないままに総選挙を迎えておりますで、マイナス面はあると思います。

改めて、国民が現政権に国の舵取り役を任せるのか判断する選挙と考えます。

国民が信頼出来る政権運営を望む中、有権者は、有権者としての責任を果たす事が大切であると考えます。

国の方向性を判断する国会・衆議院の議員を選ぶわけですから投票率が上がり、確りと民意が示される事が大切であると思います。

国政と都政の下に、基礎自治体である杉並区があります。

私は、その基礎自治体の議会に参画している意義を確りと自覚し、予算執行と施策に地域の声が反映される様、地域の代弁者としての役割を果たして参りたいと思っております。

11月5日 一ヶ月が過ぎました。

前回の掲載から、丁度一ヶ月が過ぎてしまいました。

定例議会、25年度決算委員会、委員会視察、地域の行事、忙しすぎて仕舞う様で心苦しいのですがアツと言う間に時が過ぎて仕舞いました。

この間、国政においては、同時に閣僚が二人辞任、その後も、後任大臣の政治活動費の使用に関するモラルが問われています。

国政と私が参画する議会とでは、余りにも器が違いすぎますし、この度、注目と批判を浴びた国会議員の方々とは、地域が違いますが、私も、同じ政党人です。

国政においても、私が参画する議会においても、地域の方々の信任を受け、

期待が寄せられる点では同じと考えます。

期待に応えると言う事は、責任を一つひとつ果たして参る事で在ると思います。

そして、一つひとつ信頼を築いて行く事で在ると思います。

国政においても、私たち地方議会においても、政務活動費の使用が認められています。地方議員の政務活動費の使用は公開されますが、国政においては非公開で在ったと思います。先に、示した国会議員の方々が政務活動費の使用を不正したと言う事ではなく、国政と地方議会、大きな違いがありますが、そこに参画し、活動する議員の心構えは、何ら変わるところなく、一つで在ると思います。

国政においては、国を思い、地方議会においては、地域を思い、共に地域に暮らす一人ひとりの方々の安心と安全を築く事で在ると思うのです。

真面目くさった・・・物言いと思われるかもしれません。

しかし、私は、勇気をもって実行しなければと思うのです。

「ならぬことはならぬものです」会津藩・仕の掟が思い出されます。

10月5日 雨と涙

私が暮す、久我山は、十月の第一週の土日が、地元、久我山稻荷神社の秋季例大祭す。

従来ですと宮神輿の渡行がありますが、本日は雨の為に渡行が中止になり、今、自宅に戻りましたので、パソコンに向かっております。

毎年、十月の第一週は、議会開催中で、しかも決算特別委員会の最中です。決算委員会は、区議会議員全員が委員になり前年度の予算執行に対する集中審議が行われ、決算認定が行われます。

今年は、平成二五年度の決算認定が行われます。

この、決算委員会が、実質来年度の予算編成に向けた第一歩と言えます。

私は、一昨日、商店街振興について質問を致しました。

二期目を迎えた田中区長が所信を示す中で、地域の特性を生かした商店街振興を挙げておられましたので、私の地元、久我山の商店街が頑張っって継続を図っている、ホテルまつりを取り上げました。

来年、二十回目のホテルまつりを迎えるに当たり、杉並区の友好自治体にホテルの生息が認められるのか、又、ホテルに関する事業とその状況を質問し、杉並区の友好自治体にホテルの生息とそれに関わる事業が進められている事の答弁がありましたので。

地域で頑張る商店街が更なる振興を図る事が出来る様に、区として、久我山の地において、友好自治体とのホテルサミットの開催を望み、質問を行いました。

区長から、直接、地域振興を目的としたホテルサミットへ向け、前向きな答弁を頂く事が出来ました。

区長からの答弁に感謝し、今、個人商店がおかれる立場を質問の残り時間の中で一言申し述べようとする中で、私は、思わず涙を流してしまい、その涙が、何故か止まらなくなっていました。

地域の皆様に、ご親任を頂き、地域の声を届ける中で、行政が地域に目を向けてくれる、それは、私の、今までの質問から生まれたものなのか、たまたま、区の視点が久我山に向けられていた事なのかもしれません。

しかし、自分が生まれ育ち、家業を続ける中で、地域の皆様に頂いたご親任を背に、地域の質問をし、区長から直接、前向きな答弁を受ける事が出来るのは、正直、嬉しいです。

答弁の後に、私なりの思いを伝え様とした中に、戦後、商店街で頑張ってきた個人商店の中に、社会的構造変化の中で、個人商店の役目を終える職種がある事、それは敗北では無く、名誉ある撤退で在る事を伝え様としましたが、涙が止まりませんでした。

地域への思いを寄せた、私の拙い質問に区長から頂いた答弁、社会的構造変化の中で消えゆく個人商店がある事、思いが重なり涙が止まりませんでした。

今、パソコンの前にいる私は、また泣いています。

今、雨で祭りが中休み、その折に涙の訳を掲載いたしました。

感謝。

2014年09月06日 総合震災訓練

8月30日に都と区による総合防災訓練が行われました。

日にちが過ぎ、タイムリーな話題ではありませんが、当日は、大規模訓練で会場も区内3ヶ所に設けられ、救助訓練を行う仮想の現場を和田堀公園内に設け、埼玉消防局、大阪府警の救助隊、海外からも救助隊が参加し実際に救助訓練に参加しました。

仙台市の水道局も給水車を実際に配備して給水訓練を行いました。

都、区、警察、消防、消防団、自衛隊、他府県の救助隊と諸機関、海外救助隊、民間の応援部隊が現場に集合し実際さながらの訓練と、私は、感じ取

れました。

今回の様な大規模訓練に町会や自治会の区民が実際に参加出来れば良いのではと思いました。

大規模訓練だからこそ当事者の区民の姿があつてほしく思いました。

当日の訓練は3ヶ所で行われましたので、他の訓練会場で区民が参加したからとの事ではなく、メイン会場の災害救助訓練の場に区民が参加出来る場が欲しく思いました。

又、災害救助訓練会場に現場の指揮をとる本部が設置される訓練が行われましたが、区職員の姿がなかった様に見えました。

私たちが訓練を見学した本部テントの中に、危機管理に携わる区職員の姿が在った様に思います。

少々残念に思いましたので記しました。

理由はあると思いますが、都と杉並区との合同訓練で、当事者の区の危機管理部門の職員が見学者と同じ本部テントで静観する様な形がとられて良いのかとの思いになりました。

会場の一角に、災害用のマンホールトイレが設置され海外各国の大使館の方々も当日参加されており、興味深くマンホールトイレの見学をされていました。

災害時のライフラインと衛生面に関する施策を区政の場において確りと地域の声を届けて参りたいと思います。

2014年08月17日 48時間後

8月15日の終戦記念日から二日が過ぎました。

15日に自分の気持ちを記したくパソコンの前に座り、あれこれと書き込みを始めましたが、まとまらず書き込み途中のパソコンを消しました。

15日、終戦記念日に自分の気持ちを書き込むの事に躊躇しました。

何か、重苦しさがあり、やめました。

戦前、戦中、戦後、多くの国民が悲しみ、苦しみ、もがき、絶望し、少しの期待の中から今日の日本を築き上げた日本人の知恵と力は物凄いと思います。

戦勝国の進駐の下、本当に日本は頑張ったと思います。

国民、一人ひとりが自分自身の役割を果たして来た様に思います。

終戦記念日が近づくと、先の大戦に関連した報道が行われ、戦争責任が論じられます。

69年の不戦の中で日本は戦いを顧みて来たと思います。
69年前、戦いを終えた人々がこの国を立て直し今日を迎えています。
父親が存命の時に、父親の幼馴染の方が我が家に来られ、父親と酒を酌み交わし、満州で終戦直前に参戦したロシア軍に機関銃を連射し、戦った時の話を私も傍で聞きました。
皆、70歳80歳になっても決して忘れる事の出来ない戦争を抱え、家族を養ってきと私は思っております。
やはり父の知り合いの方が、海軍に従軍し、軍艦が沈没し海に投げ出され漂流している時に、八幡大菩薩、南無阿弥陀仏、何妙法蓮華経、と拜んでいたよと話されていました。
皆、苦しい思いの中で、敗戦をバネに今の国を築いてくれました。
戦死をされてしまった方々の無念を背負って国を築いて下さったとも思います。
感謝の思いです。
戦後、日本は、常に、世界に挑戦し続けた素晴らしい国で在ると思います。
只、今、日本は、心を病む人が増えている様に思えてなりません。
毎日の様に殺人事件や詐欺、危険薬物等による交通事故が起き犠牲者が後を絶たず、新聞紙上を騒がせ、テレビが報道を繰り返しています。
人の命が簡単に奪われています。
凶悪事件が繰り返される中で、昨日起きた事件かと思いニュースを見たり聞いたりしていると、別の新たな事件を報道しています。
えっ、また、と、別の事件や犯罪の重大さに驚くばかりの日々が続いています。
決して、誇張しているつもりはありません。
事件や事故そして犯罪に、加害者の心の病が大きく関わっている事も事実で在ると思います。
私は、小さいころから、親が自宅で商売をしておりましたから、店で働く人、祖父や祖母の顔が見え、地域の多くの人たちの見守りの中で育ち生きて来ました。
何事にも代えがたい、心の栄養を得ていた様に思います。
先の大戦で亡くなられた多くの方々、そして、この国を建て直して下さった先陣たちは、辛い中にも、ひもじい思いの中でも、忘れてはならないもの、家族や友、故郷や夢、生きる力を決して忘れてはいなかったと思います。
豊かな社会と言っても過言ではないと言える今、心の病が広がる事に自身も気を引き締めなければと思い、この国の平和を築いて下さった多くの先陣た

ちに心より感謝をお伝えしたいと思います。

2014年08月03日 ラジオ体操

私が入会している自治会のラジオ体操が8月1日から始まりました。今日で3日目、毎回90人前後の方が参加しています。大人が7割、子供が3割と言った参加状況です。毎年、大人の参加者の平均年齢が上がっており憂慮致すところです。裏を返せば、毎年、大人に関しては、同じ方が参加されており中々新しい参加者が増えない状況にあります。夏休みに入ると、小学校でラジオ体操が行われるので子供たちはその行事に参加して夏休みのラジオ体操が終わってしまうのかもしれませんが。その様な事から、自治会のラジオ体操に子供の参加者が少ないのかもしれませんが。各町会と各自治会のラジオ体操が行われ会場が分散されますので、少子化の中で各会場に子供が分散され参加する事になりますから、大人の参加者が目立つのは当然かもしれません。夏のラジオ体操と言う事ではなく、NHKのテレビやラジオで行われている体操は、日常生活の中で誰でもが参加できる一番身近なスポーツであると思います。杉並区の施策にスポーツ推進計画があります。その中に高齢者の方々の軽度な運動として体操やウォーキングが記されています。「熊さんの一言」に自身のスポーツ体験を記しておりますが、正直申せば、私も、運動不足、年齢61歳、正に、ラジオ体操やウォーキングに少しずつ親しみ習慣化しなくてはならないところです。そして、議会活動において、歩きやすい遊歩道と整地が行き届いた身近な公園整備を忘れてはならないと自信を戒めております。

7月23日 農業委員会

昨日、梅雨明け宣言がありました。とは言っても、今日も蒸し暑いです。からっとした夏空が待ち遠しい思いです。

私は、区議会の選任を受け、区の農業委員会の一員として2回目の委員会活動に携わる事になりました。

昨日は、農業委員会の総会が開かれ出席を致しました。

その席上、委員会の方から先日のヒョウの被害で畑に野菜が無くなってしまったとの話がありました。

夏のピーマンが少し出来たがいつものピーマンより質が悪いとの事でした。私たちの地域における日常の生活の中で、先日のヒョウがもたらした被害は限定的なもので終わって、熱さも喉元を過ぎればと言われますが、農業を営み、常に気候と戦い、作物に一度キズがついてしまえば修復がきかない農作物、本当に厳しい仕事と改めて感じた次第です。

今、区内の生産緑地が減りつつあります。

農業を営むお宅で相続が発生するとその殆どを失う様な状況に在ります。畑を如何に残し、区内での地産地消の拡大を進めなくてはならないと考えるところです。

都市型農業の在り方を国や都の施策に求めるだけではなく、日本の首都、東京の都市型農業の在り方、その形を杉並区が示す様な、勢いのある都市型農業を展開出来る土壌を杉並区に作りたいと夢が膨らみます。

夢に近づき形が整えられるよう議会活動を進めて参ります。

7月10日 まちづくり

まちづくりについて、議会に地域の声を届けております。

私自身の思いですが、まちづくりには夢があります。

国、都、そして私たちが暮す地域を所管する基礎的自治体である杉並区、国が示すまちづくり、都が示すまちづくり、区が示すまちづくり、法や条例に定められ地域のまちづくりが進められております。

今、久我山を東西に抜ける放射第5号線の整備が進められております。

都の事業ですが、久我山地域の部分に区が地区計画を描き、地域のまちづくりが条例の下に進められます。

先日、久我山のまちづくりの会が開かれ、区から放射第5号線整備後のまちづくりについて説明があり、その後、懇談が行われました。

当日は、区・都市整備部の門元部長が出席され、ご自身が体験をした阪神淡路大震災の経験を踏まえ、まちづくりの中で道路整備が大きな役割を果たす事を述べられました。

又、阪神淡路大震災の折に道路の整備がなされていれば救える事が出来

た命があったと現地の声を部長が紹介されておりました。

この度、久我山地域を抜ける放射第5号線について、部長は放射第5号線と表現される道路だが、まるで公園を長細く整備する様であると表現されました。

しかし、道路の整備に変わりはないので、ノイズ等の問題を今後どの様に軽減しながら杉並らしい久我山らしい沿道のまちづくりを進めるかであるとの思いを述べられました。

門元部長は、国土交通省で道路整備を担当されているとお聞きしたので、道路整備の本質を理解する中でご自身の体験も含め、区内の道路整備やまちづくりが進められるよう大いに期待を致すと共に、私も、議会等にまちづくりに関する地域の声を届け理解を頂く中で施策が進む様に頑張る所存です。

2014年06月30日 区長選挙・区議会補欠選挙

昨日、区長選挙・区議会補欠選挙の投票が行われ、本日、開票が行われました。

田中区長が再選されました。

私は、区長の再選を是としておりますが、投票率が28パーセントと低い状況でした。

残り72パーセントの有権者は、選挙結果をどう受け止めているのか、区政に満足しているのか、関心がないのか、あるいは、選挙そのものの周知が足りなかったのか、区民生活が左右される身近な選挙であり、区民の多くの方々に関心を寄せてもらう区政でなくてはならないと考えているところです。

今、杉並区では、保育園の待機児問題、介護施設の整備、学童の整備等があり、杉並区基本構想、施設再編整備計画が進められております。

2020年へ向け、区民皆で杉並力を高めて行く時でもあります。

その様な中で、この度の区長選挙と区議会補欠選挙の在り方を確りと検証する必要があると考えます。

私自身、来年4月の統一地方選挙に挑戦を致します。

地域の一人でも多くの方に、ご親任を頂き、地域の安心と安全そして健康を守り、穏やかな区民生活を求め、地域の声を議会に届け地域の声が反映される区政を築く為に全力を尽くして参る所存です。

6月18日 ビワの木

私が、久我山駅で朝の駅頭活動を始めたのが2006年・平成18年・12月4日からです。

この間、気が付かなかった事があります。

久我山駅・南口のすぐそば、神田川・久我山橋脇の護岸にビワの木があり、高さ4メートル位に育っています。

今年は、いや、今までもそうだったと思いますが、ビワの実が沢山生っているのです。

スズメやムクドリが身をつついていきます。

今まで、ビワの木、いや、木がそこに生えている事は気が付いていましたが、ビワの木で実が生り、スズメやムクドリが実を食べに飛来している事に気が付いていませんでした。

今年もツバメが飛来し巣作りをしている事やツバメ独特の鳴き声とスピード感のある飛び方に目を見張っていましたが、群れを成してビワの実をつつきながら鳴くスズメやムクドリに気が付かずにいた事が不思議でなりません。駅頭に立ち、通勤の方々が途切れた時に鳥の鳴き声に癒されていましたが、すぐ近のみどりの葉の中にオレンジ色の実が生っている事に気が付かずにいた事が不思議でなりません。

朝、多くの方々が行き交う駅頭、一人でも多くの方にお声掛けが出来ればとの思いでおりますので、8年間気が付かずにいた事で良い様な気がします。ちなみに、ビワの実の事は一週間ほど前、買い物から帰ってきた妻に教わった次第です。

6月13日 平成26年・第2回定例区議会終了

本日、第2回定例区議会が終了しました。

今回の定例区議会において、私は、下段の「熊さんの瓦版ダイジェスト」に掲載してある様に、都立高井戸公園と放射第5号線の両整備に合わせた久我山のまちづくりと2020年問題を質問いたしました。

久我山のホタル祭りが終わったばかりですが、久我山のホタル祭りを杉並のホタル祭りへと拡大出来る様、都立高井戸公園、放射第5号線、両整備と連携したまちづくりを求め、東京都との連携を確り図って行くとの前向きな答弁を得ております。

国政においては、経済の復調が示されておりますが、地域経済の復調においては、まだ、復調の兆しは厳しいと感じておりますが、社会全体としては、

2020年に向け、希望を見出していると思います。

地域経済の復調を求め、杉並区の産業振興施策について質問を行いました。

地域経済の活性化は、先ずは、地域の商店街の元気であると思います。元気の源を確りさせる為に、区の産業融資制度について質問を致し、田中区長から、利率を下げ、より使いやすい融資制度への答弁を頂きました。さて、この度の定例議会は区議会議長をはじめ改選の議会です。

私は、議会から農業委員に選任されました。

杉並区の都市農業の更なる発展の為に議会の代表として頑張る所存でおります。

常任委員会は、筆頭委員会である、総務財政委員会に在籍を致す事になりました。

杉並区の台所を預かる委員会ですので確りと地域の声を届けて参ります。特別委員会は、文化芸術・スポーツに関する特別委員会に引き続いて在籍を致します。

日頃より、スポーツの持つ潜在的な力を生かし、人づくり、まちづくり、地域づくりを進めるべきとの持論でスポーツ施策の活性化を求めて参りました。今後も、尚一層、地域の声が反映される様、頑張る所存でおります。

6月8日 原点。

区議会議員として議会活動を始めて8年目に入りました。

地域の声を議会と行政に届け、地域の声が区政に反映される事を第一として参りました。

そこから、地域の安心と安全、地域の健康を築いて参りたいと考え区議会に参画して参りました。

本日は、表題に 原点 と記しました。

地域からご親任を頂き、区議会に参画する一議員として、自身が、生まれ、育ち、暮らし続け、地域の変化を見つめ、今後、地域に必要な変化を区政に求めて参ります。

私は、生まれ育ったまちの土に帰る事が出来る一人です。

私の人生にとって、区議会に参画する区議の一人として、区民、地域の責任年代の一人として、区民の声を地域の声を杉並区政に届ける役目を更にさらに強く意識する処です。

穏やかな区民生活、穏やかな地域の生活を築いて参りたく思っております。

今月、22日から区長選挙と区議の補選が行われます。
来年の4月には、私が信任を受ける統一地方選挙が行われます。
選挙との言葉が地域に広がっている中で、私の、思いを記しました。

2014年05月22日 第2回定例区議会

5月27日より、第2回定例区議会が始まります。
2月に行われました第1回定例区議会の時に26年度・予算特別委員会が行われ、26年度の予算が組まれました。
4月1日より新年度の予算執行が行われ、区政喫緊の課題である、保育対策、高齢者対策と待った無しの課題に取り組んでおります。
少子高齢化社会へ向かっています。
1950年、10人の大人が一人のお年寄り(65歳以上)を支えておりました。
2010年、2.6人の大人が一人のお年寄りを支えています。
2060年、1.2人の大人が一人のお年寄りを支える時代が訪れます。
10人の下段は26人ではありません、2.6人です。
数字の間に小数点が入っております。
約4分の1です。
私が小学生の頃は、一クラス45人前後で4クラスから5クラスありました。
今は、一クラス25人から30人で多くて3クラスです。
一家族の人数も少なくなり、社会で一番小さな組織は家族と称されますが、家族の力だけは小さくならない様にはなれないと思います。
保育園の待機児童問題が中々解消されません。
働くお父さん、お母さん、子ども達も大変です。
私は、杉並区は頑張っていると思っております。
行政も議会も未来を背負う子ども達の為に頑張っていると思います。
私たちの国を作り上げてくれた高齢者の方々に感謝と安心を確かに実感してもらえる社会づくり、小さな子ども達を育てている若いお父さんお母さんへ安心を確かに実感してもらえる社会づくり、稼働年齢層の方々に日々の充実感を実感してもらえる社会づくりが出来るといいですね、私が参画する区議会においても、今、申し上げた様な社会づくりが必ず出来ると思います。
第二回定例区議会、間もなく開催されます。
地域の声を確りと伝えて参ります。

2014年05月03日 ゴールデンウィーク

本日から6日までゴールデンウィーク、行楽日和です。
連休の谷間の1日と2日に、杉並区が区外に特養整備の施策を進めようとしている、静岡県南伊豆町の候補地を視察に行き参りました。
先に示しましたように連休の谷間で旅行客も少なく、視察の目的を確りと果たす事が出来たと考えております。

国内、浜辺百選に選ばれる弓ヶ浜海岸は正に絶景でした。

東京と南伊豆町との絶対的な距離を如何に何を以て縮めて行くのか、3・11以降の防災意識の中で浜辺近くに特養等の施設を整備するに当たって解決すべき問題は少なくないと考えます。

上記の事柄は下段に在ります「熊さんの区政報告」で思いを示させて頂きませんが、御当地、南伊豆町の方々が杉並区が先に運営していた弓ヶ浜学園の子供たちと町が築いた絆を生かして参りたいとの思いがある事に、私は、本当に嬉しく思いました。

大切な、人と人との出会いの中から生まれた信頼関係を、今、社会が必要としている介護施設の整備、喫緊の課題に生かす事が出来ればと考えます。
大切な人の心を利用する事ではなく、杉並区と南伊豆町の絆が、距離を縮めてくれたらと願うところです。

2014年04月17日 桜の次はリンゴの花

東京では、お花見が終わり葉桜の時季になりました。

新緑の時季を迎えております。

みどりを眺め、ホットする時季です。

さて、我が家では、33歳の息子が小学生時代に学校から持ち帰ったりんごの苗木が育ち、今、花を咲かせています。

ホームページの右側にあります「熊さんの写真館」に掲載をしました。

この時期、朝の駅頭活動から見えるまちの様子は、つきなみの表現ですが、希望、新しい、緊張、心を入れ替えて、再スタート、心機一転……等などで

駅頭を続けている中で、小学校、中学校、高校、大学、社会人と育ってゆく地域の子供たちが頼もしく見えます。

リタイアをして、ネクタイ姿からスポーツウエアに変身してウォーキングに出かける方を見かけます。

地域の活動に目を向けてくれればと心の中で願っております。
私は、4月22日で61歳になります。
齢を重ね、少しずつですが人生の機微を感じ取る事が出来る様になったかななどの思いがあります。
久我山にもつばめが飛びはじめました。
さわやかな季節です。
議会活動においても、さわやかさを示して参りたいです。

2014年04月06日 お花見

昨日、都立高井戸公園の予定地になっているNHKグランド跡地の桜を仕事の途中に見に寄りました。
天気も良く、満開の桜のもとで大勢の家族がお弁当をひろげ春休みの一時を過ごしていました。
地域の公園で休みの日に、子供や家族が寛ぐ姿にほっとしました。
地域の声が反映される都立公園が望ましく思います。
今日も、地域のお花見に参加をさせて頂きましたが、昨夜の雨の為、桜の木の下でお弁当をひろげる事が出来ず、室内でのお花見になりました。
昼過ぎには、気温がさがり時折雨も降り、室内でのお花見が賢明であった様に思いました。
このところ、雨が降る日が多く桜が散って仕舞うのかと心配をしましたが、気温が低い事もあり散らずに花びらが残り綺麗です。
桜が散り葉桜そして新緑を迎えます。
新年度を迎え、社会全体がわくわくし、期待感に包まれる時季です。
議会も、26年度の予算が決まりました。
適正に予算が執行される様、議会活動に邁進してまいる所存です。

杉並区議会自由民主党

私たちは杉並区の専門家です

平成27年1月 討議資料



生活にもっとも近い政治は区政です。今まさに、地方分権が進んでいます。防災施策、産業振興、雇用対策、高齢者福祉、保育・子育て、障害者福祉、環境施策、教育施策等、区民と直接向き合う最前線が杉並区の仕事です。

私たち杉並区議会自由民主党は、それぞれが、地域や区民の声に耳を傾け、区政についてチェックを行い、政策提言して参りました。区民福祉の向上を進めつつ財政の健全性を図り、課題を解消して未来へと繋げております。今後も重要な課題として少子高齢社会の本格到来にどう立ち向かうのか、私たちの「議員力」が問われています。

自由民主党は、自主自立や自助・共助・公助の関係性を大切に、頑張る人こそ報われ、努力する機会とその能力に恵まれない人を皆で支えていく社会こそ、在るべき世の中の姿だと信じている保守政党です。

私たちはこれまでの知識と経験を活かし、区政の専門家として、現場・区民目線で総合的に政治を前に進めて参ります。

私たちがこれまでの4年間に 取り組んできた実績

私たちは杉並区議会第一会派として、また区政の責任会派として、これまで4年間様々な視点から施策に対し、提言や質問を行い、取り組んで参りました。今般、区政において一定の実現を行った施策をお伝え致します。

※数値は平成23年4月と26年4月との比較です。

区政運営

- ▶基本構想、総合計画、実行計画への自主自立を提言し、実現
- ▶財政を健全化するため将来世代を見据えた提言
- ▶施設の統合化・複合化等資産管理の充実(施設再編整備計画の策定)
- ▶行政改革の推進(受益者負担の適正化)
- ▶公共事業における適正な工事価格の是正
- ▶国、都との連携を活かした公有地利活用(保育施設整備の推進)
- ▶緊急経済対策の継続実施への提言(緊急経済対策融資、雇用の創出)

まちづくり

- ▶東電グラウンドの取得による(仮称)下高井戸公園整備の実現
- ▶屋敷林、社寺林、保護樹木、農地の保全(狭外狂取得、緑地保全方針の策定)
- ▶狭あい道路整備の推進(161キロ→182キロ)
- ▶交通不便地域の解消への提言(新たな地域交通の整備・検討実施)
- ▶バリアフリー基本構想策定への提言・施設のバリアフリー化推進実現

防犯・防災

- ▶災害弱者への対応を提言し、実現
- ▶建物の耐震化、不燃化促進(耐震比率79.0%→81.7%)
- ▶木造住宅密集地域解消に向けた取り組み(重点地区の指定、阿佐谷南・高円寺南地区への建替助成、職員戸別訪問)
- ▶防犯カメラ増設の推進(街角防犯カメラ162台→234台)
- ▶水害対策への提言により、浸透施設の助成、水防情報システム改修実現
- ▶空き家対策に向けた実態調査の実施・対応検討の実現

保健福祉

- ▶保育施設整備(定員1,392名増)
- ▶学童クラブの受け入れ枠拡大(受入数324名増)
- ▶独居高齢者支援(安心おたっしゅ訪問事業の開始延べ39,256名)
- ▶高齢者施設の整備(特別養護老人ホームの定員231名増)
- ▶東京都二次救急指定医療機関の誘致(佼成病院)
- ▶子育て環境の整備(病児保育「佼成病院」、保育コーディネーターによる保育総合相談窓口、保育ほっとなび開設)

区民生活

- ▶自動車の「杉並ナンバー」の実現
- ▶商店街活性化支援(チャレンジ商店街支援プログラムの開始)
- ▶町会、自治会支援(掲示板の設置助成の充実)
- ▶若年世代支援の実現(就労支援センターの開設により年600人雇用創出)

資料⑤

教育

- ▶小中学校の特別教室へのエアコン設置提言
- ▶義務教育の負担軽減(小学校教材費の公費負担、中学校修学旅行費の一部公費負担)
- ▶都活動活性化推進(都活動活性化事業のモデル実施)
- ▶ICT教育の導入(小中学生の普通教室に電子黒板付プロジェクターの導入)
- ▶2020年オリンピック・パラリンピック大会へ向けた取り組み(次世代トップアスリート育成・支援事業の開始)
- ▶放射能測定の実施(給食食材の測定検体数(区立学校) 0→294検体)
- ▶区内都立高校施設の夜間使用(27年度実施に向けて、試行的に都と協議中)
- ▶次世代育成支援に関する提言(次世代育成基金の創設 基金活用事業6事業)

私たちが考える杉並の明日への提言

持続可能な財政運営の堅持

コミュニティバスをはじめとした
交通網の更なる充実

待機児童根絶の実現

地域を俯瞰的に捉えた
施設再編整備の実施

東京一を目指した総合的な
子育て支援の拡充促進

木造住宅密集地域の早期解消

未来に向けて
全力で
取り組んで
いきます

認知症対策をはじめとした
高齢者施策の充実

狭あい道路拡幅整備の促進

障害者総合支援法サービスの
上乘せ拡充の推進

河川整備をはじめとした
都市型水害対策の充実

条例設置も視野に入れた
空き家対策の促進

若者世代への支援の拡充

2020年オリンピック・パラリンピックを
見据えた観光インフラの整備

農業振興とみどり施策の拡充

社会性を育むことに
重点を置いた教育の推進

地域コミュニティの
再構築や活性化施策の充実

総合型地域スポーツクラブの
創設の実現

プレミアム付きなみすけ商品券の復活

杉並区議会自由民主党所属議員紹介

区政へのご意見・ご要望をお聞かせください。

杉並区議会自由民主党 〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号杉並区役所内3階 電話03-3312-2111(内線2307) FAX 03-3312-2270

小泉 やすお
こいずみ やすお

●会派議員団長、杉並区監査委員
●南荻窪1-40-15
●03-3333-6778

斉藤 常男
さいとう つねお

●杉並区議会議長
●方南2-23-9
●090-7183-7320

大泉 時男
おおいずみ ときお

●前杉並区議会議長
●永福1-30-2
●03-3328-3428

富本 卓
とみもと たく

●会派幹事長、議会運営委員会委員長
●西荻北4-8-8-302
●03-5382-4103

井口 かづ子
いぐち かづこ

●総務財政委員会委員長
●清水3-16-2
●03-3390-7775

はなし 俊郎
はなし としろう

●総務財政委員会委員
●堀ノ内2-36-18
●03-3311-5657

大熊 昌巳
おおくま まさみ

●会派副幹事長、農業委員
●久我山3-17-24
●03-3333-5738

吉田 あい
よしだ あい

●区民生活委員会委員長
●高円寺北4-20-13
●080-1083-8341

脇坂 たつや
わきさか たつや

●会派政調会長、保健福祉委員会副委員長
●阿佐谷南3-27-10
●03-3391-7717

浅井 くにお
あさい くにお

●都市環境委員会副委員長
●上井草4-24-13
●03-6762-0920

今井 ひろし
いまい ひろし

●災害対策特別委員会副委員長
●上高井戸2-4-24-303
●03-5932-3976

大和田 伸
おおわだ しん

●道路交通対策特別委員会委員長
●高円寺南2-16-2
●03-6768-9011

Ⅰ 基本編

1 政務活動費支出の基本的考え方

(1) 実費弁償の原則

政務活動費は、議員の調査研究、及びその他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、必要経費の一部を実費として充当する（実費弁償）ものでなければならない。

(2) 按分の原則

政務活動費の支出に当たっては、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない。

(3) 透明性の原則

区民に対する説明責任を果たすために、政務活動費の使途の透明性を高めていくものとする。使途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行わなければならない。また、政務活動費を効率的かつ有効に活用し、調査研究その他の活動の成果を広く区民に周知するように努めなければならない。

（「政務調査費検討会」報告書（平成20年3月）より抜粋）

2 政務活動費とは

地方自治法 第100条

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めることにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

凡 例

自治法：地方自治法

条例：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

規則：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

規程：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

久我山 1回目

大熊 昌巳 区政報告会

皆様、ご健勝にお越しの事とお喜び申し上げます。地域皆様のご信任を頂き、私、大熊昌巳は、杉並区区議会に参画し八年目を迎えました。地域の暮らしの安心、安全、健康、活力を求め、地域の声が反映される区政の実現を目指しております。

来年四月、私は、三回目の統一地方選挙に挑戦を致します。三度、地域の声を区政に届ける事が出来る様、区議会活動の原点に戻り、区政報告会を下記日時に行います。此の度は、狭い処ですが自宅側にテントを張り会場を設け、区政への思いをお伝えさせて頂きたいと存じます。何卒、ご参集賜ります様お願い申し上げます。

月 日	平成26年11月21日 金曜日
時 間	午後7時より
会 場	大熊 昌巳 自宅側テント
住 所	久我山3-17-24
	人見街道・久我山郵便局より100m牟礼方面へ

久我山 手渡し用

大熊 昌巳 区政報告会

皆様、ご健勝にお越しの事とお喜び申し上げます。地域皆様のご信任を頂き、私、大熊昌巳は、杉並区区議会に参画し八年目を迎えました。地域の暮らしの安心、安全、健康、活力を求め、地域の声が反映される区政の実現を目指しております。

来年四月、私は、三回目の統一地方選挙に挑戦を致します。三度、地域の声を区政に届ける事が出来る様、区議会活動の原点に戻り、区政報告会を下記日時に行います。此の度は、狭い処ですが自宅側にテントを張り会場を設け、区政への思いをお伝えさせて頂きたいと存じます。何卒、ご参集賜ります様お願い申し上げます。

月 日	平成26年11月21日 金曜日
時 間	午後7時より
会 場	大熊 昌巳 自宅側テント
住 所	久我山3-17-24
	人見街道・久我山郵便局より100m牟礼方面へ

上高井戸 1回目

大熊 昌巳 区政報告会

皆様、ご健勝にお越しの事とお喜び申し上げます。地域皆様方のご信任を頂き、私、大熊昌巳は、杉並区区議会に参画し八年目を迎えました。地域の暮らしの安心、安全、健康、活力を求め、地域の声が反映される区政の実現を目指しております。

来年四月、私は、三回目の統一地方選挙に挑戦を致します。三度、地域の声を区政に届ける事が出来る様、区議会活動の原点に戻り、区政報告会を下記日時に行います。皆様の大切な地域での暮らし、区政が目指す自助、共助、公助が実践される様、思いの一端をお伝えさせて頂きたいと存じます。何卒、ご参集賜ります様お願い申し上げます。

月 日	平成26年11月29日 土曜日
時 間	午後6時より
会 場	八幡山 ミハタホールにて
住 所	上高井戸1-2-4

上高井戸 2回目総額80%

大熊 昌巳 区政報告会

カレンダーも12月の最終ページを残すだけとなり、皆様におかれましては、何かとお忙しい日々をお過ごしのことと存じます。

国政においては、現職女性閣僚が同時に二人辞任、その後も不祥事が続き、政治の最前線である、基礎自治体の議会に参画する自民党の一議員として、大変、残念な思いを致しております。

私は、今後も、地域の声反映される区政を求め、地域から真に信任される議員を目指して参ります。

さて先般、私、大熊 昌巳 区政報告会のご案内をお送りさせて頂きました。

皆様、お忙しいと存じますが、何卒、ご参集賜ります様、重ねてお願い申し上げます。

月 日	平成26年11月29日 土曜日
時 間	午後6時より
会 場	八幡山 ミハタホールにて
住 所	上高井戸1-2-4

2013年1月3日(木)

石原環境相への個人献金

346件すべて「団体役員」

ジャーナリスト・区議・会社社長も

自民党の石原伸晃環境・原子力防災相（衆院東京8区）の資金管理団体「石原伸晃の会」が、個人献金をした人の職業をすべて「団体役員」と政治資金収支報告書に記載していたことが分かりました。収支報告書の閲覧期間が過ぎた2008年分以前にも同様の記載が指摘されており、事実と異なるずさんな報告が常態化していました。

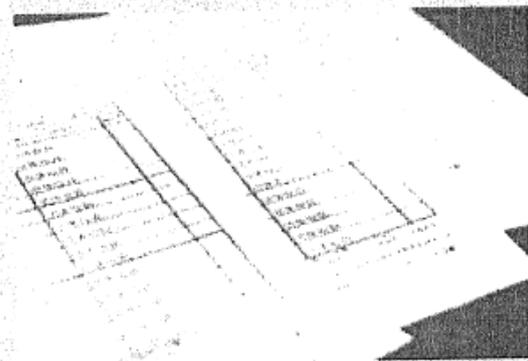
ずさんな報告が常態化

政治資金規正法は、献金者の職業を収支報告書に記載することを義務付けています。通常は、献金者の職業欄には「会社員」「会社役員」「無職」などさまざまな肩書が並びます。

ところが、石原伸晃の会の収支報告書は、職業欄がすべて「団体役員」になっています。

総務省が現在公開している収支報告書の原本は09年から11年までの3年分。この間に石原伸晃の会が受けた個人献金はのべ346件、計2048万8000円にのぼります。

ずさんな記載内容を見ると一。



(写真) 献金者の職業欄が「団体役員」で埋まる石原伸晃の会の収支報告書

11年に10万円を献金したジャーナリストの田原総一郎氏、09年に10万円を献金した元東京都副知事の青山侑(やすし)明治大学大学院教授らも「団体役員」とされています。

東京都杉並区議の大熊昌巳氏(自民党)は10年11月に献金した際、現職にもかかわらず団体役員に。

3年間に計110万円を献金する有力支援者の男性＝目黒区＝も、団体役員。ところが、伸晃氏の父、慎太郎氏(日本維新の会代表)の資金管理団体は、同じ男性から献金を受け、職業を「会社役員」と収支報告書に記載しています。

このほか、自民党の野田聖子総務会長の資金管理団体が収支報告書で「会社役員」とする自動車輸入販売会社社長や、自民党の高村正彦副総裁の資金管理団体が「会社経営」とする男性も団体役員と記載されています。

こうした事実と異なる記載を故意に行った場合、政治資金規正法違反(虚偽記載、5年以下の禁錮または100万円以下の罰金)に問われる可能性もあります。

本紙の取材に対し、石原伸晃事務所は「担当者から連絡する」としましたが、2日までに回答はありませんでした。

28 杉議会第 130 号
平成 28 年 4 月 28 日

抗弁書

監査委員あて

区議会事務局長
北風 進

1 政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

政務調査費は、平成 11 年 7 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会機能の充実強化を図る必要があることから、平成 12 年 5 月 24 日「地方自治法の一部を改正する法律案」として可決、成立した（平成 12 年法律第 89 号）。この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（地方自治法第 100 条第 14 項）とされ、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」を定めた。

杉並区議会では、条例制定時から出納簿（平成 18 年度分までは写し）を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応し、また平成 18 年 12 月には政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行い、以後、使途基準の明確化と透明性の確保を順次図ってきている。

平成 24 年 9 月には地方自治法の一部が改正され、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費に充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、また、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとされた。（平成 25 年 3 月 1 日施行）

これを受け、当区議会においても、平成 25 年 2 月に条例の一部を改正し、題名及び本文中の「政務調査費」を「政務活動費」に改め、政務活動費を充てることができる経費を「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とし、別表で「政務活動に要する経費」として具体的な経費区分を定めた。

また、議長は必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする規定している。

2 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派・議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議の参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動を言い、政務活動費として交付するに当たっては、こうした活動に必要な経費の一部として、政務活動に要する経費の範囲内で支出されなければならないことは当然のことである。

また、会派・議員においては、その一部が公費として負担される以上、コスト意識をもって活動を行う必要があるとともに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められていることは、十分に認識しているところである。

しかし一方で、どのように活動するかは、政務活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられているものである。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかといった判断についても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断し、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものであると考える。

(1) 按分について

区議会では、一の経費のうち政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分することを「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」第2条第2項により定めている。この他に、各支出の按分上限を明示した政務活動に要する経費細目も定めているが、これは平成19年度の検討会において、区議会の会派・議員の活動の実態を勘案したうえで弁護士や公認会計士等の有識者からの意見を反映させ、議会全体が遵守する基準として定めたものである。この政務活動に要する経費細目で定めていない経費については、その必要性と区分する場合の按分割合は、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が判断している。この判断については、会派・議員の説明が必要であり、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でない認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当である。

そもそも会派・議員の活動は、政務活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。この場合には、個々の活動の実態に即した按分率により判断することが、判例や他議会の動向からみても、最も妥当な方法であると考えられる。

(2) 事務費について

今日では、パソコンとインターネット環境の利用は、会派・議員の活動における必需品である。前述のとおり、会派・議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派・議員の自律的判断に委ねられているものである。また、会派・議員の活動は政務活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。この場合

には、個々の活動の実態に即した按分率により判断することが、最も妥当な方法である
と考える。

請求人が指摘する大熊議員が計上したパソコン接続料等の事務費については、当該議
員からも使用実態等の説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しな
い適正な支出と判断できる。

(3) 区政報告について

区政報告の発行など区政に関する情報を区民に提供する経費は、政務活動に要する経
費で定める広聴広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を
区民に報告・PRするために必要なものである。平成21年9月17日の名古屋高裁判決では、
「市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研
究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民
の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができ
るから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な
費用として、政務調査費の用途基準に適合するものと解される。」と示している。このこ
とからも、区議会での質疑や区政全般に関することを区民に知らせることにより、区民
意見の収集、把握につながり、その結果、区政の課題や問題点を認識するための政務活
動に資すると解することができる。

また、政党活動や後援会活動など、議員の審議能力を強化することにより地方議会の
活性化を図るといふ政務活動費の趣旨に適合しない部分は、原則紙面の面積等に占める
割合等で区分することにより、合理的な支出が可能である。

ただし、平成20年9月5日の東京地裁判決では、「なるべく多くの区民に広報紙に対する
関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本国会派が行う議会活動及
び区政に関する政策等以外の記事を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てる
ことも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。」と示され
ていることから、紙面の一部にエッセンスとして加える政務活動以外のお知らせや連絡
先、文章の書き出しに使用する一般的な儀礼的文言、写真などについては当該広報紙の
主たる内容には当たらず、かつ合理的な範囲内であれば、詳細に区分せず政務活動費で
支出できるものと解することができる。

また、会派・議員が行う活動及び区政について区民への報告等を行うため、区政報告
会等を開催し、その経費を支出することは政務活動に要する経費で定める広聴広報費又
は会議費として認められている。政務活動に要する経費細目等に則して、領収書が提出
され、実態に即して按分するなど適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

なお、請求人が指摘する自民党討議資料の費用について、京都地裁の判決を引用して
いるが、京都地裁の事案は集合写真代であり、自民党討議資料の費用の中には集合写真
代は含まれておらず、京都市会事務局に確認したところ、判決も確定していない。

請求人が指摘する大熊議員が計上した区政報告、区政報告会及び自民党討議資料に要
した費用については、当該議員からも区政との関連性や調査研究の実質があることが説
明されており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

(4) ホームページ管理料について

ホームページは、会派・議員が区民に対して活動内容などを報告するのに、非常に有効な広報手段の一つである。情報を提供する媒体を常時設ける必要性があることを総合的に判断すると、公式サイト等の維持管理等に要する経費は政務活動費制度の趣旨から逸脱しているものとは言えない。政務活動に要する経費細目では、「ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分すること」と規定しており、会派・議員の自律的な判断に基づき、実態に即して適切に按分されていれば、不適切とする理由はない。

請求人が指摘する大熊議員が計上したホームページ管理料については、当該議員からも説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

(5) ガソリン代について

自動車を政務活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を政務活動に要する経費の範囲内の支出として認めている。このうち、月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、一般的に政務活動以外の用途も含まれると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、経費の2分の1の額を上限として政務活動費の対象とすることを政務活動に要する経費細目で規定し、目的や理由の説明は特段求めている。これらの経費については、平成19年2月9日の札幌高裁判決で「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されていることから、個別に按分割合の合理性・妥当性を求めず、広範に認めることが望ましいと考えられるが、区民に誤解を招くような支出に関しては、説明が必要であるとする。

請求人が指摘する大熊議員が計上したガソリン代については、当該議員からも説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

なお、平成27年度の「平成25年度政務活動費に係る監査結果」における意見・要望を踏まえ、平成27年度の調査検討委員会で検討した結果、平成28年度からは、ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）は議員一人当たり月額5千円を限度とするとしている。

3 平成28年度からの取組

区議会では、政務活動費の適正な運用の確保について、これまでも不断の見直しに努めてきたが、平成26年度には、他自治体議会議員による不正支出（計上）の発覚などに端を発し、この制度に対する信頼は大きく揺らいだところである。当区においても、監査委員や区長から議長に対して区民の納得と信頼が得られる制度の確立を求める要望が出され、以前にも増して、議員の自律と説明責任が求められていることから、議員一人ひとりの意識も変えていく必要があるものと考えている。

そこで、政務活動費の適正な執行の確保により一層努めていくため、平成27年度の調

査検討委員会等において、規程を一部改正し、ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合は経費の2分の1を上限とし、ただし、議員一人当たり月額5千円を限度とすることとした。さらに、自宅兼用事務所光熱水費については、自己所有及び自宅兼用の事務所の光熱水費は、計上できないものとする
と改めた。

また、書籍や備品について、特に区民に疑義が生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項として、会派・議員から説明を求めることとしたところである。

なお、交付額を超えた収支報告書について、平成27年度から交付額の範囲内での収支報告に努めるものとする
と運用を改めたところであるが、平成28年度からは交付額の範囲内で収支報告するものとする
と改めた。

今後も、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の更なる確保に努め、より一層区民に信頼される制度となるよう、引き続き不断の検証・見直しに取り組むこととしている。

別紙 3

28 杉並第 7255 号
平成 28 年 4 月 28 日

杉並区監査委員
上原 和義 様
同
岩崎 英司 様

杉並区長 田中 良

平成 26 年度政務活動費に関する住民監査請求に基づく監査の実施に伴う抗弁書の提出について

平成 28 年 4 月 22 日付け 28 杉監査第 63 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

1 政務活動費の制度制定の経緯

(1) 地方公共団体は、政務調査費（現在の政務活動費）が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。

(2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。）が制定された。

(3) 平成 24 年 9 月に地方自治法の一部が改正されたことに伴い、政務調査費から政務活動費へと制度を改正した。

2 政務活動費の交付及び返還等に関する手続について

政務活動費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。なお、政務活動費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

(1) 政務活動費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届ける。

ア 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長(議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長)に届け出なければならない。(会派に係る政務活動費の交付に関する届)

その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。(条例第5条第1項及び第2項)(杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第1号様式)

イ 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。(議員に係る政務活動費の交付に関する届)

議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。(条例第5条第3項)(規則第2号様式)

(2)議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知(政務活動費交付対象者状況通知書)する。(条例第6条第1項)(規則第3号様式)

なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知(政務活動費交付対象者変更通知書)する。(条例第6条第2項)(規則第4号様式)

(3)区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知(政務活動費交付決定通知書)する。(条例第7条)(規則第5号様式)

(4)会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求する。(条例第8条第1項)

(5)区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付する。(条例第8条第2項)

(6)会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。(条例第8条第4項及び第6項)

(7) 区長は、政務活動費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(条例第 9 条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。(政務活動費返還命令書)(条例第 12 条)(規則第 8 号様式)

(8) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、報告書の写しを区長へ送付する。(条例第 10 条第 1 項及び第 3 項)

3 政務活動費の適正化に向けた取り組み

(1) これまでの取り組み

区議会内において、「議会改革検討調査部会」や「政務活動費検討会」の検討結果に基づき、平成 19 年 3 月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程(以下「規程」という。)(現在の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程)を議長訓令甲として制定するとともに、平成 20 年 4 月に第三者の意見を反映した政務活動費の「使途基準細目(現在の政務活動に要する経費細目)」を定めた。さらに、平成 22 年 4 月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めた。

また、平成 21 年 6 月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会(現在の杉並区議会政務活動費調査検討委員会)」を設置し、その検討過程のなかで、政務活動費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会(現在の杉並区議会政務活動費専門委員会)」を平成 22 年 5 月設置した。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討した結果、平成 23 年から毎年、政務活動に要する経費細目について一部改正した。この間、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図ってきた。

これまでの政務調査費に関する措置請求書に対して、監査委員から、議員自身による自律的な点検の励行や区議会の自立的なチェック機能の強化を図り、区民の信頼が得られる制度として確立されるよう意見・要望が出されてきた。これに加え、平成 26 年度は、他自治体議会の不祥事などに端を発し、政務活動費に対する世論の厳しい目が注がれ、今まで以上に適正な制度運用が求められた。このような厳しい状況の中で、区としても強い危機感を持ち、平成 26 年 10 月 14 日、区長から区議会議長に対し、政務活動費の今まで以上に適正な制度運用を求める申し入れを行った。

これに対し、区議会では、政務活動費調査検討委員会を4回・政務活動費専門委員会を3回開催し、検討を重ねた結果、平成 27 年2月6日、区議会議長は区長に対し、「平成26年度政務活動費調査検討委員会検討結果」をまとめ、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めるとの通知があった。

(2) 平成27年度の取り組み

区議会では、平成 27 年5月に「政務活動費の支出に関する事務処理について」を全面改訂し、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の更なる確保に努め、より一層区民に信頼される制度となるよう、引き続き不断の検証・見直しに取り組むこととした。

平成 27 年度に提出された平成 25 年度の政務活動費に関する措置請求書の結果について、監査委員から、区議会においては、今後、改善内容を着実に実施し、制度の適正な運用により、議会活動の活性化、審議能力の充実強化を図るよう期待するとの意見・要望が出された。

このため、区議会では、政務活動費調査検討委員会を7回・政務活動費専門委員会を3回開催し、検討を重ね、平成 28 年 2 月 1 日に、「平成 27 年度政務活動費調査検討委員会検討結果」をまとめ、平成 28 年4月から規程を改正し、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めている。

4 今回の措置請求に関する区の見解

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査

し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障の無いような政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると考えている。

今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、条例第 11 条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正に執行したものと考えている。

平成 27 年度の議会の取り組みとして、前年度に続き、政務活動費調査検討委員会及び政務活動費専門委員会の審議を重ね、改善を図るなど評価するものであるが、引き続き、適正な運用が図られるよう必要な助言に努めながら、自律的な取り組みを後押ししていく。

28 杉議会第 131 号
平成 28 年 4 月 28 日

杉並区監査委員
上原 和義 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 はなし 俊郎

政務活動費に係る調査について（回答）

1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

平成 28 年 4 月 22 日付 28 杉監査第 64 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施した。

大熊昌巳議員の平成 26 年度政務活動費について、請求人が指摘している政務活動費の支出が、条例その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2 調査結果について

政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 26 年度の政務活動に要する経費及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

3 今回の措置請求に対する議長の見解

区議会では、政務活動費（旧政務調査費）の使途に関しては、平成 19 年 5 月に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」を制定し、適正な執行の確保に努めてきたが、その後、平成 21 年度には、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」において、さらに翌 22 年度には、学識経験者等第三者で構成される「杉並区議会政務調査費専門委員会」を設置し、使途に関する事項を中心に、毎年継続的に自主的な改善に取り組んでいる。

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられ

ていると考えている。今回は、平成 26 年度分の政務活動費であり、その当時の基準により、会派・議員が、それぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識しているところである。

昨年度の調査検討委員会においては、平成 27 年度の「平成 25 年度政務活動費に関する監査結果」における意見・要望を踏まえ、ガソリン代や自宅兼用事務所光熱水費等、政務活動に要する経費細目等の見直しを行った。

先述したとおり、政務活動費の適正な運用の確保に向けては、これまでも不断の検証・見直しを行ってきたが、政務活動費の使途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことが、今後より一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める所存である。

(1) 按分について

区議会では、一の経費のうちに政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分することを「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」第2条第2項により定めている。この他に、各支出の按分上限を明示した政務活動に要する経費細目も定めているが、これは平成19年度の検討会において、区議会の会派・議員の活動の実態を勘案したうえで弁護士や公認会計士等の有識者からの意見を反映させ、議会全体が遵守する基準として定めたものである。この政務活動に要する経費細目で定めていない経費については、その必要性和区分する場合の按分割合は、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が判断している。この判断については、会派・議員の説明が必要であり、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でない認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当である。

そもそも会派・議員の活動は、政務活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。この場合には、個々の活動の実態に即した按分率により判断することが、判例や他議会の動向からみても、最も妥当な方法であると考えられる。

(2) 事務費について

今日では、パソコンとインターネット環境の利用は、会派・議員の活動における必需品である。前述のとおり、会派・議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派・議員の自律的判断に委ねられているものである。また、会派・議員の活動は政務活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。この場合には、個々の活動の実態に即した按分率により判断することが、最も妥当な方法であると考えられる。

請求人が指摘する大熊議員が計上したパソコン接続料等の事務費については、当該議員からも使用実態等の説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

(3) 区政報告について

区政報告の発行など区政に関する情報を区民に提供する経費は、政務活動に要する経費で定める広聴広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・PRするために必要なものである。平成21年9月17日の名古屋高裁判決では、「市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の用途基準に適合するものと解される。」と示している。このことから、区議会での質疑や区政全般に関することを区民に知らせることにより、区民意見の収集、把握につながり、その結果、区政の課題や問題点を認識するための政務活動に資すると解することができる。

また、政党活動や後援会活動など、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務活動費の趣旨に適合しない部分は、原則紙面の面積等に占める割合等で区分することにより、合理的な支出が可能である。

ただし、平成20年9月5日の東京地裁判決では、「なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本件会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。」と示されていることから、紙面の一部にエッセンスとして加える政務活動以外のお知らせや連絡先、文章の書き出しに使用する一般的な儀礼的文言、写真などについては当該広報紙の主たる内容には当たらず、かつ合理的な範囲内であれば、詳細に区分せず政務活動費で支出できるものと解することができる。

また、会派・議員が行う活動及び区政について区民への報告等を行うため、区政報告会等を開催し、その経費を支出することは政務活動に要する経費で定める広聴広報費又は会議費として認められている。政務活動に要する経費細目等に則して、領収書が提出され、実態に即して按分するなど適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

なお、請求人が指摘する自民党討議資料の費用について、京都地裁の判決を引用しているが、京都地裁の事案は集合写真代であり、自民党討議資料の費用の中には集合写真代は含まれておらず、京都市会事務局に確認したところ、判決も確定していない。

請求人が指摘する大熊議員が計上した区政報告、区政報告会及び自民党討議資料に要した費用については、当該議員からも区政との関連性や調査研究の実質があることが説明されており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

(4) ホームページ管理料について

ホームページは、会派・議員が区民に対して活動内容などを報告するのに、非常に有効な広報手段の一つである。情報を提供する媒体を常時設ける必要性があることを総合的に判断すると、公式サイト等の維持管理等に要する経費は政務活動費制度の趣旨から逸脱しているものとは言えない。政務活動に要する経費細目では、「ホームページの作成

及び維持管理経費は、実態に即して按分すること」と規定しており、会派・議員の自律的な判断に基づき、実態に即して適切に按分されていれば、不適切とする理由はない。

請求人が指摘する大熊議員が計上したホームページ管理料については、当該議員からも説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

(5) ガソリン代について

自動車を政務活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を政務活動に要する経費の範囲内の支出として認めている。このうち、月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、一般的に政務活動以外の用途も含まれると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、経費の2分の1の額を上限として政務活動費の対象とすることを政務活動に要する経費細目で規定し、目的や理由の説明は特段求めている。これらの経費については、平成19年2月9日の札幌高裁判決で「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されていることから、個別に按分割合の合理性・妥当性を求めず、広範に認めることが望ましいと考えられるが、区民に誤解を招くような支出に関しては、説明が必要であると考えられる。

請求人が指摘する大熊議員が計上したガソリン代については、当該議員からも説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

なお、平成27年度の「平成25年度政務活動費に係る監査結果」における意見・要望を踏まえ、平成27年度の調査検討委員会で検討した結果、平成28年度からは、ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）は議員一人当たり月額5千円を限度とするとしている。

4 議員からの説明

この度、平成26年度政務活動費に関する措置請求書が提出されましたので、指摘がありました5点の請求に対する抗弁書を提出致します。

請求人からの指摘につきましては内容を真摯に受け止めさせて頂く中で私なりの抗弁をさせて頂きます。

政務活動費の計上については、請求人からの指摘の様に理解の足りない点がある事は否めませんが、指摘の内容があまりにも一方的過ぎる判断の箇所もあり正直困惑致している点もあります。

私自身が、生まれ育ち暮らし続けて来た地域、代々がそこに暮らし地域のそこはかとないう安心感の醸成と地域の保守を守り、穏やかな区民生活を求め区議会活動を目指した私自身にとって、地域の代弁者として、地域の方々の信任を頂き区議会に参画を致して参った

私にとって、第一の心得は、誠実に間違いがない様にとの事です。

その様な中で、1、事務費に関する件について。

パソコン、プリンター、ノートパソコン、無線ラン、その他の機器に関する事務費については、IT機器の情報流失等セキュリティに関して自己防衛が出来る程の知識が私には無く、慎重を期して、機材のリースと名簿作成ソフトのリース、機材のメンテナンスとバックアップを含め契約を行っております。

カラープリンターの契約とその使用頻度の指摘、あるいは会派のカラープリンターやコンビニのカラープリンターを使用すべきとの指摘ですが、プリンターは誰もが必要とするものであり、社会通念上からもカラープリンターの使用は許されるものと理解を致しております。

使用実態は、地域の方への通知を作成する時に資料などの印刷に用い、資料やグラフなどを見る時にカラー印刷の方が役立ちます。区政報告は、構成と印刷を業者に頼んでおりカラープリンターの使用はありません。

又、26年度以前には、カラープリンター使用に関して指摘を受けておりませんでしたので、26年度も通常通り計上を致しました。カラープリンターの使用については請求人との見解の相違があると思います。

パソコンの使用にあたって、情報の流失等に自己防衛が出来きれない処があり、区議会議員としてパソコンの使用を適正に行い、その活動に間違いが生じないようにする為に、ソフト等の固定維持管理費として長年の計上を行って参りました。自己管理が基本であるかもしれませんが、情報の流失等の対応でバックアップ機能を高めたりする事は必要な経費と考えております。

指摘を頂いておりますパソコン接続料は、NTTのヒカリ回線の利用料です。

事務費等の按分の指摘については、議員活動専用であって政務活動に9割使用していると理解を致して参りましたので9割の計上を致しております。

又、26年度以前は、9割の按分に対する指摘は受けていないので、26年度も同様に報告を致しました。

必要最低限の政務活動費の使用との私なりの判断がある中で事務費等については、固定事務経費として当初より計上し、文具費等を計上しないように私なりの配慮も致している次第です。

請求人からの指摘は、私の様な区議会議員には理解致しかねる文言と、条例等に照らし歪曲と思える指摘の箇所もあり、按分等の判断は監査委員に委ねます。

2、区政報告、区政報告会に要した費用について。

区政報告と選挙活動の区別が出来ていないとの指摘と理解を致します。

条例等で・・・認められないとの指摘ですが、26年度以前の政務活動費の使用が認められておりましたので計上を致しました。

自宅でのテントを張って区政報告会を行った理由は、以前より区政報告会を私自身が氏子でもある久我山稲荷神社の参集殿を利用して参りましたが、違う場所で行う事も必要と考えあえて自宅を利用致しました。

ミハタホールの使用は、以前より区政報告会の会場として使用しており、使用に関して何の指摘も受けておりませんので使用を続けたものです。ダンスホールとの事を強調されておりますが、一般の貸しホールと何ら変わりません。7時間もと強調されておられますが準備の都合上、貸し椅子などの搬入がありましたので時間に余裕を持たせました。

区政報告ではなく、選挙の話が多かったとの指摘ですが、予定していたよりも区政報告の時間が少なくなったということで、区政についての報告を主に行っております。その為、その割合を考え、80%で按分致しました。

区政報告会は、私が定例会毎に一般質問を行って参りましたので、その質問事項と答弁内容が議会報に記されておりますので、その切り抜きを定例会順にコピーし来会の方に渡し、改めて、私から質問と区側の答弁を掘り下げ伝え、質問を頂き、区の施策に関する解説と質問にお答えを致し、私の区議会議員としての活動への思いをお伝え致しております。久我山と上高井戸の二ヶ所で区政報告会を行いました。両方とも同じ内容で行っております。

区政報告に示している私の区議会議員としての活動の内容と区政報告会で私が述べる区政への思いは何ら変わるものはありません。区政報告に関する質問が区政報告会で持ち出される事もあり、来会の方々と地域への共通の思いを持つ事は大切な事であると認識を致しております。

様々ご指摘を頂いておりますが、指摘には、見解の相違と思える点がありますので、返還等の判断は監査委員に委ねます。

3、ホームページ管理料に要した費用について。

計上した費用の按分率変更のご指摘と理解を致します。

按分率については、実態に即した按分でとの見解を以前に事務局より頂いたと理解を致しております。

私自身がパソコンを利用してホームページに私の思いを掲載している部分があり、その部分がホームページ掲載の30%を占めておりますので、按分を70%としております。請求人からの按分率の変更が指摘されておりますので、判断を監査委員に委ねます。

4、ガソリン代の返還を求めるについて。

以前にもガソリン代についてはご指摘を受け、抗弁書に、自宅から区役所への往復の交通費を登庁回数で合計した金額より、自車で往復し、50%の按分計算をして計上する額が公共交通機関を利用するより小額であるとの旨を記しました。当然、私の政務活動としての自車の使用実態は按分率50%の金額をはるかに上回る額であり、25年度の使用に関して監査委員より指摘を受けておりませんので計上を致しました。固定経費の計上として当然認められる額と私自身は考えております。

納得を頂いたと理解し計上しているガソリン代を重ねて指摘され困惑を致しております。この様な説明が不備であり返還の必要性があれば、監査委員の判断に委ねます。

5、会派のチラシについて。

指摘のありましたチラシは、会派の総意で発行しております。

この度の指摘では、会派チラシが区政報告ではなく選挙用の宣伝ビラとの事ですが、チ

チラシの作成に当たり会派の打ち合わせの経緯では、打ち合わせの段階で選挙目的の宣伝ビラとの検討は一切されておられません。

名前や写真が大き過ぎるとの指摘ですが、チラシを新聞折り込みにする事を考え、一人でも多くの区民への周知度を高める観点から文字や写真を少しでも大きくとの思いは在ったと思いますが、指摘された様な事はありません。

区民の方々への分かり易さとの判断も十分にあったと理解を致しております。

区民の方々からのご意見を求めている点も理解して頂きたい処です。

文字の大きさや写真の大きさに関する指摘は見解の相違と思えます。

なお、会派のチラシの費用の中に集合写真代は含まれておりません。

又、選挙目的との点も見解の相違と考えますので、返還等の判断は監査委員に委ねます。

以上が私からの抗弁とさせていただきます。

請求人からは心外とも思える、又、辛辣な文章と思える指摘があり、これが、措置請求の在り方かもしれないかもしれませんが、抗弁書の文中に記しましたが、請求人との見解の相違としか考えられない点があります。

私自身と致しましては、監査委員の調査の中で、私、大熊昌巳の政務活動費の使用に問題点が多く発生している様であれば、政務活動費の使用を大変残念ではありますが断念致す所存でおりますので、精査の程、宜しくお願い申し上げます。

最後に一言申し述べます。請求人が指摘する事自体を良い悪いと申し述べるつもりはありません。只、請求人からの厳しい指摘を受ける中で、私は、政務活動費を満額使用する事を良しとは思っておりません。

固定経費として使用できるものを私なりに選び計上し、返還できるものは返還すべきと浅学菲才の身を以て真摯に取り組んで参りました。

請求人の意に沿うお答えは出せませんが、当方の取り組み方への配慮をご理解頂きたいと思っております。

28 杉議会第 200 号
平成 28 年 5 月 30 日

杉並区監査委員
上原 和義 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 井口 かづ子

政務活動費に係る調査について（回答）

平成 28 年 4 月 22 日付 28 杉監査第 64 号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施し、平成 28 年 4 月 28 日付 28 杉議会第 131 号により回答したが、大熊昌巳議員より出納簿及び収支報告書の訂正の届出があったため、政務活動に要する経費その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

1 調査結果について

今回の届出は、請求人からの指摘事項であるか否かを問わず、区政報告案内はがきの原本の一部が提出されていなかったことが判明したため行われたものであり、当該支出額が誤記控除・誤記更正されたことは適当である。

2 平成 26 年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

当初、区政報告案内はがき 4 種類について計上していたが、2 種類について原本が提出されていなかったことが判明したため、次のとおり、平成 28 年 5 月 18 日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

●大熊昌巳議員

【誤記控除】

11 月 28 日 区政報告案内はがき代・印刷代 1280 枚 80%	広聴広報費	44,166
--	-------	--------

※ 請求書を確認したところ、1280 枚は 1180 枚の誤りであった。

【誤記更正】

11 月 28 日 区政報告案内はがき代・印刷代 580 枚 80%	広聴広報費	21,680
---------------------------------------	-------	--------

※ 上記の訂正により、支出額を 22,486 円減額し、同額の残額が生じたため、平成 28 年 5 月 26 日に返還された。

28 杉議会第 162 号
平成 28 年 5 月 17 日

杉並区監査委員
上原 和義 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 はなし 俊郎

政務活動費に係る再調査について（回答）

平成 28 年 5 月 13 日付 28 杉監査第 102 号の再調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施した結果、大熊昌巳議員から下記再調査項目に対する説明があった。

記

1 再調査項目

(1) 事務費に係る請求（措置請求書 4～6 ページ）について

回答書 5 ページで「政務活動に 9 割使用している」との回答をいただきましたが、その政務活動の内容について具体的に説明してください。

(2) 区政報告会に要した費用に係る請求（措置請求書 6～11 ページ）について

過去の区政報告会及び礼状の送付の実績について具体的に説明してください。

2 再調査結果について

上記 1 の (1) 事務費に係る請求について、9 割使用していたとした政務活動の内容は、大熊議員の説明によると、パソコンは、区民への区政報告等の送付のための名簿管理や区政報告会の案内状、礼状及び説明資料の作成に使用している。さらに、自分自身のホームページへの書き込み、区民説明資料及び区政や施策の研究などのためのインターネットの利用並びに区民、区議会事務局及び区所管課とのメールのやりとりなどに使用しているとのことである。また、カラープリンターは、これらのパソコンの使用により、プリントアウトが必要なデータの印刷も行っている。

上記 1 の (2) 区政報告会に要した費用に係る請求について、過去の区政報告会及び

礼状の送付の実績であるが、大熊議員の説明によると、平成 27 年度は区政報告会を実施していないが、平成 26 年度以前は毎年実施している。ただし、礼状は出している場合と出していない場合があるとのことである。

資 料

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月23日
条例第26号

〔注〕平成18年12月から改正経過を注記した。

改正 平成14年6月21日条例第31号 平成15年4月30日条例第19号
平成18年12月11日条例第44号 平成20年10月14日条例第28号
平成25年2月20日条例第1号
〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年条例28号・25年1号〕

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(会派に係る政務活動費)

第3条 会派に係る政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(議員に係る政務活動費)

第4条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第1項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(議長に対する届出)

第5条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなけ

ればならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(収支報告書等の提出)

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿(以下「出納簿」という。)及び領収書その他の証書類(以下「領収書等」という。)を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成18年条例44号・25年1号〕

(透明性の確保)

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の返還)

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例1号〕

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例(昭和39年杉並区条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成14年6月21日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第44号)

- 1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月14日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月20日条例第1号)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

政務活動に要する経費

項目	内容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 (会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加(会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。)に要する経費 (参加費・会費、宿泊費、交通費)
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費)
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

	(印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費)
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 (資料印刷費、交通費、文書通信費)
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 (資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費)
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 (参加費・会費、交通費、文書通信費)
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、原稿料)
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料)
事務費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費)
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料)
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

備考 括弧内は、例示とする。

追加〔平成25年条例1号〕

様式(省略)

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年 3月30日
規則第35号

改正 平成19年 3月30日規則第48号

平成25年 2月20日規則第 2号
〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年規則 2号〕

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届（第2号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書（第3号様式）によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書（第4号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書（第6号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿（第7号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書（第8号様式）によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号・25年 2号〕

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則（平成25年 2月20日規則第 2号）

1 この規則は、平成25年 3月 1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

様式（省略）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

平成19年3月30日
議長訓令甲第1号

改正 平成20年4月1日議長訓令甲第2号 平成22年4月1日議長訓令甲第2号
平成23年3月31日議長訓令甲第1号 平成24年3月30日議長訓令甲第1号
平成25年2月28日議長訓令甲第1号 平成26年3月31日議長訓令甲第1号
〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年杉並区規則第35号）に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年議長訓令甲1号〕

(支出基準)

第2条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞等）に関する経費
- (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- (6) 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- (9) その他政務活動の目的に合致しない経費

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうち政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(領収書等の提出)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第2号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第1号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿（第2号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(帳票類等の提出)

第4条 条例第5条第1項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第3項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）

- (2) 公共政策大学院等に係る授業料 カリキュラム又は受講（授業）内容が確認できる資料
 - (3) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
 - (4) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
 - (5) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
 - (6) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類
- 2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成23年議長訓令甲1号・24年1号・25年1号・26年1号〕

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。

附 則（平成20年4月1日議長訓令甲第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日議長訓令甲第1号）

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項目	内容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする（ただし、「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする） ○スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる ○タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○懇親会費の計上はできないものとする ○政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する ○公共政策大学院等に係る授業料の支出割合の上限は1/2とし（ただし、政務

	活動費年間交付額の1/3を限度とする)、領収書等貼付用紙の備考欄に「通学の目的」を記載する						
広聴広報費	<ul style="list-style-type: none"> ○広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する ○区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする(ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする) ○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する ○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない ○ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する 						
要請陳情等活動費	○細目なし						
会議費	○会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する						
資料作成費	○細目なし						
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする ○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」(事務用品・備品購入費)として取扱う 						
事務費	<ul style="list-style-type: none"> ○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法(昭和40年法律第33号)上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する ○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない ○インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に即して按分する ○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>固定電話(事務所専用)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話(事務所自宅兼用FAXあり)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話(事務所自宅兼用FAXなし)</td> <td>1/4</td> </tr> </table> ○政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする ○名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする 	固定電話(事務所専用)	1/2	固定電話(事務所自宅兼用FAXあり)	1/2	固定電話(事務所自宅兼用FAXなし)	1/4
固定電話(事務所専用)	1/2						
固定電話(事務所自宅兼用FAXあり)	1/2						
固定電話(事務所自宅兼用FAXなし)	1/4						
事務所費	<ul style="list-style-type: none"> ○事務所賃借料について <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td>賃</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> </table> 	自己所有	計上できない		賃	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする
自己所有	計上できない						
賃	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする					

借 自宅兼用		事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) ×1/2
<p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう</p> <p>※個人(一人会派含む)で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする</p>		
○事務所光熱水費について		
自己所有		事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする
	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2
人件費	<p>○議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない</p> <p>○議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする</p>	

追加〔平成20年議長訓令甲2号〕、一部改正〔平成22年議長訓令甲2号・23年1号・24年1号・25年1号・26年1号〕

様式(省略)

政務活動費の支出に関する事務処理について
(平成 26 年度版)

平成 26 年 4 月
杉並区議会事務局

会派・議員の皆さまへのお願い

■ 平成26年度分の取扱い

来年4月は、区議会議員選挙が予定されている関係で、平成26年度分の政務活動費収支報告書等関係書類の提出につきましては、例年よりも早めにご準備くださるようお願いいたします。

1. 処理方法

本冊子に基づき書類を整えてください。(提出書類は16ページ参照)

2. 提出期限

次のとおり、3回に分けて事務局議会法務担当へ提出してください。

① 『4月分～9月分』 ……10月17日(金)まで

※「収支報告書」は提出不要です。収支報告書以外の書類を提出してください。

② 『10月分～12月分』 ……1月8日(木)まで

※「収支報告書」は提出不要です。収支報告書以外の書類を提出してください。

③ 『1月分～3月分』 ……4月3日(金)まで

※「収支報告書」を含む、すべての書類を提出してください。

★ 条例等に基づき、平成27年5月1日から「収支報告書・出納簿・政務活動視察報告書・広報紙」の4点を閲覧に供し、「領収書・政務活動交通費記録簿・その他証拠書類」は情報公開請求の対象となります。

★ 4月30日までに、すべての書類を閲覧・情報公開できる状態に準備するために期限を3回に分けています。

★ 過去の実績を考慮いたしますと、上記①②の手順を踏まずに③で提出された場合、事務局で内容を確認できないケースも起こり得ますので、あらかじめご了承ください。

目 次

1 政務活動に要する経費・同細目	
(1) 政務活動費として支出できない経費.....	1
(2) 政務活動に要する経費・同細目	1
※項目ごとの「細目・留意事項」など	
《調査研究費》.....	2・3
《研修費》.....	4
《広聴広報費》.....	5・6
《要請陳情等活動費》.....	6
《会議費》.....	7
《資料作成費》.....	8
《資料購入費》.....	8
《事務費》.....	9・10
《事務所費》.....	11・12
《人件費》.....	13
2 領収書その他の証拠書類の扱い	
(1) 宛名の取扱い.....	14
(2) 領収書以外の証拠書類で代用することについて.....	14
(3) 領収書が発行されないケース等の取扱い.....	15
3 提出書類.....	16
4 書類作成上の留意事項(様式を定めているもの)	
(1) 「政務活動費収支報告書」.....	17
(2) 「出納簿」.....	17・18
(3) 「領収書等貼付用紙」.....	18・19
(4) 「政務活動交通費記録簿」.....	19・20
(5) 「政務活動視察報告書」.....	21

提出書類の記載例・参考資料

収支報告書、出納簿、領収書等貼付用紙、政務活動交通費記録簿、政務活動視察報告書、
(参考)備品台帳、(参考)政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

1 政務活動に要する経費・同細目

(1) 政務活動費として支出できない経費

政務活動費の取扱いに関する規程で、次の①～⑨に該当する経費は、政務活動に要する経費に該当しないものと規定しています。

- ①選挙活動に関する経費
- ②政党活動に関する経費
- ③後援会活動に関する経費
- ④交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞等）に関する経費
- ⑤飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- ⑥条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- ⑦日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- ⑧自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- ⑨その他政務活動の目的に合致しない経費

なお、政務活動に要する経費と上記①～⑨の経費が混在する場合は、政務活動に要する経費相当分を区分して、政務活動費を支出しなければなりません。

(2) 政務活動に要する経費・同細目

各支出項目の細目、支出にあたっての留意事項等を掲載しています。

調査研究費.....	2・3ページ
研修費.....	4ページ
広聴広報費.....	5・6ページ
要請陳情等活動費.....	6ページ
会議費.....	7ページ
資料作成費.....	8ページ
資料購入費.....	8ページ
事務費.....	9・10ページ
事務所費.....	11・12ページ
人件費.....	13ページ

《調査研究費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費)
政務活動に要する経費細目	○ 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする (ただし、「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする) ○ スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる ○ タクシー利用額の上限は年額240,000円とする (ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する)

◆支出にあたっての留意事項

【視察経費】

- ・ 宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える日帰りの地方視察・研修参加経費については、視察報告書の添付が必要です。

☆視察報告書の記載について（21ページ参照）

- ※ 「1万円を超える」とは、往復の鉄道運賃や航空運賃などをさすものであり、視察先でのタクシー代やレンタカー代などは含みません。
- ・ 視察報告書は政務活動の実質、区政との関連性がわかるように記載します。

【日常の交通費】 ☆交通費記録簿の記載について（19～20ページ参照）

- ・ 交通費記録簿の備考欄には、必ず「出張内容」を記載します。
- ・ タクシー利用額の上限は年額240,000円です。ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用することとします。（平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行。利用額の上限については、24年度は月額20,000円、25年度から現行。）

【月極駐車場代】

- ・ 「賃貸借契約書」がある場合は、その「写し」を提出します。

【駐車（駐輪）料金・有料道路料金】

- ・ 領収書等貼付用紙の備考欄に「出張先」「出張内容」「利用区間（有料道路の場合）」を記載します。

【スイカ・パスモ等】

スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通費実費額を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または、利用明細（履歴）※1を「領収書等貼付用紙」に添付し、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記します。

※1 利用明細（履歴）に関する注意事項

【スイカ】

- ・ 履歴の印字については、直近の利用分最大50件まで印字可能です。
(1日の利用回数が、21回以上の場合、一部印字できない場合あり)

一度印字された履歴は、再印字できません。また、利用日から26週間を超えた履歴は印字できません。

【パスモ】

- ・ 履歴の印字については、直近の利用分最大20件まで印字可能です。
(一部の鉄道事業者では、直近の100件までの印字が可能)

※ バスを利用した場合は、スイカ・パスモともに「バスの事業者名」しか印字されません。

◆ 《参考》過去（政務調査費）の判例

調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。

支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が市政との関連性を欠くことが明らかであったり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。

《仙台高裁判決（平成19年12月19日）》

様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。

《札幌高裁判決（平成19年2月9日）》

《研修費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	<p>1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 （会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費）</p> <p>2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費 （参加費・会費、宿泊費、交通費）</p>
政務活動に要する経費細目	<p>○ 懇親会費の計上はできないものとする</p> <p>○ 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする</p> <p>○ 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする</p> <p>○ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する</p> <p>○ <u>公共政策大学院等に係る授業料の支出割合の上限は1/2とし（ただし、政務活動費年間交付額の1/3を限度とする）、領収書等貼付用紙の備考欄に「通学の目的」を記載する</u></p>

◆支出にあたっての留意事項

【研修会・講演会等への参加費】

- ・ 参加の主たる目的が政務活動の場合に支出できます。
※政党活動・後援会活動等が含まれる場合は按分が必要です。
※他の参加者との情報交換が調査研究に有益だとしても、それを参加の主たる目的とすることはできません。
- ・ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会や講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に参加した研修会や講演会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等を記載します。また、可能な限り資料やレジュメを添付します。
（平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行。往復の交通費については、24年度は30,000円以下、25年度から現行。）

【講師謝礼】

- ・ 適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。

【公共政策大学院等に係る授業料】

- ・ 公共政策大学院等に係る授業料の支出割合の上限は1/2とし（ただし、政務活動費年間交付額の1/3を限度とする）、領収書等貼付用紙の備考欄に「通学の目的」を記載します。また、カリキュラム又は受講（授業）内容が確認できる資料を添付します。（平成25年度政務活動費調査検討委員会決定事項、平成26年度から施行。）
- ・ 個人的な資格取得に関するものについては、支出できないことに留意します。

◆《参考》過去（政務調査費）の判例

- × △△連合会（政党）の政経セミナー会券代、前県知事を囲む市町村議員懇話会費
- 講演会「津軽文化の魅力を考える」参加費
《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》
- 地域科学研究会主催の研修会、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会主催のシンポジウム
《札幌高裁判決（平成19年2月9日）》

《広聴広報費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費) 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費 (印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費)
政務活動に要する経費細目	○ 広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する ○ 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする (ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする) ○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する ○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない ○ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する

◆支出にあたっての留意事項

【茶菓代】

- ・ 目的・参加人数を記載します。

【会場費・機材等の借り上げ】

- ・ 会議の内容に政務活動以外のものが含まれていないかに留意します。

【区政に関わる諸団体が主催する会合】

- ・ 区政に関わる諸団体が主催する会合とは、総会、新年会、忘年会、周年行事、懇談会等とし、議員として出席した場合の会費を対象とします。(ただし、原則として議員自らが所属している団体を除きます。)

【区政報告の提出】

- ・ 発行に要する経費を支出した号の原本を提出します。
※封筒を印刷した場合は封筒も提出します。

【区政報告の内容】

- ・ 選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。
※ 紙面に占める面積の割合での按分が合理的です。
※ 当該号発行に要するすべての経費を按分します。

【郵送用切手の購入】

- ・ 不適切な支出を予防する観点から、年間の上限額(100,000円)を設定しています。
※ 日常の通信用に使用する切手も含めて(項目を問わず)、議員1人当たりの上限額は100,000円です。
- ・ 領収書のほか、広報活動等に使用したことが類推できる説明や証拠資料が必要です
※簡単に換金可能な点に留意します。
※安価な「郵便区内特別郵便」(同時に100通以上出す場合)等がある点に留意して計上します。
場合によっては、説明も必要です。

【ハガキの購入】

- ・ ハガキを大量に購入する場合は、その理由を示すなど説明が必要です。（換金可能な点に留意）

【ホームページの運用管理経費】

○サイトに政務活動以外の内容が含まれる場合は按分が必要です。

※合理的な区分が困難な場合は、社会通念上相当な割合で按分します。

◆《参考》過去（政務調査費）の判例

市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものと解される。
《名古屋地裁判決（平成21年3月26日）》

議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、引退する議員の後継者の紹介、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等を掲載した部分もあり、後者の記載部分は議員自身をPRするものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨に適合するものといえることはできない。
《名古屋地裁判決（平成21年3月26日）》

（広報することにより区民から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点又は観点の政務調査活動の開始が見込まれるものに関する経費に限定せず）

なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本件会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事（※）を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。（※どの記事も紙面1ページの一部を占めるにすぎないことを踏まえた上での判決）

《東京地裁判決（平成20年9月5日）》

《要請陳情等活動費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 (資料印刷費、交通費、文書通信費)
政務活動に要する経費細目	○ 細目なし

《会議費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 (資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費) 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 (参加費・会費、交通費、文書通信費)
政務活動に要する経費細目	○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する

◆支出にあたっての留意事項

【茶菓代】

- ・ 会議の目的・参加人数を記載します。

【会場費・機材等の借上げ】

- ・ 会議の内容に政務活動以外のものが含まれていないかに留意します。

◆《参考》過去（政務調査費）の判例

政務調査費の対象外の経費として、政党活動・選挙活動に要する経費が定められているから、「政党本来の活動に関する会議」や「選挙運動に関する会議」に要した費用は政務調査費の支出対象から除外されるものの、そうでない場合には政務調査費の支出対象に該当するものと解すべきである。

《仙台高裁判決（平成19年12月19日）》

会派又は議員が陳情者等から市政に関する要望・意見を聴取することは、市議会において市民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨にも合致するものであるから、政務調査活動というべきであるところ、その際陳情者等に対しコーヒー等の飲食物を提供し、1月当たり2,000円程度の支出をすることも市政に関する調査研究に資するため必要な費用と認めるのが相当である。

《名古屋地裁判決（平成21年3月26日）》

少人数の会議を喫茶店で行うことは必ずしも稀なことではなく、その場合には会場費の負担に替えて（あるいは加えて）、喫茶代金の負担が伴うが、その費用も研修会等に要する経費に当たるといふべきであり、更に研修会、会議等において、お茶やお茶菓子程度の飲食を伴うことは、会合の活性化や円滑化に資するものとして一般的にみられるものであるから、その費用はその研修会等に要する経費に含まれるといふべきである。

《京都地裁判決（平成16年9月15日）》

《資料作成費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、原稿料)
政務活動に要する経費細目	○ 細目なし

《資料購入費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料)
政務活動に要する経費細目	○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○ 所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする ○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」(事務用品・備品購入費)として取扱う

◆ 支出にあたっての留意事項

【書籍・雑誌・新聞・その他資料購入】

- ・ タイトル・資料名のほか、継続的に発行されるものは「何月号」「何号」かを記載します。

【定期購読】

- ・ 1年を超える購読料は支出できません。

◆ 《参考》過去（政務調査費）の判例

雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件用途基準に合致しない支出であると認めるほかない。
《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部といえることができるから、その全額を本件用途基準に合致する支出であると認める。
《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

△△協会の平成16年度会員費及び新聞代（りんごニュース）については、同協会の会員費を含んでいることや議員の職業が農業であることに照らせば、個人的な支出であると認めるのが相当であるから、その全額を本件用途基準に合致しない支出であると認める。
《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

スポーツ紙は一般に娯楽性が高い読み物というほかはないのであって、スポーツ紙の購読が市政に直接、かつ、具体的に關わるような特段の事情がある場合は格別、そのような特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入してよいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認め難い。
《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

《事務費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費)						
政務活動に要する経費細目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○ 備品購入費については、実態に則して按分する なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ ポイントカードを導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する ○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない ○ インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に則して按分する ○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>固定電話（事務所専用）</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）</td> <td>1 / 4</td> </tr> </table> ○ 政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする ○ 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする 	固定電話（事務所専用）	1 / 2	固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1 / 2	固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1 / 4
固定電話（事務所専用）	1 / 2						
固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1 / 2						
固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1 / 4						

◆支出にあたっての留意事項

【事務用品や備品の購入】

- ・ 物品等の按分については、合理的な説明が必要です。

※所得税法で定める耐用年数は、パソコン4年、デジカメ5年、携帯電話機6年。

※購入時の金額が5万円以上の物品を備品と定義しているが、5万円未満の物品購入の場合も留意します。

※次ページ「《参考》物品等の耐用年数」参照。

- ・ 購入から任期満了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意します。**また、耐用年数内に再度備品を購入する場合には、合理的な説明が必要です。**
- ・ 備品台帳については、従来どおり各自で作成し管理します。（様式自由）ただし、備品については、透明性を高め、かつ区民の誤解を招かないよう適正な購入を行うという観点から、備品台帳の写しを議長に提出することとします。**また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとします。（平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行）**

【ポイント制度を導入する家電量販店等の小売店での購入】

- ・ 購入により発生したポイント相当額を控除して計上します。

※購入により発生したポイントが「領収書（レシート）によって確認できる場合」に適用されません。

- ・ 政務活動費による購入の際に貯めていたポイントを使用した場合には、そのポイント相当額は

現金による支払と同様に扱い、政務活動費として支出可能です。

【郵送用切手の購入】

- ・ 切手の購入については、P. 5を参照。

【ハガキの購入】

- ・ ハガキの購入については、P. 6を参照。

【携帯電話料金】

- ・ 携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、（使用）実態に則して按分します。（その際、合理的な説明が必要です。）
- ・ 議員本人分の料金が確認できる書類等が必要です。

※領収書の金額が…

- ・ 議員本人分のみの場合＝本人が使用する1回線分ということが確認できるように説明します。
- ・ 家族利用分も含む場合＝議員本人分の料金が確認できるように説明します。
- ・ 月々の料金に携帯電話本体の分割払い代金が含まれている場合があります。分割で購入する場合も、購入時の価格が5万円以上の場合は、備品台帳を作成するものとします。

◆ 《参考》過去（政務調査費）の判例

内訳が記載された領収書により真に事務用品として購入されたことを認めることができ、その2分の1に当たる金額が政務調査活動に資するため必要な費用であったと推認するのが相当である。
《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみる。

※事務所で使用するパソコンのリース料についての判決

《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

自宅の電話と事務所の電話が同一番号であり、電話料金の中には個人としての電話料金（合理的に案分すると2分の1）、政務調査以外の議員活動の電話料金（4分の1）が含まれていると推認されるから、残りの4分の1に当たる△△△円を正当な政務調査費用であると認めるのが相当。
《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

◆ 《参考》物品等の耐用年数

所得税法で定める主な器具及び備品の「減価償却資産に係る耐用年数」は次のとおりです。

（所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数表の一部を抜粋）

- ・ 「事務机、事務いす及びキャビネット」のうち「主として金属製のもの」（15年）、「その他のもの」（8年）
- ・ 「ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器」（5年）
- ・ 「パソコン（サーバー用のものを除く）」（4年）、「その他の電子計算機」（5年）
- ・ 「複写機、計算機（電子計算機を除く）」（5年）
- ・ 「テレタイプライター及びファクシミリ」（5年）
- ・ 「電話設備その他の通信機器」
 - …ア「デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備」（6年）
 - …イ「上記ア以外の電話設備その他の通信機器」（10年）
- ・ 「カメラ」（5年）

《事務所費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料)	
政務活動に要する経費細目	○ 事務所賃借料について	
	自己所有	計上できない
	賃借	事務所専用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする
	自 宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) × 1/2
<p>※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう</p> <p>※ 個人(一人会派含む)で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする</p>		
	○ 事務所光熱水費について	
	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2
	賃借	事務所専用 事務所光熱水費の支給割合の上限は1/2とする
	自 宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2

◆支出にあたっての留意事項

【事務所の賃料】

- ・ 「自己または生計を一にする親族」所有の物件を事務所として使用する場合は支出できません。

【生計を一にする親族】

「所得税基本通達」

(生計を一にするの意義)

- ・ 2-47 法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。
- (1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。
 - イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の

- 親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
- ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
- (2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

・ 個人(一人会派を含む)で契約する物件の場合、支出上限は月額50,000円です。

※「事務所専用で月額賃料が15万円の物件を個人で賃借する場合」
(個人または一人会派で交付を受けている場合)

…規定による1/2按分後の金額は75,000円ですが、支出できる額は50,000円となります。

※「自宅が賃借物件(月額賃料が15万円)で、議員事務所と兼用の場合」
(自宅面積に占める議員事務所使用部分の割合が1/5の場合)

…面積割合により1/5を乗じ、さらに1/2按分後の金額15,000円を支出できます。

★面積割合を示す書類(図面)を提出します。

★自身が代表を務める会社事務所の所有者が議員自身の場合も自己所有とみなし支出できません。

【事務所の光熱水費】

・ 自身が代表を務める会社事務所または自宅の一部を議員事務所として使用している場合は、使用部分の面積割合に応じて経費を按分して支出します。

※使用場所が賃貸物件であるか否かは問いません。

※面積割合を示す書類(図面)を提出します。

◆ 《参考》 過去(政務調査費)の判例

調査研究活動に資するためのものと後援会事務所とを兼ねていることがうかがわれ、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認め、その余の△△円については本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

※第三者から議員個人としての事務所を賃借している場合の判決

《仙台高裁判決(平成19年4月26日)》

光熱水道費、電話料金及び共同住宅管理費のうち全体の9分の1は、市政に関する調査研究活動のための事務所の維持管理費もしくは備品に関する経費として、その支払に事務所費を充てることが許されると解するのが相当。

※自宅の一部を議員事務所として使用している場合の判決

《大阪高裁判決(平成19年12月26日)》

賃貸借契約に係る賃借人である議員と賃貸人が親子の関係にあり、賃貸借の目的が、賃貸人である父が居住し、かつ父が代表取締役を務める会社が事務所として使用する建物の一室であるとしても、当該部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、上記賃貸借契約に係る月間使用料(賃料)の金額(月額5万5000円)にもかんがみると、原告が主張する事実関係から直ちに上記賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、また、上記賃貸借契約に係る建物部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を欠くものと推認することもできないというべきである。

※経済的に同一体ではない親と議員の賃貸借契約についての判決

《大阪高裁判決(平成19年12月26日)》

《人件費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)
政務活動に要する経費細目	○ 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない ○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする。

◆支出にあたっての留意事項

【生計を一にする親族】

- ・「生計を一にするの意義」については、P. 11、P. 12を参照。

【政務活動のみを補助する職員の賃金】

- ・ 政務活動の補助として雇用するため按分は不要です。

※勤務内容は「政務活動の補助」である旨を示すため、勤務の実情を示す書類を提出し、その中で具体的に説明します。

(例. 来客対応→「区民相談対応・要望整理」等、書類整理→「〇〇調査の書類作成補助」等)

※区政報告やホームページに関連する業務に従事した勤務日の賃金については、当該発行号等の他の経費支出時と同じ按分率を適用します。

※一定期間内で区政報告の集中的なポストイングが必要な場合、一時期に多人数のアルバイトを雇い、賃金を「広報費」で支出しても、人件費で規定する支出上限(議員1人当たり月額5万円)が適用されます。

※勤務日数が定期的な場合(ex. 毎週月～金の午前9時～午後3時など)は、政務活動のみとは捉えられない恐れがあるため、注意が必要です。

◆《参考》過去(政務調査費)の判例

常勤調査研究補助者は、議員の事務室における電話番や連絡係のみならず、市民による市政に対する要望の聞き取り調査、市当局に対する陳情等の政務調査活動の補助も行っているのだから、その補助者の給料の半額分を政務調査費から支出したとしても、本件条例、本件規則及び本件要綱の定める使途基準に照らして明らかに必要性・合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出したということとはできない。

《仙台地裁判決(平成20年3月24日)》

政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすれば、いくら職務に応じた妥当なものであると説明されても、容易に納得できるものではないし、そもそも妥当な支出であったか否かを検証することが困難であるといわざるを得ないことにかんがみれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではない。

《仙台高裁判決(平成19年4月26日)》

2 領収書その他の証拠書類の扱い

(1) 宛名の取扱い

①手書き領収書の場合

手書き領収書の場合は、宛名が記載されていることが一般的なため、原則として宛名の記載が必要です。

- ・ 宛名が未記載のものは、不可とします。
- ・ 宛名が上様書きのものも、不可とします。

②レジスター等の機器で印字された領収書の場合

監査の判断でも、小売店やコンビニエンスストアなどのレジスターから出力されたものについては、宛名が未記載の領収書であってもそのまま受領することは妥当であるとされています。但し、次の事項にご注意ください。

- ・ 「発行者、日付、取引内容、金額」が明記されていることを前提としています。（タクシー、有料道路、パーキング、小売店等）
 - ・ 領収書の金額が5万円以上の場合は、あらためて宛名を明記した領収書の発行を求めるか、宛名欄に宛名の記載を求めることとします。（平成21年度政務調査費調査検討委員会での申し合わせ事項）
 - ・ 領収書は、どんなに大きくても折り畳むなどそのまま添付します。
- ※ 劣化する恐れのある領収書については、原本とともにコピーも貼付するか、または発行者・金額・日付・内容などを補記します。

③宛名が議員本人ではない場合

原則として議員本人名義以外の領収書は無効です。

公共料金の契約者が配偶者等であるために領収書が配偶者等の名義となっているケースなどについては、早期に本人名義の契約に変更します。（平成22年度政務調査費調査検討委員会での申し合わせ事項）

ただし、自宅や自身が経営する会社の一部を議員事務所として使用しているときの光熱水費・通信費のように、各種サービスの契約者が配偶者や会社名義になっている場合のみ、次のように取り扱います。

- ・ 領収書の宛名が「配偶者」の場合は、①領収書原本 ②宛名が配偶者であることについての説明 ③配偶者が発行する証明書 の3点が必要になります。

(2) 領収書以外の証拠書類で代用することについて

① 光熱水費や電話料金を口座振替やクレジットカードで支払っている場合

原則領収書原本の提出が必要ですが、紛失等やむを得ない合理的な事情があると認められる場合は、次のように取り扱います。

【口座振替による支払いの場合】

振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。なお、その際、振替口座の通帳の原本は会派・議員が5年間保存します。

【クレジットカードによる支払いの場合】

クレジットカード会社が発行する利用明細書及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。

(3) 領収書が発行されないケース等の取扱い

インターネット接続料等が該当しますので、次のように取り扱います。

【口座振替による支払いの場合】

振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。なお、その際、振替口座の通帳の原本は会派・議員が5年間保存します。

【クレジットカードによる支払いの場合】

クレジットカード会社が発行する利用明細書及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。

3 提出書類

- (1) 「政務活動費収支報告書」 →17ページ参照
- (2) 「出納簿」 →17・18ページ参照
- (3) 「領収書その他の証拠書類（領収書等貼付用紙に貼付または別紙添付）」

なお、次の経費を支出する場合は、以下の書類を提出します。

- ①交通費…「政務活動交通費記録簿」 →19・20ページ参照
 - ②宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える日帰りの調査・研修会・講演会等の経費…「政務活動視察報告書」 →21ページ参照
 - ③広報紙発行に要する経費…「広報紙」
 - ④備品の購入に要する経費…「備品台帳の写し」
※参考様式の「備品台帳」か、同台帳の記載事項を満たしている書類等を提出します。
 - ⑤補助職員の賃金等…次のA・Bのとおり、勤務の実情を証明する書類
 - A 議員活動全般を補助する職員（議員事務所や会派事務所で定期的に雇用している職員）の場合
「雇用契約書の写し」
 - B 政務活動のみを補助する職員（特定の政務活動の補助を行うために雇用する職員）の場合
「氏名、住所、生年月日、勤務日・時間、勤務内容、時給（日給）が確認できる書類」
※参考様式の「政務活動補助職員勤務報告書」か、同報告書の記載事項を満たしている書類等を提出します。
 - ⑥事務所の賃料…次のとおり、事務所の要件を具備していることを証明する書類
 - A 事務所専用の物件を賃借する場合
「事務所の賃貸借契約書の写し」
 - B 自宅と兼用の場合…次のaまたはbの書類
 - a 「自宅の賃貸借契約書の写し」
 - b 「賃貸人、支払先、物件所在地、賃料、図面・写真等が確認できる書類」
- ★ 「自宅等、他の用途と兼用している事務所の賃料・光熱水費」を支出する場合、事務所使用部分の面積等を考慮した按分が規定されているため、上記の書類とあわせて「面積割合を示す書類」も提出します。
※11・12ページ「◆支出にあたっての留意事項」を参照。

4 書類作成上の留意事項 (様式を定めているもの)

(1) 「政務活動費収支報告書」 ※提出必須書類

原本を提出しますので、写しを平成32年4月30日が過ぎるまで保存します。

なお、「収支報告書出納簿入力フォーマット (Excelファイル)」は、平成25年度と共通です。

①日付

- ・事務局への提出日を記載します。

②議員名

- ・政務活動費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記載します。
- ・議員個人で受けている場合は「議員氏名」を記載します。

③備考欄

- ・項目ごとに「主な支出内容」を記載します。

(2) 「出納簿」 ※提出必須書類

写しは平成32年4月30日が過ぎるまで保存します。

①日付

- ・入出金があった日を記載します。(領収書の日付、口座振替日など)

《参考》平成26年度分政務活動費の振り込み日

4月～6月分=4月10日、7月～9月分=7月10日、
10月～12月分=10月10日、1月～3月分=1月9日

- ・「交通費」は、ひと月単位で当月分の金額をまとめ、「月の末日付」で計上します。
《出納簿記載例》1月31日付 交通費(1月分) ****円

②摘要

- ・支出内容、按分率等を記載します。

※年に複数回支払う場合はいつの分か(*月分、*月*日発行分 等)を記載します。

※主な支出の記載例は次のとおりです。

「物品購入」	= (例) 事務用品代 (上質紙、プリンタインク) 1/2
「資料購入」	= (例) 資料代 (世田谷区幼保一体化資料)
「書籍購入」	= (例) 書籍代 (住民と歩む協働型社会、地域からつくる子育てネットワーク 他3冊)
「雑誌購入」	= (例) 雑誌代 (週間△△経済 10月9日号)
「備品リース」	= (例) コピー機リース料 (10月分) 1/2
「賃金」	= (例) 政務活動補助職員賃金 (10月分 鈴木一郎)
「区政報告発行経費」	= (例) 区政報告印刷代 (10月10日発行号) 4/5 = (例) 区政報告郵送切手代 (10月10日発行号) 4/5

「光熱水費」	= (例) 事務所電気料 (10月分) 1/4
「電話料金」	= (例) 事務所電話料 (10月分 FAXあり) 1/2
「講師謝礼」	= (例) 講師謝礼 (防災・まちづくりに関する勉強会)
「研修等参加費」	= (例) 研修会参加費 (地方議員政策研究研修)
「交通費」	= (例) 交通費 (10月分)
「駐車料金」	= (例) 駐車料 (区民相談)
「有料道路通行料」	= (例) 高速料金 (用賀一御殿場/御殿場市スポーツ施設訪問)
「地方視察経費」	= (例) 宿泊費 (京都市・神戸市視察)

③項目

- ・ 政務活動に要する経費の各項目の内容・例示経費を確認のうえ選択します。

※2～13ページの該当する支出項目の部分参照。

④整理番号

- ・ 出納簿への記載順 (昇順) で機械的に番号をふります。

※「月単位」「年間通し」どちらでも構いません。

(3) 「領収書等貼付用紙」 ※提出必須書類 (領収書等とあわせて)

①出納簿整理番号

- ・ 該当する「出納簿の整理番号」を記載します。

※貼付した領収書が複数の支出に該当する場合は、枠外でも構いませんので、該当するすべての支出の整理番号を記載します。

②領収書等貼付欄

- ・ サイズが大きい証拠書類等は、折って貼らずに別紙として添付します。

※その際は、貼付欄に「別紙のとおり」「支出の明細は別紙添付」のように記載します。

- ・ 領収書を複数枚貼る場合は、「他の領収書」と重なったり、「備考欄への記載事項」が隠れないようにします。

※重なってしまう場合は貼付用紙を分けて添付します。

③備考欄

- ・ 出納簿に「支出の内容」を書ききれない場合や、次に該当する場合には必ず説明を記載します。
- ・ なお、説明資料がある場合は、貼付用紙の別紙として提出します。

※領収書と異なりサイズが大きいため、貼付用紙に貼らずにファイルに綴じます。

【領収書等の金額と出納簿に記載の金額が異なる場合】

* 金額が異なることの説明が必要です。

* 実績では次のケースが該当します。

A 複数購入したうちの一部を計上 (書籍・事務用品の購入等)

《説明記載例》

購入額8,000円のうち、書名1,050円、書名630円、書名840円、書名2,100円の合計4,620円を計上

B 按分による計上（光熱費、電話料、賃料、備品購入等）

《説明記載例》

支払額10,000円×使用面積の割合による按分 $1/4 \times 1/2 = 1,250$ 円計上

C 発生ポイント分を控除しての計上（家電量販店等ポイント制度導入店での購入）

《説明記載例》

購入額10,500円から発生ポイント分1,050円を値引き相当額として控除した9,450円を計上

【領収書・出納簿の記載内容では購入したすべての品名を確認することができない場合】

* 購入したすべての品名・内訳を記載します。

* 実績では、事務用品等の消耗品や書籍を購入した場合が該当します。

【その他、政務活動との関連性がわかりにくいと思われる場合】

* 適正な支出であることを示すために説明が必要です。

* 実績では、次のケースが該当します。

・ 講師謝礼

《説明記載例》10月10日開催の△△勉強会で、「□□□」についての講義を依頼。

・ 施設の入場料や観覧料

《説明記載例》△△に関する調査。

・ 備品購入

《説明記載例》調査研究先での説明に利用するモバイル用。

機器の性質上、政務活動以外にも使用できるため、1/2按分して計上。

・ 切手購入

《説明記載例》区政報告(No.123)郵送用。80部送付。

・ ホームページ更新料

《説明記載例》△△ページの更新。ホームページのURL http://****.com

（４）「政務活動交通費記録簿」 ※交通費を支出する場合に提出

交通費以外の支出は領収書等の貼付や支出の説明用に「領収書等貼付用紙（前ページ（３））」を使用しますが、交通費については領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、日付単位で金額・出張先・経路・出張目的等を記載できる「交通費記録簿」を領収書等貼付用紙の代わりに使用します。

① 全般事項

・ 領収書が発行される場合（タクシーや一部の鉄道・バス等の利用時）は、記録簿の裏面に領収書を貼ります。

※領収書の枚数が多い場合は裏面ではなく、他の用紙（様式自由）に別途貼付して提出します。

・ なお、「移動に伴う交通費以外の経費」は交通費記録簿ではなく、他の支出と同様に領収書等貼付用紙を使用します。

※ガソリン代、有料道路の通行料、駐車・駐輪料等が該当します。

② 出納簿整理番号

・ 該当する「出納簿の整理番号」を記載します。

③出張先

- ・施設名や団体名等、具体的に記載します。

※地方視察の場合も同様です。

※区民相談等で個人のお宅を訪問する場合は、具体的に所在地・お名前を公表することが好ましくないケースが多々見受けられます。その場合には、利用交通機関・経路が適正であることを示すために「地名・町名」等を記載します。

④利用交通機関

- ・「鉄道」「バス」「タクシー」等に区分して記載します。

⑤経路（出発駅－到着駅）

- ・駅間の移動ではない場合は、「地名・町名・施設名」等を記載します。

※タクシーや一部の鉄道・バスなど、領収書が発行されるものは、領収書ごとに経路を区切って記載します。

⑥備考欄

- ・出張内容を記載します。

《記載例》△△に関する調査、△△会議、△△研修受講、区民相談・意見聴取 等

- ・その他、交通費計上に関する説明等があれば記載します。

⑦視察や研修参加などで、他都市に行った場合

日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京－他都市間の交通費」があります。処理方法等は次のとおりです。

【利用日に乗車券を購入する交通費】

- *該当するケース（実績）

「他都市現地で移動する際」の鉄道・タクシー等の運賃

→タクシー以外は領収書が発行されないケースがほとんどです。

- *処理方法

日常の交通費と同様です。

【乗車券を事前に購入する場合】

- *該当するケース（実績）

「東京－他都市間」の往復のJR運賃・航空運賃（領収書の発行あり）

- *処理方法

乗車券代を支払った日付（領収書の日付）で計上します。

→交通費以外の支出と同様です。領収書等貼付用紙に領収書を貼付し、備考欄に「出張日程・出張先・乗車区間等」を記載します。

※「東京－他都市間」の乗車券等を利用日に購入した場合でも、上記交通費以外の支出と同様の扱いとなります。

※現地での移動交通費もある場合は、備考欄に「現地での移動交通費は**月分交通費記録簿を参照」のように記載します。

(5) 「政務活動視察報告書」

宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える日帰りの視察等経費を支出する場合に提出します。

① 全般事項

・「別途報告書類を作成する場合」は、当視察報告書を表紙にし、作成した書類を添付します。

※報告書の「概要」欄には「添付報告書類のとおり」のように記載します。

・複数の議員による視察で「連名で報告書を提出する場合」もすべての参加議員に提出していただく必要があります。

※次のように処理します。

【代表する議員1名】

※通常どおり当視察報告書を記載し、作成書類や資料を添付します。

【その他の参加議員】

※概要欄以外は通常どおりに、概要欄には「連名で作成したため、〇〇議員の視察報告書を参照」のように記載してください。資料等の添付も不要です。

※会派で政務活動費を受け取っている場合の会派視察は、会派名で提出します。

② 会派・議員名

・政務活動費を会派で受け取っている場合は「会派名」を、個人で受け取っている場合は「議員名」を記載します。

③ 出納簿整理番号

・当該視察・研修について計上したすべての支出の整理番号を記載します。

④ 実施日

・当該出張の期間を記載します。

⑤ 参加者氏名

・参加するすべての議員名を記載します。

⑥ 視察先

・「訪問先の施設名、担当部署」等と「道府県名や市町村名」を記載します。

※研修の場合は「研修場所（施設名）と道府県名や市町村名」を記載します。

⑦ 視察目的

・「何を調べるため（学ぶため）に訪問したのか」を簡潔に記載します。

⑧ 行程

・往復の経路について、利用交通機関や利用区間等を記載します。

⑨ 概要

・「政務活動による現地調査(研修)」であることを明確に記載します。

※視察先で入手した資料、研修内容が確認できる資料等がある場合は、写し等を添付します。

【記載例】政務活動費収支報告書

別記様式(第10条、第11条関係)

提出日を記入します
 ※平成27年4月1日～4月30日に提出していただくこととなります

平成 27 年 4 月 3 日

杉並区議会議員 宛

政務活動費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記入します

議員名 ○○ ○○○ (印)

年度を記入します

平成 26 年度政務活動費収支報告書

年度を記入します

平成 26 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

項目ごとの金額と、最下段には支出合計額を記入します

26年度の交付額を記入します

1 収入 政務活動費 1,920,000 円

主な支出内容を記入します
(単位 円)

項目	金額	備考
調査研究費	300,000	○○市視察経費等
研修費	50,000	○○研修参加費
広聴広報費	700,000	区政報告の作成・郵送費等
要請陳情等活動費	0	
会議費	10,000	○○会議会場費等
資料作成費	0	
資料購入費	100,000	書籍購入費
事務費	120,000	事務所の電話料・インターネット接続料等
事務所費	400,000	事務所の賃料・光熱水費
人件費	200,000	政務活動補助職員賃金
合計	1,880,000	

「1収入-2支出」の金額を記入します

3 残額 40,000 円

※「収支報告書・出納簿入力フォーマット」をご使用の場合、背景が色付の吹き出し部分は自動入力されます

【記載例】領収書等貼付用紙

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月分	No. 2・6
----------	-----	---------

該当する「出納簿の整理番号」を記載します

領収書等貼付欄													
<p>複数の枚数を貼付する際は、「他の領収書」「備考欄の記載内容」に重ならないようにします</p> <p>※サイズが大きい証拠書類は、貼らずに別紙として添付します</p>	<table border="1"> <tr> <td>領収証</td> <td>27年 7月2日</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>¥ 〇,〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>但し、〇〇〇〇として</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇書店 印</td> <td></td> </tr> </table> <p>品名、内容等がわかるよう記入を依頼します</p> <p>※「購入点数が多く書ききれない場合」、「補足説明が必要と思われる場合」は、下段の備考欄を使い補足します</p> <p>※「お品代」という表現は好ましくありません</p>	領収証	27年 7月2日	〇〇〇〇 様		¥ 〇,〇〇〇-		但し、〇〇〇〇として		〇〇書店 印			
領収証	27年 7月2日												
〇〇〇〇 様													
¥ 〇,〇〇〇-													
但し、〇〇〇〇として													
〇〇書店 印													
	<table border="1"> <tr> <td>領収証</td> <td>27年 7月 7日</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>¥ 〇〇,〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>但し、事務所賃料(8月分)として</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 印</td> <td></td> </tr> </table> <p>支出内容の説明を記載します</p> <p>「政務活動費の支出に関する事務処理について」の 〇 〇 ページを参照のうえ、記載します</p>	領収証	27年 7月 7日	〇〇〇〇 様		¥ 〇〇,〇〇〇-		但し、事務所賃料(8月分)として		(株)〇〇		〇〇〇〇 印	
領収証	27年 7月 7日												
〇〇〇〇 様													
¥ 〇〇,〇〇〇-													
但し、事務所賃料(8月分)として													
(株)〇〇													
〇〇〇〇 印													
備考	<p>「記入例1」 書籍代 領収書金額のうち〇,〇〇〇円計上 《書籍名》〇〇〇〇、〇〇〇、……</p> <p>「記入例2」 事務所賃料(自宅兼用) 支払額10,000円×使用面積の割合による按分1/4×1/2=1,250円計上</p> <p>「記入例3」 研修参加費 《研修名〇〇、開催日時〇〇、会場〇〇、主催者〇〇及び概要等〇〇》</p> <p>「記入例4」 購入額10,500円から発生ポイント分1,050円を値引き相当額として控除した9,450円を計上</p>												

【記載例】政務活動交通費記録簿

第2号様式(第3条関係)

政務活動交通費記録簿

出納簿 整理番号 7月分 No. 16・17

議員名 ○ ○ ○ ○

出納簿の整理番号を記載し
ます

備考欄には、出張内容を記
入します

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	項目	備考
2	区民宅(阿佐谷南)	鉄道・バス	善福寺-南阿佐ヶ谷 ※往復	2,000	広聴広報費	区民相談
11	横浜市役所	鉄道	西荻窪-日本大通り ※往復	1,560	調査研究費	〇〇調査
14	〇〇市役所	鉄道	新大阪-茨木-大阪	420	調査研究費	〇〇市視察 現地での移動交通費
15	〇〇センター 〇〇市役所	鉄道、タクシー	大阪-茨木、茨木-〇〇センター(タカシマ)、〇〇センター-〇〇市役所(タカシマ)、茨木-新大阪	2,420	調査研究費	〇〇市視察 現地での移動交通費
18	板橋区役所 練馬区役所	タクシー	自宅-板橋区役所、板橋区役所-練馬区役所	3,000	調査研究費	〇〇調査
20	〇〇駅自転車駐車場 △△駅自転車駐車場	鉄道・バス	善福寺-〇〇-△△-善福寺	1,120	調査研究費	〇〇調査
22	〇〇会館	鉄道、タクシー	荻窪-東京、東京駅-〇〇会館-大手町(タカシマ)、大手町-阿佐ヶ谷	4,000	研修費	〇〇研修受講 件数が多く、複数枚 使用する場合は、最終 ページにのみ項目ごと の合計額を記入します ※出納簿へは「該当月の 末日」付で項目ごとに記 帳します
<p>◆視察や研修参加などで、他都市に行った場合 日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京-他都市間の交通費」があります。 詳しくは「政務活動費の支出に関する事務処理について」の19・20ページを参照。</p>						
				2,000	広聴広報費	
				8,520	調査研究費	
				4,000	研修費	

タクシーなど、領収書が発行されるものは...
 ①領収書ごとに経路を区切って記載
 ②領収書は裏面に貼付

【記載例】政務活動視察報告書

第3号様式（第4条関係）

政務活動視察報告書

会派・議員名 ○○○○

記載事項は・・・
 ①政務活動費を会派で受け取っている場合…「会派名」
 ②個人で受け取っている場合…「議員名」

出納簿 整理番号	6月分 7月分	No.20 No.7・10・16
----------	------------	---------------------

この視察・研修について計上したすべての支出の整理番号（出納簿）を記載します

視察・研修会等報告	
実施日	平成26年 7月14日～平成26年 7月15日
参加者氏名	○○○○ ○○○○ ○○○○
視察先	○○市○○センター ○○市子育て推進課
視察目的	介護保険計画調査 子育てサポート事業調査
行程	

記載事項は・・・
 ①視察の場合
 訪問先の「施設名、担当部署」など
 ②研修の場合
 「研修場所（施設名）」など

記載事項は・・・
 ①視察の場合
 「調査対象、何に関する調査か」など
 ②研修の場合
 「何に関する研修か」など

記載事項は・・・
 往復の経路について、利用交通機関や利用区間など書ききれない場合は別紙添付

概要

◆記載する際の留意事項

「政務活動による現地調査（研修受講）」であることがわかるようにします。

※視察先で入手した資料等がある場合は、写し等を添付します。
 ※研修・会議等の場合は、内容が確認できる資料があれば添付します。

→報告書を別途作成している場合
 * この欄に「別添、報告書のとおり」のように記載します。
 * 別途作成した報告書やその他資料をこの報告書に添付し提出します。

【参考】備品台帳

議員氏名又は会派名

品目 (形態・型番)	数量	購入価格	①取得年月日 ②廃棄年月日	設置場所 (所在地)	備考
パソコン DELLATTITUDE D531	1	120,000円	平成26年5月14日 ②	議員控室 阿佐谷南1-15-1	Microsoftoffice2003を含む。 出納簿H26.7.20
			① 円		①購入価格に付属品等が含まれる場合は記載しておきます。 ②クレジットカードによる支払いの場合は、支払日(出納簿に計上した日付)を上記入します。
			取得年月日は、基本的に購入年月日を記入します。	実際に購入した金額を記入します。	実際に備品が置いてある場所を記入します。
			②		
			① 円		
			②		
			① 円		
			②		
			① 円		
			②		
			① 円		
			②		
			① 円		
			②		
			① 円		
			②		

品名や形状、型番を記入します。

実際に購入した金額を記入します。

取得年月日は、基本的に購入年月日を記入します。

実際に備品が置いてある場所を記入します。

①購入価格に付属品等が含まれる場合は記載しておきます。
②クレジットカードによる支払いの場合は、支払日(出納簿に計上した日付)を上記入します。

上記のような内容で作成し、各自で保管します。写しを一部議長へ提出します。

【参考】政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

政務活動補助職員
勤務報告書

(26年 9月分)

議員名 ○○○○

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容	
1	月						
2	火	13:00-15:00	2	1000	2,000	区政報告(第○号)作成補	
3	水	10:00-12:00	2	1000	2,000	区政報告(第○号)作	
4	木	時給(日給)のほか、日付ごとに勤務時間・勤務内容を記載します					「政務活動の事務補助」ということがわかるように、できるだけ具体的に記載します ※政務活動費で支出可能な政務活動補助職員への賃金は、議員活動全般ではなく、「政務活動の補助」に対してのみです。 そのため政務活動との関連性がわかるように記載します。
5	金						
6	土	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
7	日	—					
8	月	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
9	火	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
10	水						
11	木	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助	
12	金	15:00-18:00	3	1000	3,000	○○会議事務補助	
13	土						
14	日	—					
15	月	—					
16	火	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助	
17	水						
18	木	11:00-20:00	8	1000	8,000	ホームページ更新(区政報告ページ)事務補助	
19	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○資料作成	
20	土	—					
21	日	—					
22	月						
23	火	—					
24	水	18:00-21:00	3	1000	3,000	○○資料作成	
25	木						
26	金	勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載します					押印は朱肉を使用します ※スタンプ印は好ましくありません
27	土	(雇用契約書を作成する場合に準じています)					
28	日						
29	月	なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開示しますので、本人にその旨を説明してください					
30	火	※ご住所と生年月日は公開しません					

合計

出勤日

11日

63,000 円

勤務者

氏名 ○○ ○○

印

生年月日

○○年○月○日

住所

杉並区○○○ 1-1-1